安（岩倉紙芝居館古典館<http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm>）　　　　宰主　上田啓之

出雲國風土記　（テキストの異同・訓は、講談社学術文庫　全訳注　萩原千鶴　に準じている）。下巻　出雲郡以下

出雲郡、郷捌。〔里廿三〕、神戸壱。〔里弐〕
神門郡、郷捌。〔里廿弐〕、餘戸壱。驛家弐。神戸壱。〔里壱〕
飯石郡、郷漆。〔里壱十九〕
仁多郡、郷肆。〔里壱十弐〕
大原郡、郷捌。〔里廿四〕

**出雲郡**
合郷捌（八）　里廿三。神戸壹　里二。
健部（たけるべ）郷。今依前用。漆沼（しつち）郷。本字志司治。河内（かふち）郷　今依前用。出雲（いづも）郷。今依前用。杵築（きづき）郷。本字寸付。伊努（いぬ）郷。本字伊農。美談（みたみ）郷。本字三太三　〔以上漆、郷別里参〕。宇賀（うか）郷。今依前用。神戸（かむべ）郷。〔[里二〕。
所以號出雲者、説名如國也。

**健部郷**。郡家正東一十二里二百廿四歩。先所以號宇夜里者、宇夜都弁命、其山峯天降坐之。即彼神之社、至今猶坐此處。故云宇夜里。而後、改所以號健部者、纏向檜代宮御宇天皇、勅、不忘朕御子、倭健命之御名、健部定給。爾時、神門臣古禰、健部定給。即健部臣等、自古至今、猶居此處。故云健部。
健部（たけるべ）の郷（さと）。郡家（こほりのみやけ）の正東一十二里（さと）二百二十四歩（あし）。先に宇夜（うや）の里と号（なづ）けし所以は、宇夜都弁命（うやつべのみこと）、其の山の峯（みね）に天降（あまくだ）り坐（ま）しき。即（すなは）ち彼（そ）の神の社（やしろ）、今に至るまで猶（なほ）此処（ここ）に坐（いま）す。故（かれ）、宇夜の里と云ふ。而（しか）して後、改めて健部と号けし所以（ゆゑ）は、纏向（まきむく）の檜代（ひしろ）の宮に御宇（あめのしたしら）しめしし天皇（すめらみこと）、勅（の）りたまひしく、「朕（あ）が御子、倭健命（やまとたけるのみこと）の御名（みな）を忘れじ」とのりたまひて、健部を定め給ふ。尓（そ）の時、神門臣古祢（かむどのおみふるね）、健部と定め給ふ。即ち健部臣等（たけるべのおみたち）、古より今に至るまで、猶此処に居り。故、健部と云ふ。
■宇夜都弁命を祭神とする社は神代神社と注され、社伝に、「この神がこの地に天降られて以来、開拓・耕作・漁・女の道など、住民を守り、教え賜う神と伝えられている」とされる。これからすれば、「うや」は「ゐや」に同じ、「宇夜宇夜（恭）しく」の宇夜とみられやう。「つべ」は飯石郡の伊毗志都幣命（いひしつべのみこと）の「つべ」と共通しており、記紀の土着の女神に用ゐる「とべ」と同じく女神の称とみられるやうだ。記紀の「とべ」とは異なり、この「つべ」は天降り坐す女神であり、記紀の神より古くから崇敬されていた女神とならう。■纏向檜代宮御宇天皇とは大足彦忍代別天皇（景行天皇）のこと。■倭健命は、「紀」の日本武尊のこと、健部は、交通上の要地などに設けられた軍事的部民と注される。■宇夜の里で宇夜都弁命を祭祀していた神門臣古祢が、景行天皇の意を尊重して、郷名を宇夜から健部に変へた。この伝承によれば、古祢は景行天皇の時代の人物であり、その時に、ヤマト政権の意に応じたことにならう。■「紀」には、御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神天皇）六十年の秋七月条（[日本書紀巻5](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki14.htm#六十年秋七月)）に、神宝を管理する出雲振根（いづものふるね）を誅する事件を記していた（「記」には無い記述。神宝を献上した弟の入根を振根が殺す場面は「記」の倭建命が出雲建を殺す場面と類似している）。「記」には、大帯日子淤斯呂和気天皇（景行天皇）の時、小確命が熊曾建（くまそたける）二人を殺し、倭健命を名乗り、出雲に入り出雲建（いづもたける）を殺し（「紀」には無い記述）、西方を平定したと記している。神門臣古祢（ふるね）と出雲振根（ふるね）とを同一視する説もあるが、記紀では時代が合致しない。風土記は、「記」の出雲建にも西方平定にも、神宝事件にも一切触れていない。ただ、「記」にあって、伊久米伊理毘古伊佐知命（垂仁天皇）の御子、品牟都（本牟智）和気命が「言はぬ」ことを「出雲の石𥑎（いはくま）の曾宮（そのみや）に坐す葦原色許男大神（あしはらしこをのおほかみ；大国主神）」の祟りとしたことは、神宝事件を前提とするものであり、「紀」にあって、活目入彦五十狹茅天皇（垂仁天皇）の御子、譽津別王が「言はぬ」ことを記す（[日本書紀巻6](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm)）も、大国主神の祟りを前提にしていやう。■出雲が倭政権に従った伝承は、「記紀」の神代の国譲り、「紀」の崇神天皇神宝事件、「記」の倭健命の出雲建討伐がある。その前提として、皇孫を守護するといふことで、大物主神が神代に三輪、阿遅須伎高孫根命の御魂が葛木、事代主命の御魂が宇奈提、賀夜奈流美命の御魂が飛鳥に坐したことになっている。出雲郡の冒頭を健部郷とするは、このことを想起せしむ。出雲族は神武天皇のはるか以前に倭に勢力を拡大していたことを反映していやう。出雲が国譲りをできる歴史上の女王となれば卑弥呼、倭（奈良)で皇孫を守護するとは、先住の出雲族が磐余彦命（神武天皇）の倭入りを助力したことになる。

**漆沼郷**　郡家正東五里二百七十歩。神魂命御子、天津枳比佐可美高日子命御名、又薦枕志都沼値之。此神と、郷中坐。故云志司沼。〔神亀三年、改字漆沼〕。即有正倉。
漆沼（しつち）の郷。郡家の正東五里二百七十歩。神魂命の御子、天津枳比佐可美高日子命（あまつきひさかみたかひこのみこと）の御名（みな）を、又薦枕志都沼値（こもまくらしつちち）と云ひき。此の神、郷の中（うち）に坐（いま）す。故、志司沼と云ふ。〔神亀三年、字を漆沼と改む〕。即ち正倉（みやけ）有り。
■天津枳比佐可美高日子命は、古写本に天津枳値可美高日子命とあり、曽伎乃夜（そきのや）社の祭神であり、神名火山の条に、「曽支能夜（そきのや）の社･･･此の山の巌（みね）に在り」とあり、社伝に「祭神 伎比佐加美高日子命は、この地方（キヒサの里）の首長神であり、出雲大神の祀主である･･･石𥑎の曾宮は当社である。（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430549-01.html)）」としている。「記」において、先に見た本牟智和気命を迎へたのが、「出雲の国造（くにのみやつこ）の祖（おや）、名は岐比佐都美（きひさつみ）」とあり、キヒサの地の由来となり、枳値を枳比佐としたと思はれる。同時に、出雲国造の祖を葦原色許男大神（大国主神）といふよりは、天津枳値可美高日子命と訂正したことになる。神魂命といふ大国主神より古い神、そして、その御子の高日子であり高貴な男神であられ、神名火山（仏経山）の山頂のみならず郷中にも坐したといふ。何の神かは分からないが天より降り、その地の民にも受け容れられた神であったやうだ。■薦枕は、まこもで作った枕であるが、「し」にかかる枕詞、志都沼値は志都沼の霊（ち）で、この地の地霊神と注される。天降りした枳値可美高日子は、大国主神、記紀の神仏の影に隠れ、地霊神とみなされたが、本來は、この地を代表する神であった。■この地域では、荒神谷遺跡・加茂岩倉遺跡の大量の銅剣･銅矛、銅鐸が発見されている。荒神谷遺跡の出土地層の焼土の年代測定でAD250±80～1250±80、炭化物の14C年代測定では320年、670年、550年といふ結果が得られ、弥生時代末期から飛鳥の時代の地層のようである。造られた器具の年代は弥生V期（AD100年頃以降）以前とされ、また大量に出土していることから、この地は、この地域のみならず広範囲な共同体の祭祀用具を集積するに相応しい地と見なされていたやうであり「近藤喬―はさらに、（弥生）中期までの銅鐸と武器形祭器を 使ったシャーマンによる農耕儀礼から、後期の独自の祭器による共同体祭祀への祭器二段階説 を提唱した。この頃佐賀県鳥栖市の安永田遺跡で同鐸の鋳型が発見され、これ以降北部九州で 銅鐸に関連した資料が増加するにつれ、武器形青銅器も銅鐸と同様に共同体内での農耕祭祀などに使われたという考えが一般的になった。神庭荒神谷青銅器のセット関係もまさにそれを証明するものといえよう（出雲神庭荒神谷遺跡、全国遺跡報告総覧[HP](http://sitereports.nabunken.go.jp/ja/13824)）」、また、九州と近畿を視野においた共同体が想定されている「神庭荒神谷遺跡への青銅器の埋納は、銅剣と銅鐸・銅矛ではその意味合いが違っているかも しれない。特に銅剣は出雲型銅剣と表現されたことがあるくらいに、出雲地域に集中するもの であり、出雲地域の集団が好んだ、あるいは選択した青銅製祭器といえよう。また、銅鐸と銅矛はそれぞれ近畿や北部九州との結び付さを示すものであり、両地域との文化的交流あるいは 社会的関係を示すものである（前掲HP）」。銅鐸については、小共同体の時代の地霊・穀霊の依代とみられ、それらが埋納されたことを倭の高天原信仰、あるいは、銅剣･銅矛を含めて、小共同体を越えた大規模な政治的脅威からの守護を祈念するためであったともみられるやうである。「三品彰英は、銅鐸が、古代のまつりの呪具で地霊、穀霊の依代であって、銅鐸を埋めること によって、大地の霊を鎮め、また掘り出しては、地霊、穀霊を地上に迎え豊穣を祈念するもの (知的宗儀)と し、高天原信仰 (天的宗儀)の 出現によってその使命を終えたとした（前掲HP）」とあるが、堀り起こす例はないと批判し、「寺沢薫は･･･『聞く銅鐸』は『穀霊を封じ込め、悪霊から守護する呪器』で常時安置されていたが、『銅鐸の埋納はそうした年々の安定した日常生活が破られ、かつてない困難な状況に落ちいった時、最後の切り札として共同体の総力をあげて執行された』･･･『見る銅鐸』は『IV様式後半からV様式初頭の北部九州の政治的動向は、銅鐸圏の人々に かつてない緊張と耐え難い負担を及ぼし』 、『小共同体を越えた大地域を政治的な侵犯や戦争によって浸しくる邪気から守護するカミを宿らせ、成長させるための呪器として極限まで巨大化』し、『より政治的な意図を内包して大地域あるいはそれを越えた境界に埋納された』」とする見解もある。
　それが大国主神の時のことか？天津枳比佐可美高日子命の時のことか？そこに関して、今後、これらの地層や銅剣･銅矛、銅鐸が何を語るであらう。

**河内郷**　郡家正南三百九十七歩。一十三里一百歩。斐伊大河、此郷中北流。故云河内。即有隄。長百七十丈五尺。〔七十一丈之廣七丈、九十五丈之廣四丈五尺〕。
河内（かふち）の郷。郡家の正南三百九十七歩。一十三里一百歩。斐伊（ひ）の大河（おほかは）、此の郷の中を北へ流る。故、河内と云ふ。即ち隄（つつみ）有り。長さ百七十丈五尺。〔七十一丈の広さ七丈、九十五丈の広さ四丈五尺〕。
■斐伊大河　出雲大河のこと。当時は神門水海に流れ込んでいた。屈折した水流に囲まれた土地、また、河沿いの谷合の地であり、河（かは）の「ふち」が短縮して「かふち」、「ち」に万葉仮名「内」を充てた。

**出雲郷**　即属郡家。〔説名如國。〕

**杵築郷**　郡家西北廿八里六十歩。八束水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮将奉而、諸皇神等参集宮處杵築。故云寸付。〔神亀三年、改字杵築〕。
杵築（きづき）の郷。郡家の西北二十八里六十歩。八束水臣津野命（やつかみづおみづのみこと）の国引き給ひし後に、天の下所造らしし大神の宮奉（つかへまつ）らむとして、諸（もろもろ）の皇神等（すめかみたち）、宮処（みやどころ）に参集（まゐつど）ひて杵築（きづ）きき。故、寸付（きづき）と云ふ。〔神亀三年、字を杵築と改む〕。
■「支豆支の御崎」を八束水臣津野命によって引き寄せられた国としたための言及で、八束水臣津野命の国引きが大穴持命に先行することをいうわけではない（小倉慈司）と注される。ならば大穴持命が国引き以前から存在せずしては成立しなく、同時に「国譲り」する大国主神でもあり、時系列を無視せざるを得なくなる。所造天下大神＝大穴持命＝大国主命といふ設定がもたらす昏迷である。
所造天下大神の造った「狭布の稚国」に志羅紀（しらき：新羅）から引いてきて縫い合はせたのが「支豆支の御崎」であり、八束水臣津野命が所造天下大神の宮に奉仕するために出雲の各地の神々を糾合して宮を造ったといふが風土記の主張である。
この宮は国引き直後に、所造天下大神の爲に造られたものであり、大国主命の「国譲り」に際して造られたものとするは、飛躍がありすぎる。ところで、所造天下大神が天下を造成する事業には言及がない。わずかに、「狭布の稚国」の伝承が遺されているのみであるが、所造天下であり、出雲族は海人の伝統を受け継ぐものであり、本來は、海洋の中に島が産まれる伝承、恐らくは海底火山活動による島の造成のやうな伝承が所造天下大神に関するもの、国引きは、マントルによる大陸移動のやうな伝承が八束水臣津野命に関するものとしてあったと想定することがまだしも合理的と思はれる。
しかしながら、国土造成については、記紀の伊弉諾/伊邪那岐/伊耶那岐・伊弉冉/伊邪那美/伊耶那美/伊弉弥の事業であり、所造天下大神、八束水臣津野命等に帰すことができないのが「記紀」の立場であらう。
出雲における火山活動もさることながら、本命は阿蘇の火山活動であり、天の下を造る所の大神の本拠は九州であり、出雲の神ではなかったのかもしれない。国引きをした八束水臣津野命の宮について言及が無く、所造天下大神の宮を八束水臣津野命が建立したといふことの意味が判然としない。

**伊努郷**　郡家正北八里七十二歩。國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭気能命之社、即坐郷中。故云伊農。〔神亀三年、改字伊努〕。
伊努（いぬ）の郷。郡家の正北八里七十二歩。国引坐（ま）しし意美豆努命（おみづぬのみこと）の御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭気能命（あかふすまいぬおほすみひこさわけのみこと）の社（やしろ）、即ち郷の中に坐（いま）す。故、伊農（いぬ）と云ふ。〔神亀三年、字を伊努と改む〕。
■国引きした神は八束水臣津野命（やつかみづおみつののみこと）であり、意美豆努命を同人の別称とする。同人ならば、赤衾伊努意保須美比古佐倭気能命は八束水臣津野命の御子となるが、それでいいのか？「おみづぬ」の「お」は尊称。「ぬ」は古くは沼、水沼の神で、海中を国引きした八束水臣津野命とはニュアンスが異なるが、国引きされたことに変はりはない。■赤衾は「いぬ（寝）」にかかる枕詞。「おほ」は尊称。「す」は洲。「み（美は甲類）」で「やまつみ（山神）」の「み」と同じ。「さ」は接頭語で語調を整へる。「わけ」は「わく（湧）」で、洲を為す男神とみることができやう。この地は斐伊川や神門川に運ばれる花崗岩系の砂の管理に苦労をしたやうでもある。后は天甕津日女命、祭器の甕（かめ）に関する天（あめ）の日女（ひめ）であった。この神も郷の中に坐すとあり、この神を祭神とする伊努神社（延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430526-01.html)）の社伝に「産土神（うぶすなのかみ）」としている。引いてきた「支豆支の御崎」を結合する洲を造るに尽力をされたといふことか？いずれにせよ古い時代の神である。

**美談郷**　郡家正北九里二百四十歩。所造天下大神御子、和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長、供奉坐之。即彼神坐郷中。故云三太三。〔神亀三年、改字美談〕。即有正倉。
美談（みたみ）の郷。郡家の正北九里二百四十歩。天の下所造らしし大神の御子、和加布都努志命（わかふつぬしのみこと）、天地（あめつち）初（はじ）めて判（わか）れし後、天（あめ）の御領田（みた）の長（をさ）、供（つか）へ奉（まつ）り坐（ま）しき。即ち彼（そ）の神、郷の中（うち）に坐（いま）す。故（かれ）、三太三（みたみ）と云ふ。〔神亀三年、字を美談と改む〕。即ち正倉（みやけ）有り。
■天地初判之後とは太古も太古、天地が定まった時のこと。所造天下大神の御子、和加布都努志命が地ではなく、天の田の長になった。所造天下大神が大穴持命とするなら、天地が別れた時にすでに大穴持命は生まれており、長となる息子を育成していたことになる。国譲りをした時に、一体何歳であったことにならうか？和加布都努志命は所造天下大神の御子であり得ても、大穴持命の御子とすることは極めて奇怪なことになる。秋鹿郡大野郷条で、この神は狩りをして猪を追った神であった。天の田の長でありながらこの郷の中にも坐すとある。美談神社（弥太弥社、延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430533-01.html)）のご祭神である。この湿地帯における洪水管理、水田の開発に大きな役割を果たし、その功があり天の田の長に抜擢されたと考へることができ、大穴持命よりは古い時代の神とすべきであらう。■この湿地の変遷は、図解を含め「出雲平野と宍道湖・斐伊川の砂（須藤　定久　地質ニュース671号）[HP](https://www.gsj.jp/data/chishitsunews/2010_07_10.pdf)」に詳しい。「斐伊川は古くから大変な暴れ川、上流から流下する真砂が河床に堆積して天井川となり、度々洪水を起こし，これが八岐大蛇（やまたのおろち）伝説の基になったという説もある程です。奈良時代にも斐伊川は流路を度々変えたようですが，概ね西に流れ神門水海に注いでいたようです。②斐伊川の東遷（第4図）その後、室町時代以降、鉄を集めるための「鉄穴流 かんなながし」が盛んになるにつれて、斐伊川の流れは東の宍道湖に向かうこともあり、西の神門水海、東の宍道湖が埋め立てられ、出雲平野は大きく成長したようです。江戸時代・寛永年間の大洪水によって流れが宍道湖方向へ大きく変わったのを機に、松江藩は元禄年間までに築堤工事を行い、ほぼ現在の流れに固定することに成功、出雲平野の水害は軽減され、豊かな穀倉地帯となったようです．・・・花崗岩地帯を流下する斐伊川には、上流から豊かな砂がありました。洪水時にはこれらの砂が多量に流下し、宍道湖低地 帯を埋め立て、出雲平野を形成し、そこに日本の古代文化の花が咲いたことがあらためて実感される（前掲HP）」とある。■縄文時代早期、約7000年前の海面上昇により島根半島は陸から分離され、縄文時代前期末、約5000年前頃に海面が下がり神門水海の状態で陸続きとなったとされ（前掲HP）、国引きの現実は縄文時代前期末に遡る。出雲固有の古伝承であり、それを象徴する八束水臣津野命以前に国譲りをした大穴持命が存在したとすることをどうして可能としたのか？改めて問ひたい。

**宇賀郷**　郡家西北一十七里廿五歩。所造天下大神命、誂坐、神魂命御子、綾門日女命。爾時、女神不肯、逃隠之時、大神伺求給所、此則是郷也。故云宇加。即北海濱有礒。名脳礒。高一丈許。上生松、芸至礒、邑人之朝夕如往来、又、木枝人之如攀引。自礒西方窟戸。高廣各六尺許。窟内在穴。人不得入。不知深浅也。夢至此礒之邊者必死。故俗人、自古至今、號黄泉之坂・黄泉之穴也。
宇賀（うか）の郷。郡家の西北一十七里（さと）二十五歩（あし）。天の下所造らしし大神命、神魂命御子、綾門日女命（あやとひめのみこと）に誂（あとら）へ坐（ま）しき。尓（そ）の時、女神肯（うべな）はずて、逃げ隠りし時に、大神伺（うかか）ひ求め給ひし所、此則ち是の郷なり。故、宇加（うか）と云ふ。即ち北の海の浜に礒（いそ）有り。名は脳（なづき）の礒。高さ一丈（つゑ）許（ばかり）。上（うへ）に生（お）ふる松、芸（しげ）りて礒に至る。邑人（さとひと）の朝夕（あさよひ）に往来（かよ）へるが如（ごと）く、又、木の枝は人の攀（よ）ぢ引けるが如し。礒より西の方の窟戸（いはやと）、高さ広さ各六尺（さか）許。窟（いはや）の内（うち）に穴在り。人、入ることを得ず。深き浅きを知らず。夢（いめ）に此の礒の辺（ほとり）に至らば必ず死ぬ。故（かれ）、俗人（くにひと）、古（いにしへ）より今に至るまで、黄泉（よみ）の坂・黄泉の穴と号（なづ）く。
■誂は古写本には誹、譲とある、アトラフはさそう、ここは相手を結婚へとさそうと注される。説文に、「相𧦝（よ）びて誘ふなり」とある。「あとらふ」は注文する、頼むこと。■「あや」は模様の美しいこと、「と（門は甲類）」で門ならば海の狭くなった所、戸は出入り口、処、所、外、時、土でもある。宇賀の地は「支豆支の御崎」と「狭田の国」の接合部分に当る地である。綾門日女命を祭神とする社は宇賀神社（宇加社、延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430539-01.html)）であり、郡家の西北9.1kmとなれば、北の海に近い。「あや」綾からは織物を連想させるが、繊維や織機に関する伝承がみられない。「あやと」と「いはと（窟戸）」とが対のごとく現れる点が気になる。■綾門日女命と脳礒とが関連付けられている。脳を「なづき」と訓じている。「なづむ」とは「ものに妨げられて行きなやむ（字訓）」こと。行き難たき磯が北の浜にある。所造天下大神命から逃げて隠れてしまはれた綾門日女命の地に、おいそれとは出掛けられない地がある。まるで、日女の隠れられた処は、窟戸、黄泉の坂の上にある黄泉への穴、と云はんばかり。これでは、所造天下大神命と雖も、うかつに後を追ふことは適（かな）はない。所造天下大神命の求婚から逃げられた日女といふから、ただものではない。この伝承は二つのことを想起せしめる。一つは、岩戸に隠れられた天照大神。一つは、火神を生み、「ほと」（とは乙類）を焼かれ亡くなった伊弉冉の伝承である。「あや」は美しい模様ばかりではなく「あやし（霊妙な力をもつ）」「あや」かもしれない。所造天下大神命を大穴持命と決めてかかってよいものか、改めて問ひたい。所造天下大神命は天の下を造成された大神であり、先に、天地が判れた後の国土造成の大神（記紀の伊弉諾・伊弉冉に相当する）であるべきとした。大穴持命が出雲を代表する大神となり、国譲りをするのは、はるかに後の時代である。大穴持命に所造天下大神命の衣をかぶせて伝承を保存している、とでも考へたくもなる、そう感じる人は少なくあるまい。■天の下を造成するとは如何なることであらうか？中国は、大陸国家であり、天地が別れるとは、軽くて清明な気が天となり、重濁な気が地となることが自明であった。地はのっけから陸であり、川が流れて、陸の果てに海があるとした。問題は、天にも届くほどの大洪水のため地表が水で覆はれたことにあった。帝は地表を回復するために、諸臣の推挙を得て、禹（う）の父の鯀（こん）をその任に就けた。鴟（とび）や龜（かめ）が鯀に、土壌を産みだす「息壌（そくじょう）」というものを帝が蔵しており、これを使って然るべき所に土を盛り、山や丘や堤防を作れば洪水を治めることができると教へる。鯀は意を決しこれを盗み、鴟や龜に案内させ土を盛り、もう一歩といふ所まで復旧をさせたが、それを知った帝は怒り鯀を殺させた。その任は子の禹が継承し、禹は身体がこぶだらけになるほど全土を巡り、山や丘を削り堤防を築き、水路を開き、水を海に流し、国土を回復させたとある。ところが我が国は島国である。天の下は海であり、海の中に島を造ることがとっかかりとなった。これは記紀の伝承をみれば、明らかである。ところが出雲国風土記にはこの部分が無い。八束水臣津野命が出雲の地に足りない所を「国引き」した伝承に始る。所造天下大神命が最も必要としたものは、「岩、石、砂、土」であったらう。意美豆努命の御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭気能命のごとき洲を為す神が居なくてはならない。しかし、この神は、国引き時点の神である。所造天下大神命自らが土を増殖させる力を有しているならば己の力で可能である。しかし、その力が無くば、天から島を降ろすなり、海の果てから陸を移動させるなり、他所から調達せねばならない。あるいは、伊弉諾が伊弉冉のごとく島を産む力のある女神と結ばれる必要がある、神魂命の御子で「土」を産む力を持つ女神を求めるといふことがあっておかしくはない。国土を産み、自身を犠牲にして、人間に火をもたらした伊弉冉が産みおとした大八島に帰ることができず、黄泉に閉じ込められ、伊弉諾と敵対せねばならなくなるといふ非情な伝承がある。出雲風土記に、その身を犠牲にせねば事はならぬと知り、逃げた女神が、ついには海の中に島を産み終へ、黄泉に堕ちるといふ悲惨な運命の話があっておかしくもない。いずれにせよ、所造天下大神命が天の下を造る伝承が無い（記せない事情があったのか？）ことが不可解な現象を産んでいやう。■森浩一編の日本の古代2（中公文庫）によれば、これらの洞穴は海面スレスレの処が縄文人の居住となっており、海面低下後、弥生時代前期までは住居地のままであったが、弥生中期には埋葬の場とされ、人骨や壷棺が発掘されているとある。黄泉への穴とされる所以であらう。

**神戸郷**　郡家西北二里一百二十歩。〔出雲也、説名如意宇郡〕。

新造院一所　有河内郷中。建立厳堂也。郡家正南一十三里一百歩。旧大領日置部臣布禰（ふね）之所造。〔今大領佐底磨（さでまろ）之祖父。〕
■日置氏は意宇郡山城郷に日置君目烈（めづら）、同山国郷に日置部根緒（ねを）が新造院を運営していた。「出雲国計会帳」に、「出雲国計会帳、解民部省解文、天平五年（733年）八月十九日運夏調綱出雲郡大領外正八位下日置臣佐提麻呂事右戴條附貢夏調使史生少初位上子法次進上」とあり、佐提麻呂が佐底磨に当たり、この時の出雲郡の大領である。中央政府への報告書として、大計帳（戸籍関連）・正税帳（租税関連）・調帳（貢納関係）・朝集帳（諸事）の文書を提出する。発信側と受信側が双方の記録を照合することを「計会」と云ひ、後日太政官が持つ計会帳と諸官司から出された計会帳を照合して公文書の授受を確認したとされる。同年二月三十日（30日が設定されていた）にこの風土記の編纂が終わっていた。佐提麻呂の祖父の布禰は持統朝あたりに新造院を建立したことにならうか。

杵築大社　御魂社　御向社　出雲社　御魂社　伊努社　意保美社　曾伎乃夜社　久牟社　審伎乃夜社　阿受伎社　美佐伎社　伊奈佐乃社　彌太彌社　阿我多社　伊波社　阿具社　都牟自社　久佐加社　彌努婆社　阿受枳社　宇加社　同阿受枳社　布世社　　神代社　加毛利社　来坂社　伊農社　同社　同社　鳥屋社　御井社　企豆伎社　同社　同社　同社　同社　同社　阿受伎社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　来坂社　伊努社　同社　同社　彌陀彌社　縣社　斐提社　韓銍社　加佐伽社　伊自美社　波禰社　立虫社　〔以上五十八所。並在神祇官。〕
御前社　同御埼社　支豆支社　阿受支社　同阿受支社　同社　同阿受支社　同阿受支社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　伊努社　同伊努社　同社　縣社　彌陀彌社　同彌陀彌社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　同社　伊爾波社　都牟自社　同社　彌努波社　山邊社　同社　同社　間野社　布西社 波如社　佐支多社　支比佐社　神代社　同社　百枝槐社　〔已以上六十四所。幷並不在神祇官〕。
■この杵築大社は風土記編纂時の社であり、熊野大神を祭祀する意宇の大領であった出雲臣果安が杵築大社の祭主を兼ね、大国主神を祭祀する杵築大社が出雲を代表する社となった頃のものである。果安は霊亀2（716）年に、はじめて「出雲国神賀詞」を元正天皇に奉っている。それは、古事記（以下「記」）に記された大国主神による「国譲り」神話が倭政権と出雲国造との間に、公式に成立し、実効力を有したことを意味し、「出雲国神賀詞」は天皇即位の儀式において奏上されるものとなった。

|  |
| --- |
| 伊弉奈枳（伊弉諾）の麻奈子、熊野加武呂乃命（熊野大神）を祭祀する意宇郡の大領であった果安が、倭政権の後押しを得てのことであらう、杵築の地に館を構え、杵築大社の祭主となり、出雲を代表する立場に立った。それは、「国譲り」を主導した大国主神を出雲の主神とすることになるが、出雲の高天の高御魂命、神魂命、天の下の大国主神、熊野大神をはじめ出雲の神々を継承するものとならねばならない。出雲の神々の伝承が杵築大社に集約されるには、さまざまな融合や改変を要したことであらう。出雲の国造は、熊野大神から授かったとされる燧臼燧杵を用ゐ神火を鑽りだし、その火と熊野の井水で調理した食物を神と共食することにより、大神の霊（ひ）を受け継ぐものであった。神の霊を継承する以上、汚穢に触れず、死者の弔いも禁じられ、常に聖火で調理された斎食を食し、その神聖性を保持しなければならない立場にあった。倭政権との合意により、高御魂は高皇産霊、神魂は神産霊、大国主の祖は天穂日とされ、出雲国造の祖は天穂日となり倭の天神の系列に組み込まれ、大国主は素戔嗚の子孫とされ、出雲の神々を統率して、国を譲り、皇孫を守護することとなった。このために、意宇の熊野大社で行われていた「火（ひ）継神事」は倭の天神（あまつかみ）、天穂日、出雲の国神（くにつかみ）、大国主の霊（ひ）を受け継ぐものと変容されたのであらう。神魂命を御祭神とする神魂神社が儲けられ、大庭（斎場）とされたのは、すべてを妥協させる工夫であるかに映る。そして、この「火継神事」が大嘗（天皇の日継「即位」）に取り込まれたことにならう。践祚では、中臣氏が天神寿詞を奏上し、忌部氏が神璽の鏡と劔を奏上し、出雲国造が神賀詞を奏上し、その後、新天皇は大嘗宮にて神饌供進・共食により霊を継がれ、即位の儀が了るとされるやうである。果安は和銅元年（708年）に出雲国国造に就任しており、それは、前年六月に文武天皇が若くして崩御され、七月に母が元明天皇として即位されるのだが、霊亀元年（715年）九月に元明天皇が譲位され、元正天皇が即位されるといふ不安定な時代であった。同二年11月に即位の儀があり、果安は、践祚と大嘗との間に神賀詞奏上した。「出雲国国造外正七位上出雲臣果安、斎竟、奏神賀事。神祇大副中臣朝臣人足、以其詞奏聞。是日、百官斎焉（続日本紀、元正天皇元亀二年二月条）」とある。「出雲国神賀詞」の成立には、果安当時の国司であった忌部連首（いみべのむらじこびと）が深く関与しているとみなされている。彼は、「壬申の乱」では、乃樂（奈良）山の戦い（672年）で大伴吹負に古京（飛鳥）防衛を進言した荒田尾直赤麻呂と共にその防衛に功を挙げた忌部首子人（いみべのおびとこびと）であり、その功で天武天皇により連姓を賜り、日本書紀（以下「紀」）の編纂にも参画している。八色姓の制度下では宿禰を賜り文武二年（698年）に從五位下忌部宿禰子首に昇進、慶雲元年（704年）11月には伊勢大神宮に派遣され、幣帛等を供進している。忌部氏が大和国高市郡金橋村忌部（奈良県橿原市忌部町）を本貫とされるのは、その祖の太玉命が、「記紀」では出自が明示されないが、「先代旧事記」等で鴨県主の祖とされていることによるのでしょう。葛木の鴨の神奈備では阿遅須伎高孫根命の御魂が皇孫を守護するとあり、出雲族が進出をしていた地、玉の神は出雲由来である。素戔嗚尊の子、五十孟命や大屋津姫命が紀伊で植林活動をしたとする伝承と同じく、葛木の鴨から始る氏族といふより、出雲の出自とみる方がしっくりする。「古語拾遺」で、斎部広成が、太玉命を高皇産霊命の子としているが、本意は出雲の高天の高魂命の子とならうか。彼は、天日鷲命（阿波忌部氏）、手置帆負命（讃岐忌部氏）、彦狭知命（紀伊忌部氏）、櫛明玉命（出雲国玉作氏）、天目一箇命（筑紫・伊勢国忌部氏）の祖とされ、宮を建立し、祭場、祭具を設営し、祭祀を執り仕切る立場にあった。「古語拾遺」のみならず「記紀」の記述からもみてとれ、中臣氏は祝詞を奏上する立場にあった。中臣氏は物部守屋とともに蘇我氏に討たれ弱体化したものの、「大化の改新」における鎌足の功績により祭祀においても忌部氏の優位にたつが、「壬申の乱」では大友皇子の重臣として討たれ、天武天皇は祭祀に於いて忌部氏を復権させていた。忌部連首は、壬申の乱の修羅場を生き抜き、忌部氏を盛り返し、以降30数年を経てもう若くはなく、出雲国司に任命されたのは、自ら志願したとも考へられ、いずれにしても適役とみなされてのことであらう。政権の立場にあるものの、太玉命の子孫でもあり、果安の立場も斟酌しつつ「出雲国神賀詞」の詞の可否について、中央政権と調整を図ったことであらう。 |

■企豆伎（きづき）社以下「同社」とあるうち「延喜式神名帳」には、同社大神大后神社（御祭神：須勢理毘売命）、同社坐伊能知比売神社（蚶貝比売命・蛤貝比売命）、同社神魂御子神社（多紀理毘売命）、同社神魂伊能知奴志神社（神産巣日神：神魂命）、同社神大穴持御子神社（事代主神）、同社大穴持伊那西波伎神社（稲背脛命）、同社大穴持御子玉江神社（下照比売命）と記載されており、大国主神の妻子、近親、天神であり、杵築大社内にある。■阿受支（あずき）社　大国主神の長子、阿遲須伎高日古根命の社である。同社38が記載されており、水の神であり、広く祭祀されたものとみえる。五十猛命、天若日子命、須佐袁命、大刀自神、伊弉諾命、天夷鳥命、伊佐我命を祭祀する社もあり、後に阿受支社に合祀され、更に杵築大社内に移されたやうである。■出雲社　須佐之男尊、稻田姫、足名椎命、手名椎神、武御名方神、八束水臣津野神、淤美豆奴命等の社が合祀されており、杵築大社に属している。■曾伎乃夜（そきのや）社　伎比佐加美高日子命の社　■伊努（いぬ）社　赤衾伊努意保須美比古佐倭気命の社、天之甕津日女命、神魂命、速秋津比女命、天津彦根命の社も合祀されている。■彌太彌（みたみ）社　和加布都奴志命の社、天穗日命、太玉命の社も合祀されている。■宇加（うか）社　綾門日女命の社。■風土記にその名が記されない祭神の社もあり、当時はそれぞれの邑で祭祀されていたのであらうが、「記紀」の祭神、その後の祭神と入れ替わったり、維持ができず合祀され、存続している社を風土記の社と比定することが困難となっている。

神名火山。郡家東南三里一百五十歩。高一百七十五丈。周一十五里六十歩。曾支能夜社坐、伎比佐加美高日子命社、即在此山嶺。故云神名火山。
神名火（かむなび）山。郡家（こほりのみやけ）の東南三里一百五十歩（あし）。高さ一百七十五丈（つゑ）。周（めぐ）り一十五里六十歩。曾支能夜（そきのや）の社に坐す。伎比佐加美高日子命（きひさかみたかひこのみこと）の社（やしろ）、即ち此の山の嶺に在り。故、神名火山と云ふ。
■出雲郡の神名火山は伎比佐加美高日子命の坐す山である。つまり、かつては、神魂命の子であるこの神が出雲郡の地の主神であったことを意味しやう。大穴持命が出雲を代表する大神となられたことで、地方的な曾支能夜社の祭神とされてしまった。

出雲御埼山。郡家西北廿七里三百六十歩。高三百六十丈。周九十六里一百六十五歩。西下所謂所造天下大神之社坐也。
出雲（いづも）の御埼山（みさきやま）。郡家の西北二十七里三百六十歩。高さ三百六十丈。周り九十六里一百六十五歩。西の下（ふもと）に所謂（いはゆる）天の下所造らしし大神の社坐（いま）す。
■所謂所造天下大神と何故「所謂」を付したのか？世に謂われる所造天下大神とは大穴持命とならう。「国引き」を終へ、八束水臣津野神が主導して宮を造営した時の所造天下大神とは異なること暗示していやうが、実にややこしい。「八束水臣津野命の国引、これを給ひて後、所造天下大神の宮、まさに奉らむと諸皇神等、宮處に參集し築杵く」としていた。国引きの完了を以て、所造天下大神に造営した宮が、出雲郡宇賀郷、御埼山に築かれていたかのごとくに映るが果たしてそれでいいのか？
「記」は、大穴牟遅神が須世理毘売を背負ひ、須佐能男命の生大刀と生弓矢と天の詔琴を持って逃げ、黄泉比良坂に来た時に、須佐能男命が宇迦の山に宮を造れと言ったとする。「その汝（いまし）が持てる生大刀（いくたち）と生弓矢（いくゆみや）をもちて、汝が庶兄弟（ままあにおと）をば、坂の御尾（みを）に追ひ伏せ、また河の瀬に追ひ揆（はら）ひて、おれ（お前）大国主神となり、また宇都志国玉神（現国魂神）となりて、その我が女（むすめ）須世理毘売（すせりびめ）を嫡妻（むかひめ）として、宇迦（うか）の山の山本に、底（そこ）つ石根（いはね）に宮柱（みやばしら）ふとしり、高天の原に氷椽（ひぎ）たかしりて居れ。この奴（やつこ）」。その起源は、まずは、須佐能男命が大穴牟遅神に国の主、地上の国魂となるに相応しい宮を造営せよとしたことにあると記した。
これなら、大国主神として天下を平定に乗り出した頃の造営となり、風土記の伝承とは時を異にしたことになる。また、「国譲り」に際しては、大国主神は、自分の住所（すみか）として岩盤に柱を固定し、千木が高天し、原に届く立派な宮を造営すれば、我が国譲りに違ふ神々は無くなるとし、多芸志の小浜に「天（あめ）の御舎（みあらか）」を造ったとしている。「あらか（在処）」は、ここでは、天孫の顕界（天の下）の統治を守護する大国主神の神霊の宿る処の義である。宇迦山の山本の宮とは別になる。
「紀」は、本文では、宇迦の故事を含め一切触れていない。一書の、経津主神と武甕槌神が大国主神に国譲りの返答を迫った際の伝承を掲載している。大国主神は二神に国譲りに関する返答せよとは無礼として答へず、二神は帰還しその意を報告し、高皇産霊尊の言葉を大己貴神に伝へた、とする。高皇産霊尊は大国主神の意に理解を示し、天孫が地上の統治をなし、大己貴神が神事をなすなら宮を造営することを約したとしている。「今は、汝（大己貴神）の言ふ所を聞くに、深くその理（ことわり）あり。故に更に條（をちをち）しこれを勅す。それ汝（いまし）治（しら）す所の顯露（あらは）の事、これ吾孫（すめみま）これを治す宜し。汝（いまし）したがいて神事（かみのこと）を治すべし。また、汝応じ住む天日隅宮（あまのひすみのみや）、今まさに供し造らむ。すなはち、千尋（ちひろ）の𣑥繩（たくなは）をもて百八十紐（ももむすびあまりやそむすび）をなし、その宮を造る制（のり）は、柱すなはち高く太（ふとし）く、板すなはち広く厚く。また、まさに田（みた）を供し造らむ。また、汝、往来し海（わたつみ）に遊ぶそなえ、高橋、浮橋そして天鳥船を造る。また、天安河（あまのやすかは）において、打橋を造り、百八十縫（ももぬひあまりやそぬひ）の白楯（しらたて）を供し造り、また、まさに汝を主（つかさど）り祭祀（まつり）は天穗日命（あまのほひのみこと）、これなり（[日本書紀巻2](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki4.htm#僉曰　磐裂)）」。天日隅宮とは、神事を治す宮であり、橋で地上、天鳥船で海に往来するとあり、天の日（太陽）の隅にある宮であり、天上の宮といふことになり、天神側が造營したとする。「紀」の本文では何も言及しておらず、さやうな説があるとの立場をとっていやう。しかし、地上にある杵築大社をその宮、天穂日命をその祖神として、祭祀しているのが現実であり、おかしなものである。「記」では、天神側が造營したと注されるが、天神の宮に準じるものを地上に造營することを求めている、その延長上で天神側が造営したと類推できるにすぎず、大国主命側が造營したと解することもでき、あいまいである。
いずれにせよ、風土記では、御埼山に所造天下大神が坐すのみの記載にすぎない。関連する伝承が記載されないのが不思議なくらいの短さである。「記紀」に採録されたものは、出雲の伝承そのものとは思はれ難く、潤色されて取り込まれたとでも思ふほかない。特に「記」の大国主命に関する長い記述は、出雲の伝承なくして創作されたとすることはできかね、風土記で一切言及がないのは、言及することを許されなかったとでも考へる他ない。
「国引き」後に造營された宮、「黄泉」から帰還して造營された宮、「国譲り」に際して造營された宮、岐比佐都美の時に垂仁天皇が建立せしめた宮、意宇太領果安が祭主となって以来の宮、現存する宮をそれぞれ別個に検討する立場が必要かと思ふ。

凡、諸山野所在草木、卑解（ヒメドコロ萆薢オニドコロ）・百部根（ビャクブ）・女委（ボタンズル）・夜干（ヒオウギ）・商陸（ヤマゴボウ）・独活（ウド）・葛根（クズ）・薇（ワラビ）・藤（フジ）・李（スモモ）・蜀椒（サンショウ）・楡（ニレ）・赤桐（アブラギリ）・白桐（キリ）・椎（シイ）・椿（ツバキ）・松（マツ）・栢（カヤ）。禽獣則、有晨風（ハヤブサ）・鳩（ハト）・山雞（ヤマドリ）・鵠（ハクチョウ）・䳯（ツグミ）・猪（イノシシ）・鹿（シカ）・狼（オオカミ）・莬（ウサギ）・狐（キツネ）・獼猴（サル）・飛鼯（ムササビ） 也。

**出雲大川**。源自伯耆與出雲　二国堺鳥上山流、出仁多郡横田村、即経横田・三處・三津・布勢等四郷、出大原郡堺引沼村。即経来次・斐伊・屋代・神原等四郷、出出雲郡堺多義村、経河内・出雲二郷、北流更折西流、即経伊努・杵築二郷、入神門水海。此則所謂斐伊河下也。河之両邊、或土地豊沃、土穀・桑・麻、稔欵枝、百姓之膏腴薗。或土體豊沃、草木叢生也。則有年魚・鮭・麻須・伊具比・魴鱧等之類、潭湍雙泳。自河口至河上横田村之間、五郡百姓、便河而居。〔出雲・神門・飯石・仁多・大原郡〕。起孟春至季春、挍材木船沿泝河中也。
出雲の大川（おほかは）。源（みなもと）は伯耆（ははき）と出雲と二つの国の堺（さかひ）なる鳥上（とりかみ）山より流れ、仁多（にた）の郡（こほり）横田の村に出（い）で、即ち横田・三処（みところ）・三津（みつ）・布勢（ふせ）等（ども）の四つの郷（さと）を経（とほ）り、大原の郡の堺なる引沼（ひきぬ）の村に出で、即ち来次（きすき）・斐伊（ひ）・屋代（やしろ）・神原（かむはら）等の四つの郷を経り、出雲の郡の堺なる多義（たけ）の村に出で、河内（かふち）・出雲の二つの郷を経り、北へ流れ更に折（を）れて西へ流れ、即ち伊努（いぬ）・杵築（きづき）の二つの郷を経りて、神門（かむど）の水海（みづうみ）に入る。此（こ）は則ち所謂斐伊（ひ）の河（かは）の下（しも）也。河の両辺（ほとり）は、或は土地（つち）豊沃（こ）え、土穀（たなつもの）・桑（くは）・麻（あさ）、稔（みの）り枝を欵（たを）みて、百姓（おほみたから）の膏腴（ゆたか）なる薗（その）なり。或は土体（つち）豊沃（こ）え、草木叢（むら）がり生（お）ふ。則ち年魚（あゆ）・鮭（さけ）・麻須（ます）・伊具比（いぐひ）・魴鱧（むなぎ）等の類（たぐひ）有りて、潭湍（ふちせ）に双（なら）び泳ぐ。河口（かはくち）より河上（かはかみ）の横田の村に至る間、五つの郡の百姓、河に便（よ）りて居り。〔出雲・神門・飯石・仁多・大原の郡なり〕。孟春（むつき）起（よ）り季春（やよひ）に至るまで、材木（くれき）を挍（かと）る船、河の中を沿泝（のぼりくだ）る。
■大川であり、おおきな意味があった。出雲山間地では砂鉄採取のため鉄穴流しが行われたので大量の土砂が下流に流出し、それが斐伊川をはじめとする河川の頻繁な氾濫と流路変化を引き起こすことにもなった、と注される。ただ、先にみたように、鉄穴流の影響は室町時代以降に顕著となったものとされており、風土記としては、「支豆支の御崎」を本土と結合するに、この土砂を突き固める（杵築）ことに意があり、花崗岩といふ上流の土質によるところが大きかった。我が国を代表する天井川、水防警報河川であり、洪水の度に流路が変り、寛永12年（1635年）の洪水の際に、流路を宍道湖側に付け替へることになった。ここでの文意としては、川の両辺の土が肥沃で耕作に適し、草木が茂り川魚が育ち、正月から三月までは山の木材を切り出していた。穀物のほか、桑があり養蚕に適し、神事に必須の麻があり、豊な木材に恵まれ、アユ・サケ・マス・ウグイ・ウナギ等がおり、この川が生計のよりどころとなっていた。サケは肥前にもいたやうで、寒冷な時期があったのだらう。昔の広島の夏の平均気温（25.2度、2017年頃は26.2度）からすると、風土記編纂時は平均より高いが、聖徳太子の頃は（24.7度）（大気海洋研究所[HP](https://www.aori.u-tokyo.ac.jp/research/topics/2017/20170104.html)）とされる。挍は説文に、「木囚なり」、注に「囚は繫なり」とあり、木を括り付けることである。河を下り、遡る材木を括り付けた船がとあるが、材木を括り付けた筏であらう。この川が神門郡との境となっていた。■風土記は神須佐乃袁命が降りられた地を安来としているが、「記」では肥（斐伊）の河上、鳥髪（鳥上）の地とした。大穴持神が主題となるため、この川の重要性に着目し、それに繋がる伝承を蒐集したものと思はれる。「ナイルの賜」のごとく「出雲大川の賜」が大穴持神をして天の下を平定せしめる力を与へたとでもならうか。注に、「記」の出雲神話の地理は「出雲国風土記」の記載によく適合しており、単なる中央の机上の製作とは思われない、とあり、かねてより、中央に出ていた出雲臣、忌部氏、日置氏などから聞き取りがなされたり、あるいはしかるべき者が派遣され、聴取されていたのかもしれない。

**意保美小河**　源出出雲御埼山。北流、入大海。〔有年魚少々〕。
**土負池**　周二百卌歩。**須々比池**　周二百五十歩。**西門江**　周三里一百五十八歩。東流、入々海。〔有鮒。〕**大方江**　周二百卌四歩。東流入々海。〔有鮒〕。二江源者、並田水所集矣。

東入海。三方並平原遼遠。多有山鶏・鴈・鳧・鴨・鴛鴦等之族也。
東入海所在雑物、如秋鹿郡説也。
北大海。**宮松埼**　有楯縫與出雲郡之堺。**意保美濱**　廣二里一百廿歩。**気多嶋**　〔生紫菜・海松。有鮑・螺・蕀甲蠃〕。**井呑濱**　廣卌二歩。**宇太保濱**　廣卅五歩。**大前嶋**　高一丈。周二百五十歩。〔生海藻〕。**脳嶋**　〔生紫菜・海藻。有松・栢〕。**鷺濱**　廣二百歩。**黒嶋**　〔生海藻〕。**米結濱**　廣廿歩。**爾比埼**　長一里卌歩。廣廿歩。埼之南本、東西通戸、船猶往来。上則松叢生也。**宇禮保浦**　廣七十八歩。〔船廿許可泊〕。**山崎**　高卅九丈。周一里二百五十歩。〔有椎・楠・椿・松〕。**子負嶋**　〔礒〕。**大埼濱**　廣一百五十歩。**御前濱**　廣一百廿歩。〔有百姓之家〕。**御厳嶋**　〔生海藻〕。**御厨家嶋**　高四丈。周廿歩。〔有松〕。**等々嶋**　〔有貽貝・石花〕。**怪聞埼**　長卅歩。廣卅二歩。〔有松〕。**意能保濱**　廣一十八歩。**栗嶋**　〔生海藻〕。**黒嶋**　〔生海藻〕。**這田濱**　廣一百歩。**二俣濱**　廣九十八歩。**門石嶋**　高五丈。周卌二歩。〔有鷲之栖〕。**薗**　長三里一百歩。廣一里二百歩。松繁多矣。即自神門水海、通大海潮、長三里。廣一百二十歩。此則出雲與神門二郡堺也。
凡北海所在雑物、如楯縫郡説。但、鮑出雲郡尤優。所補者、所謂御埼海子、是也。
■爾比埼（にひさき）埼の南は通戸となり、東西に船が往来するとある。水門のごときがあり、水位を調節したのであらうか。■宇禮保浦（うれほのうら）船二十隻ばかりが停泊可能とあり、前に島があり荒波を防ぐことができたのであらう。■薗（その）平坦な浜､松が繁り、神門水海に当り、大海の潮（海水）に通じる、とあり神門郡との境になる。■鮑（あわび）御埼の海子（海女）のものが出雲郡で最良とある。

通道。通意宇郡堺佐雑村、一十三里六十四歩。
通神門郡堺出雲大河邊、二里六十歩。
通大原郡堺多義村、一十五里卅八歩。
通楯縫郡堺宇加川、一十四里二百二十歩。

郡司　主帳　无位　　　　若倭部臣
　　　大領　外正八位下　日置部臣
　　　少領　外従八位下　大　　臣
　　　主政　外大初位下　部　　臣
■若倭部（わかやまとべ）は、若倭根子日子大毘毘命（開化天皇）の御名代部であり、「天平6年計会帳」、あるいは「賑給歴名帳」に出雲の若倭部の記載が多い（姓氏家系大辞典「第6巻、[HP](https://dl.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/1123985)」）とある。開化天皇は丹波竹野媛、和珥臣の祖の姥津命の妹の姥津媛を妃としておられ、出雲族はこの方面に早くから進出しており、このことをきっかけに名代を設置したのであらうか？賑給（しんごう）は弱者に対する救済の支給である。天平7年（735年）には、旧蘇我系の石川年足（いしかはのとしたり）が出雲国司に就任しており、天平11年（739年）に「出雲国大税賑給歴名帳」を提出しており、同年に、聖武天皇から善政を讃へられている「賜出雲守從五位下石川朝臣年足絁三十疋布三十端正税三萬束賞善政也（石川年足卿墓誌考証、[HP](https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/chi10/chi10_04177/chi10_04177.pdf)）」。廉直な性格で政治制度に通じていたとされ、後に藤原仲麻呂を補佐する立場に昇進し重責を果した。■大臣（おほのおみ）　大、太、多、意富とも表記され、「記」は神八井耳命を火君、大分君、阿蘇君、筑紫の三家連の祖としており、姓氏家系大辞典では、神八井耳命は神武天皇東征以降に九州北部を賜ったと解し、元来、肥後より起こったとみておられる。大国主命は宗像の多紀理毘売命を娶っており、九州とも関連が深く、九州の多氏かもしれないが、中央からの多氏であるかもしれない。■部臣　姓氏家系大辞典では、部の上に脱字あるか、とある。部は職業を同じくする集団であるが、御名代部、御子代部もあり、あるいは異人種名、豪族名と様々で特定不明となるやうである。

**神門郡**
合郷捌　里廿二。　餘戸壹　驛貳　神戸壹
朝山郷　今依前用　里貳。日置郷　今依前用　里参。盬治郷　本字止屋　里参。八野郷　今依前用　里参。高岸郷　本字高峯　里参。古志郷　今依前用　里参。滑狭郷　今依前用　里参。多伎郷　本字多吉　里参。
餘戸里
狭結驛　本字最邑。多伎驛　本字多吉。
神戸里
所以號神門者、神門臣伊加曾然之時、神門貢之。故云神門。即神門臣等、自古至今、常居此處。故云神門。
神門（かむど）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、神門臣（かむどのおみ）伊加曾然（いかそね）の時に、神門貢（たてまつ）りき。故（かれ）、神門と云ふ。即ち神門臣等、古（いにしへ）より今に至るまで、常に此処（ここ）に居り。故、神門と云ふ。（門は万葉仮名なら甲類の「と」であり甲類の「ど」は度、奴、土、渡であり、神門は本来「かむと」ではないか）。
■神門をどの神に貢ったかが記されていない。通例、大国主神の宮（杵築の宮）に貢った門とされるが、釈然としない。その解釈では、神門臣の伊加曾然の時とは崇神朝になる。先にみた神門臣古祢は、景行朝の臣（おみ）であった。、出雲国造系図（出雲氏考Ⅰ；おとくに[HP](http://ek1010.sakura.ne.jp/1234-7-25.html)）によれば、12代飯入根の子に鵜濡渟（うかつくぬ）、神門氏祖伊賀曽熊を記している。13代の鵜濡渟、別名氏祖命（うじのおやのみこと）が崇神朝に出雲国造を得た（旧事記）とある。この伊賀曽熊を伊加曾然とみ、出雲氏から神門氏が分かれたとしている。ならば、出雲氏の子を神門の地に移し神門氏としたことになり、古とは、神宝事件により出雲振根が誅され、飯入根の子が神門臣となった時となる。つまり、神門を貢り、倭政権より臣を賜り、神門臣の祖となったと解することにならう。倭政権に抗った出雲振根の子孫は系譜を絶たれ、従った飯入根の系譜のみが記されることになった事件であった。そもそも、出雲の神宝を倭政権に無理矢理貢納せしめられ、激怒したであらう大国主神を祭祀する宮のために、倭政権に従った飯入根の子が神門の祖となり、門を造って大国主神に貢るなど、怒りに油をそそぐに等しく、更に、その門が神門郡内にあり、杵築の宮に通じるものとも思はれず、意味不明の解釈になる。この神宝事件は、「紀」や「旧事紀」に記され、物部氏にとっては、石上神社での神宝管理との関連では欠くことのできない事件であるが、「記」にも「古語拾遺」、「風土記」にも言及はない。これと離れて考へる必要もあらう。
この古は崇神朝の時のものではあるまい。そもそも風土記によれば、国引きによりこの地に杵築の地を付け加へたとされ、八束水臣津野命がその時、所造天下大神の宮を築いたとあり、古はもっと昔のことであらう。
飯石郡、三屋郷条に、「所造天下大神の御門、即ち此処に在り」とある。郡家東南五里五十六歩の山を「大神の御屋」としたとあり、山そのものを御屋（神殿）とみなし、門を神界との境界を示すものとみなしていやう。神門郡の神門もこれに近いものと考へることもできやう。■「おみ」は「神あるいは神に仕へる者（字訓）」でもあり、八束水臣津野命の臣は倭政権の臣たりえることはなく、水臣であり、水神あるいはそれに仕へる者とみることができる。「つの」は古くは「つな（綱）」、国引きをされた水臣の綱とみてみたい。伊加曾然、「いか」とは「いかし（厳）」の「いか」、「そね」は山の背や高みのところ（字訓）とある。以下に記される「門立（とたち）の村」、絶壁の屹立する立久恵峡（立久恵峡の探勝；[HP](http://tabinokiroku.web.fc2.com/tabi125/125-2.html)）を想起させ、これを擬人化したやうな名前である。この郡に坐す神々の記述があり、山々も所造天下大神に何らかを供する地と記されている。神門を造営したといふより、立久恵峡を神門として所造天下大神に貢るやうなこと、そのことでこの地全体を神門と称するやうになったといふことではないか？伊加曾然を神門臣とするのは、その神に仕へる者（おみ）であったとみてみるのも一興かと思はれる。八束水臣津野命が新たに成った杵築の地に所造天下大神に「宮」を築くまで、所造天下大神の御屋は山そのものであったといふことではないか。

朝山郷。郡家東南五里五十六歩。神魂命御子、真玉着玉之邑日女命、坐之。爾時、所造天下大神、大穴持命、娶給而、毎朝通坐。故云朝山。
朝山（あさやま）の郷（さと）。郡家（こほりのみやけ）の東南五里（さと）五十六歩（あし）。神魂命（かむむすひのみこ）の御子（みこ）、真玉着玉之邑日女命（またまつくたまのむらひめのみこと）、坐（いま）しき。尓（そ）の時、天（あめ）の下（した）所造（つく）らしし大神（おほかみ）、大穴持命（おほなもちのみこと）、娶（あ）ひ給（たま）ひて、朝毎（ごと）に通ひ坐（ま）しき。故（かれ）、朝山と云ふ。
■「またま」の「ま」は完全なもの、純粋なもの、真実なことを示す接頭語。「つく」はのり移り憑（よ）りつくこと。万葉集では4-674、12-2973、7-1341（國学院大学デジタルミュージアム：[HP](http://jmapps.ne.jp/kokugakuin/det.html?data_id=32306)）では枕詞となっている。神魂命の子で、「またまつく」魂の「むら（集まる）」「ひめ」ですから、娶るには極めてハードルの高い日女である。所造天下大神は出雲郡宇賀郷では神魂命の子、綾門（あやと）日女命には逃げられたとあった。ここでは所造天下大神、大穴持命とあるが、無理矢理大穴持命と関連付けているやうにみえる。通常、杵築の宮に居られる大穴持命が、この日女を娶り、朝ごとに通はれたとされ、この地を大穴持命の御屋とされる。通ひ婚ならば、夜這いで朝帰りとなる、さうではなく、大穴持命が朝に杵築の宮から通はれたことになるが、釈然としない。■真玉着玉之邑日女命を祭神とするのは、朝山神社（淺山社；延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430614-01.html)）となる。社伝に、「当社の創立については当地方の神楽歌に、『ありがたや宇比多伎山の宮造りこれぞ社の初めなるらむ』と歌はれる如く余りにも古く古典に依れば出雲風土記に淺山社　延喜式神名帳に朝山神社と記さる。当社は往古より山美しく水清き宇比多伎山に御鎮座坐し坐」すとある。先の空欄の「大神の御屋」の山を「宇比多伎山」とする。従来この地は、神魂命の子、真玉着玉之邑日女命が坐される地、山美しく水清き、その魂のあつまる地であった。その日女を娶るは容易ではなく、毎朝通はれた。その清純なる地で毎朝日の出をお迎へになられ、日女も心を許されたのであらうか？山全体を御屋、神殿とみされたとも思はれる。社伝に「これぞ社の初め」とあるは、真玉着玉之邑日女命を祭神とする社は最古の社と云はんばかりである。この地は「国引き」以前から存する。「国引き」後の地にも神魂命が日女を降ろしておられるが、「国引き」が終わるまで、日女を降ろすのを待たれたものではあるまい、天の下が所造（つく）られれば、その地に坐すべき神を降ろして、帰属を明らかにすべきものである。所造天下大神が毎朝日女に通ひて娶ることを神魂命も了解されたのであらう。これを大穴持命の時代のこととすれば、時系列が成立しない。

日置郷。郡家正東四里。志紀嶋宮御宇天皇之御世、日置伴部等、所遣来宿停而、為政之所。故云日置。
日置（ひおき）の郷。郡家の正東四里。志紀島（しきしま）の宮に御宇（あめのしたしろ）しめしし天皇（すめらみこと）の御世、日置の伴部等（ともべら）、遣（つかは）さえ来て宿停（とどま）りて、政為（まつりごとせ）し所なり。故、日置と云ふ。
■志紀嶋宮御宇天皇は、天国排開広庭天皇（欽明天皇）。この記述は550年頃、百済の聖明王の要請を受けて、新羅と戦ふ軍を派遣し、西国の屯倉の管理を強化している時代のことである。軍事的には物部氏、財政的には蘇我氏が有力となり、出雲西部は物部氏、東部は蘇我氏の影響下にあった。日置氏については意宇郡舎人郷条ですでにみた。

盬治郷。郡家東北六里。阿遅須枳高日子命御子、盬冶毗古能命、坐之。故云止屋。〔神亀三年、改字盬治〕。
塩冶（やむや）の郷。郡家の東北六里。阿遅須枳高日子命（あぢすきたかひこのみこと）の御子、塩冶毗古能命（やむやひこのみこと）、坐（いま）しき。故、止屋と云ふ。〔神亀三年、字を塩治と改む〕。
■阿遅須枳高日子命の子であるなら、泣き「やむや」の「やむや」と想像する。止屋は、先に見た「紀」の、御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神天皇）六十年の秋七月条（[日本書紀巻5](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki14.htm#六十年秋七月)）にある「止屋の淵」を想起させる。出雲振根（いづものふるね）が弟の飯入根（いひいりね）を撃ち殺した淵である。■塩冶郷は「上塩冶築山古墳」の地である。注に、「六世紀なかば、神門郡塩冶郷などを中心とする西出雲地方には大古墳が現れる。出雲市今市町の大念寺古墳（島根県最大の前方後円墳）、出雲市上塩冶町の上塩冶築山古墳などである。しかもこのころほぼ時期を同じくして、意宇郡を中心とする東出雲地方には松江市山代町の山代二子塚古墳（島根県最大の前方後方墳）などの大古墳が出現しており、出雲の西部と東部に二大勢力が並立していたように見受けられる」とある。止屋の記憶は崇神朝のもの、二大勢力並立は欽明朝の記憶である。阿遅須枳高日子命は大穴持命の子であり、その子の時代は神武天皇のはるか以前、天孫降臨期あたりとなり、まるで時代が異なる。
塩冶毗古能命を祭神とする社は「夜牟夜」社であり、「夜牟夜（やむや）」であったものが「止屋」と置き換へられていたのであらう。また、塩の旧字、盬には停止する意味もあり「止」に置き換へられ、「冶」は万葉仮名の「や」には用ゐられていなく、冶には美しく仕上げる意味があり、「屋」が漢字の意味を加味して「冶」に置き換へられて、「盬冶」となった。盬冶で（泣き）止みて、艶冶（えんや；女性のなまめかしく美くしいこと）とシャレ込んだのかもしれない。盬冶（やむや）が塩冶（えんや）となり意味が不明となった。その妻を塩冶比売命（塩冶神社；延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430622-01.html)）としており、さぞ魅惑的な比売であったと思はれる。

八野郷。郡家正北三里二百一十五歩。須佐能袁命御子、八野若日女命、坐之。爾時、所造天下大神、大穴持命、将娶給為而、令造屋給。故云八野。
八野（やの）の郷。郡家の正北三里二百一十五歩。須佐能袁命（すさのをのみこと）の御子、八野若日女命（やののわかひめのみこと）、坐（いま）しき。尓（そ）の時、天の下所造らしし大神、大穴持命、娶（あ）ひ給（たま）はむと為（し）て、屋（や）を造ら令（し）め給ひき。故（かれ）、八野と云ふ。
■須佐能袁命は、この地にも勢力を築いておられた。神門の平野の中核をなすものとして、日女を坐さしめられたといふことか。「や」は数が多いことで、「の」は野（山裾などゆるい傾斜のある地）であり、「やののひめ」とは、この広い野に坐す日女、とならうか。八野郷や杵築郷や伊努郷の南は出雲大川（斐伊川）による洪水の影響を受けやすいが、高岸郷、塩冶郷などは安定した地であったらう。■所造天下大神と須佐能袁命が如何なる関係にあったのか言及がなく不明であるが、所造天下大神は、その女（むすめ）を「娶らんとして、屋（住む所）を造らしめた」、で終わっており、その後どうなったかは明確ではない。屋を造らせており、娶っていたのであらう。滑狭郷の和加須世理比賣命が須佐能袁命の女（むすめ）であり、須佐能袁命は神門水海の湿地と八野に勢力を有しており、所造天下大神を婿にしたことになる。朝山では神魂命が所造天下大神を婿にしておられた。「所造天下大神、大穴持命」とまぎらわしいのであるが、同一者といふ義にされているが、所造天下大神が後に大穴持命と置き換へられましたと暗示しているかにみえる。

高岸郷。郡家東北二里。所造天下大神御子、阿遅須枳高日子命。甚昼夜哭坐。仍、其處高屋造可坐之。即建高椅可登降養奉。故云高崖。〔神亀三年、改字高岸〕。
高岸（たかきし）の郷。郡家の東北二里。天の下所造らしし大神の御子、阿遅須枳高日子命（あぢすきたかひこのみこと）。甚（いた）く昼夜（ひるよる）哭（な）き坐しき。仍（よ）りて、其処（そこ）に高屋（たかや）造りて坐（いま）せき。即ち高椅（たかはし）を建てて登（のぼ）り降（くだ）らせて、養（ひだ）し奉（まつ）りき。故に高崖（たかきし）と云ふ。〔神亀三年、字を高岸と改む〕。
■風土記は、阿遅須枳高日子命の母については言及していない。昼夜泣き続けた性格は「記紀」では建速須佐之男命/素戔嗚尊のものとしている。「記」では、阿遅鉏高日子根（あぢすきたかひこね）神とし、その父を大国主神その母を「胸形（むなかた）の奥津宮（おきつみや）に坐す神、多紀理毘売命（たきりびめのみこと）」としている。多紀理毘売命は天照大神の御子であり、大神は、胸形氏もさることながら、天の下を平定した大国主神を婿にしておられ、その子は孫となり、すでに親戚関係である。政略婚姻が成立しており、どうご覧になっていたものか。「記紀」にあっては、その素性から風土記の記述とは異なり、阿遅鉏高日子根神は美男で電光の性格を有する神として、国譲り後も多様な伝承を持つ神となっている。その母を多紀理毘売命とする認識が出雲にも共通するかは分からない。所造天下大神がその子の父であり、養育し、その子が泣き止まないといふ結果のみが、ここに記されている。ここでは、母が真玉着玉之邑日女命、あるいは、八野若日女命の可能性があり、さうであれば、「記紀」のストーリーは成立しなくなる。高屋に高橋を建てる、橋は天と地を結ぶ梯子と注されるがここでは高い所に登ることに意味がある。この子が昼夜泣き続けたのは、素戔嗚尊にみられるごとく、母に会いたい一心と想像できる、ならば、高い所に登り海の彼方の母、多紀理毘売命を求めたのかもしれない。

古志郷。即属郡家。伊弉彌命之時、以日渕川築造池之。爾時、古志國人等、到来而為堤。即宿居之所。故云古志也。
古志（こし）の郷。即ち郡家に属（つ）く。伊弉弥命（いざなみのみこと）の時に、日渕（ひぶち）川を以ちて池を築造（つく）りき。尓（そ）の時、古志の国人等（くにひとら）、到来（きた）りて堤を為（つく）り。即ち宿居（やど）りし所なり。故、古志と云ふ。
■伊弉弥命の時とは、「記紀」に従へば、伊弉弥命が黄泉に行く前の神話の時代。古志の国は歴史時代のこと。そこから到来して、堤を造る。「国引き」において「三穂の埼」を「高志」より引いてきたとあった。この昔なら高志から一緒に人も引いてこられやう。時空の往来が自在といふか、もう時空がゆがんでいるとしか云ひやうがない。「記紀」を離れた方がよい。■出雲神戸条に、伊弉奈枳（いざなき）の子が熊野加武呂乃命（くまのかむろのみこと）であり、鉏（すき）で天下を造成したのが所造天下大神、出雲神戸はこの二「大神」の為の神戸であると記していた。天下が造成されて、国引きは可能となる。両者のどちらが先に生まれたかは不明であるが、八束水臣津野命の仕事より所造天下大神の仕事が優先される。国譲りをした大穴持命と所造天下大神が一致するなら、もう、Back to the futureの世界でしかない。「記紀」の「いざなみ（伊弉奈弥）」にあわせて伊弉弥（いざみ）を「いざなみ」と読ませている。■この古志の国人等の①存在を示す史料、②往古に（他地域へ移出する程の）土木技術が発達していたか？また、出雲国または他国へ移出、移住した事実があったか？の二点を、該当の四県県立図書館［福井県－若狭、越前国、石川県－能登、加賀国、富山県－越中国、新潟県－越後、佐渡国］あてに照会（一九九四・一〇）された記録（郷土誌神門[HP](http://www.kando.izumo.ne.jp/kandosi_102.html)　神門地域情報）がある。諸見解は同HPを参照いただきたい。近代の研究以外に、古志の国人等を記した記録は無いやうだ。土木技術の発達はあったとする見解が多く、帰化人によるものとし、伊弉弥命を引き合いにしてその技術を宣伝した、あるいは、そういふ方法を行基が踏襲したなどの見解もあった。正倉院に『出雲國大税賑給歴名帳（天平十一年「七三九」の文書』があり、高齢者や寡婦、孤児、自存不能者等に米を賑給（めぐみたまふ）した人名が記され、神門郡の該当者が49名であるといふ。彼等の子孫も含まれていたのであらう。■伊弉弥命と日渕川の伝承を残すものは、当初は日渕川上流に造られた比布知社（比布智神社；延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430612-01.html)）である。比布知社は神魂子角魂神社として智伊神社の合祀された部分があり、ご祭神は伊弉弥命ではなく角魂命とする集団があったやうだ。

滑狭郷。郡家南西八里。須佐能袁命御子、和加須世理比賣命、坐之。爾時、所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前有磐石。其上甚滑之。即詔、滑磐石哉、詔。故云南佐。〔神亀三年、改字滑狭〕。
滑狭（なめさ）の郷。郡家の南西八里。須佐能袁命（すさのをのみこと）の御子（みこ）、和加須世理比売命（わかすせりひめのみこと）、坐（いま）しき。尓（そ）の時、天（あめ）の下（した）所造（つく）らしし大神命（おほかみのみこと）、娶（あ）ひて通（かよ）ひ坐（ま）しし時に、彼（そ）の社（やしろ）の前に磐石（いは）有り。其の上甚（いた）く滑（なめ）らかなりき。即ち詔（の）りたまひしく、「滑磐石（なめいは）なる哉」と詔りたまひき。故、南佐（なめさ）と云ふ。〔神亀三年、字を滑狭に改む〕。
■「記」では、須勢理毗売命が大穴牟遅神の正妻、葦原色許男（あしはらしこを）から大国主神となり宇迦の山の麓に宮を造る契機となる嫡妻（むかひめ）であった。本居宣長は、「六月大祓の祝詞（大祓詞\_「神社本庁例文」　[HP](https://ja.wikisource.org/wiki/%E5%A4%A7%E7%A5%93%E8%A9%9E_%28%E7%A5%9E%E7%A4%BE%E6%9C%AC%E5%BA%81%E4%BE%8B%E6%96%87%29)）」の「速佐須良比売（はやさすらひめ）」を須勢理毗売命と同神とみている。大祓とは天津罪と国津罪を祓ふものであり、罪を高山から短山、川に流し、海原に流し、それぞれにその罪を受け取り送り出す神が居り、最後に、根（黄泉）の底に放ち、そこに居る速佐須良比売が「持（も）ち佐須良比（さすら）ひ失（うし）なひ」、罪が祓はれるといふもの。根国における災いを解放する点では共通するが、同神とするには、「さすら」と「すせり」の語感が合はない。「すせり」は「すすむ」の「すす」と通じ、「すす」とは気持ちが内からはやる状態（字訓）とされる。須勢理毗売命が（大穴持命を）一目みて、目合（まぐあひ）をした心理とする。「すせり」で一致するのは、瓊々杵尊と木花開耶姫の子、火須勢理命（ほすせりのみこと）、火の放たれた産屋に生まれ、緊迫した気持ちがある。「ほ」に「火」を当てるが、「穂」でもあり、稲穂がよく育つ意味もあるとされる。風土記の和加須世理比売命は、「わか」が付され、「滑らか」なイメージとなっている。ご祭神とする和加須西利比売神社（那売佐神社に合祀されている。延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430608-01.html)）の伝承においても、渓流が岩苔の上を滑らかに流れる様をお二人で眺めておられる情景であり、この「すせり」とは一致しない。「わか」は若い、稚（いとけな）いこと、「す（洲/巣）」、「せ（施/為）」、「り（助詞）」となり、滑らかな磐石からすれば、この地を造る初々しい洲を連想させる。また、そこに巣をつくるイメージも湧き、おだやかな比売となっている。■滑と南がどう一致するのか？当初に、「滑狭郷。今も前に依りて用ゐる」とあり、ここでは、〔神亀三年、字を滑狭に改む〕とある。当初より滑狭であれば、滑（かつ、こつ）を音でなく、字義で用ゐたことになる。その読み方を「なめ」と表示するためには、「な」に南「め」に（甲め；売/女等、乙め；米/目等）を当てねばならない。「なめ」が「なむ/なん」と訛り南の一字で代用したのかもしれない。狭と佐とは、ともに万葉仮名に用ゐられる。■ここでは、所造天下大神のみが記されており、元来はこの大神の伝承を大穴持命としたのであらう。

多伎郷。郡家南西廿里。所造天下大神之御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣命、坐之。故云多吉。〔神亀三年、改字多伎〕。
多伎（たき）の郷。郡家の南西二十里。天の下所造らしし大神の御子、阿陀加夜努志多伎吉比売命（あだかやぬしたききひめのみこと）、坐（いま）しき。故、多吉（たき）と云ふ。〔神亀三年、字を多伎に改む〕。
■阿陀加夜努志多伎吉比売命を祭神とするのは、風土記においては、多吉社（多伎神社；延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430605-01.html)）となる。ただ、この比売の名の由来を推し量るにお手上げ状態である。意宇郡にも、阿陀加夜社がある。ご祭神は阿太加夜奴志多岐喜比売命であり、同じ比売であるが、「雲陽誌（享保2年「1717年」松江藩士、黒澤長尚の編になる地誌）」によれば、江戸時代に葦高（あしたか）明神とされていたものを、「大穴持命の御子阿陀加夜怒志多伎吉比売命は神門郡多岐に坐となり、今此里に阿太加夜社勧請なるへし」としたとある。意宇郡の阿陀加夜社の地は、古くは「出雲郷」と記され、その由来は詳ならず、「あだかえ」、「あたかへ」と称され、「或人のいはく加茂の競馬の事書たりし文を見るに、出雲江の馬一匹とあるを**あたかへ**と假名付たりと語、しかれは中古よりいひならはせる事にや、出雲江にも阿太加夜の神社を勧請す」とある。阿陀加夜（出雲）の主の多伎吉比売命となるなら、女王多伎吉比売命となり、魏志倭人伝にある女王のひとりであったのかもしれないが、「たきき」のイメージがわかない。出雲の東西の海岸に面した地であり、製鉄関連の遺跡もあり、「加夜」と「伽耶」、「阿太」と「安羅」との関連で、伽耶、安羅、新羅、高句麗からの渡来系とする説が多い。また、「かや:榧」の実が縄文時代から食用や薬用とされてきたこと、また、その木が建築に用ゐられてきたことからも考察するやうである（民族学伝承ひろいあげ辞典）。「あだかや」はサンスクリットの ādi-gayaから来るとする説もある。ādi-は最初の、gayaは山、象、男、Buddha-gayāは仏陀が悟りを開いた地であり、「あだかや」は国引きが終わって成立した地、初めて八雲立つ「出雲」と名付けられた地とでもするのでしょうが、サンスクリットは早くとも唐への留学僧以降のことであり、神代出雲人が用ゐることはない。この神は、所造天下大神の子と記されており、本來は古い女神であった。
以下に□□□□□大神の御屋とあり、これは朝山社のある宇比多伎（うひたき）山とみられ、宇比多伎は三段からなる雲井滝（うゐたき；[HP](http://www8.plala.or.jp/takimi/kengai_taki/uidaki_shimane.htm)）と関係があるやうで、その「たき」が多伎・多吉・多岐と表記されたとも思はれ、多伎吉（たきき）の「き」を立久恵峡（[HP](http://tabinokiroku.web.fc2.com/tabi125/125-2.html)）の奇岩の「奇」「牙」とみれば、雲がかかれば、雲に乗り昇る竜のごとくみえたのかもしれない。多岐喜比売を水の女神とみることができるかもしれない。
「あだ・かや・ぬし・たきき」と繰り返し念じて眠ると、夜半に雷と大雨、雨が通りすぎると蛙の合唱。「あだ・かや・ぬし・たきき」と唱和すると、結構溶け込み、何か呪文のように思へ、もう病である。万葉集には蛙の鳴き声を歌ったものが20首あり、古代人にも馴染みがあった。蛙は鳴き声が鹿に似ているとされ、川の鹿、河鹿（かじか）とされ、奥山で鹿の声を聞くごとく、秋を感じさせ、心の寂しさを分かち合ふような場面に歌はれている。これは、呪文とはつながらない。古語拾遺に、大己貴神は少彦名神と共に、「蒼生（あをひとくさ）・畜産（けもの）の為に、病（やまひ）を療（をさ）むる方（さま）を定めたまふ。又、鳥獣（とりけもの）･昆虫（はふむし）の災（わざはひ）を揆（はら）はむ為に、禁厭（まじなひや）むる法（のり）を定めたまひき」とある。苦し紛れで、大穴持命のこの能力を有する比売といふところで一旦思考停止。
蛙については中国に面白い物語がある。太古、堯の時代のことであるが、嫦娥（じょうが）といふ仙女が居た。十個の太陽が空に現れ、人々が旱魃に苦しんだ時に、九個の太陽を射落とした弓の名手を羿（げい）と云った。嫦娥は、羿の妻となったが、地上に降りたため不死ではなくなった。羿が崑崙の西王母を訪れたときに、不老不死の薬を授かる。嫦娥はこっそりそれを盗んで月に逃げ込んだ。我が国では月の中に「兎（うさぎ）」を見るが、中国古代人は「蟇蛙（ひきがえる）」を見た。美女の嫦娥が蟇蛙とされたそうである。

餘戸里。郡家南西卅六里〔説名、如意宇郡〕。
狭結驛。郡家同處。古志國佐與布云人、来居之。故云最邑。〔神亀三年、改字狭結也。其所以来居者、説如古志郷也〕。
狭結（さゆふ）の駅（うまや）。郡家と同じき処（ところ）なり。古志（こし）の国の佐与布（さよふ）と云（い）ふ人、来居（きを）りき。故（かれ）、最邑（さいふ）と云ふ。〔神亀三年、字を狭結と改む。其の来居る所以は、説くこと古志の郷の如し〕。
■古志の国人等の居る郷が古志郷、それを頭領していた人物が佐与布とみられ、駅名となったことでその名が残った。古志の国は「越」であり新潟を想定するのであらうが、もう少し広域で漠としている。美保郷条に、所造天下大神が意支都久辰為命（おきつくしゐのみこと；沖の奇堰命）の子の俾都久辰為命（へつくしゐのみこと；海辺の奇堰命）の子、奴奈宜波（野の川）比売命を娶り、御穂須々美（穂の清浄な）命を産ま令（し）めたとあった。所造天下大神は稲穂の神でもあり、古志の清浄な水で稲作を広めたとみることができやう。その父からは取水や水量を調節する堰の技術を得たともとれる。「ゐ：井」であれば、掘削技術となる。
上巻で、「富山県朝日町の境 A 遺跡から出土した縄文時代の翡翠大珠の未製品に長江下流域の良渚文化の管錐技法が用いられ、両地域の玉文化がつながっていたことが実証された（玉で結ぶ日本列島と長江下流域　広島大学　李国棟、[広島大学大学院文学研究科論集　第66巻](https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/2/24897/20141016150254911731/66_103_lee.pdf)）」とみた。更に、「日本列島の北越地方には翡翠もあるし、赤玉もある。そしてこの二つはいずれも越族の最も珍重する神宝であった。こういうわけで、「外越」の人々は次第に北越地方に集中し、そしてそれらを採掘して、長江下流の「内越」に売りさばいていたのではないかと推測される。「ヌナカワ」政権の背後には、このような「内越」との玉石交易があったにちがいあるまい」ともしておられる。採掘技術、土木技術が導入されていたとも推測されやう。
能登の辺津比咩（へつひめ）神社、輪島北方の舳倉島の奥津比咩（おきつひめ）神社を想起せしめるところがあり、美保郷となった地は能登半島から佐渡島あたりまで想定される。その沖から海辺にやってきた神の子の母には言及がなかった。糸魚川市の「奴奈川姫の伝説；[HP](https://www.city.itoigawa.lg.jp/3790.htm)」によれば、母は黒姫といふ。「西頚城（にしくびき）郡田海（とうみ）村を流るゝ布川の川上に黒姫山と云ふ山あり、奴奈川姫命（ぬながわひめのみこと）の御母黒姫命の住座し給ひし山なり、山頂に石祠あり黒姫明神と称す、又黒姫権現（ごんげん）とも云う、此（こ）の神こゝにて布を織り其（その）川の水戸に持出で滌曝（てきぼう）まししによりて布川と云ふ。此神の御歌に
　ここに織る此の荒たへはかの海の小島にいますわがせの御衣　と。」とあり、風土記とはつじつまがあふ。「記」では沼河比売は「賢」で「麗」で須勢理毘売が嫉妬するのであるが、この伝承では、美人でもなく、仲も睦ましくなく、黒姫山に逃げ帰るも、姫川に呼び戻され、更にそこからも逃げて消えたといふ、「奴奈川姫の命は御色黒くあまり美しき方にはおはさざりき。さればにや一旦大国主命に伴はれたまひて能登の国へ渡らせたまひしかど、御仲むしましからずしてつひに再び逃げかへらせたまひ、はじめ黒姫山の麓にかくれ住まはせたまひしが、能登にます大国主命よりの御使御後を追ひて来たりしに遇（あ）はせたまひ、そこより更に姫川の岸へ出（い）でたまひ川に沿うて南し、信濃北条の下なる現称姫川原にとどまり給ふ。しかれとも使のもの更にそこにも至りたれば、姫は更にのがれて根知谷に出でたまひ、山つたひに現今の平牛山稚子ヶ池のほとりに落ちのびたまふ。使の者更に御跡に随（したが）ひたりしかども、ついに此稚子ヶ池のほとりの広き茅（かや）原の中に御姿を見失ふ。仍（より）てその茅原に火をつけ、姫の焼け出されたまふを俟（ま）ちてとらへまつらんとせり。しかれども姫はつひに再び御姿を現はしたまはずしてうせたまひぬ。仍て追従の者ども泣く泣くそのあたりに姫の御霊を祭りたてまつりしとなり」。また、奴奈川姫を祭った古宮が移されて諏訪といふ名の神社となったともある、「中土(なかつち)村奉納(ぶのう)部落の入口に小高い丘があつて、昔そこに奴奈川姫を祭つたお宮があつた。古宮と云つてゐたが、白鳳年間に部落の上の方へ移して諏訪神社と云ひ他の神様も合せ祀つて村の産土神となつてゐる」。先代旧事本紀では、この姫を建御名方神の母としている。これらは「記紀」の影響下にあり、大国主神の物語となっている。
風土記では、伊弉弥命の時に古志郷の地に池を築くとしており、古形では、やはりこれは所造天下大神の物語であるとすべきであらう。当時の天下平定は派兵による武力平定ではない、出雲から越まで拠点を設け、船による兵站を継続することも、駐留して統治を継続することも不可である。古くから黒曜石の交易が広範囲に渡っており、出雲の勾玉も広く交易されていた。それは、祖神の優劣をも表わすものであり、神宝（勾玉、翡翠、赤玉）、炉と研磨技術、稲作（陸稲・水稲、水利、虫害駆除）と家畜の技術、占術・治療・施薬等に優れたものを提供できれば、心服を得たことであらう。

多伎驛。郡家西南一十九里。〔説名・改字、如郷也〕。
神戸里。郡家東南一十里。

新造院一所。朝山郷中。郡家正東二里六十歩。建立厳堂也。神門臣等之所造也。
新造院一所。有古志郷中。郡家東南一里。刑部臣等之所造也。〔本立厳堂。〕
■神門臣は所造天下大神の伝承の多い朝山郷に新造院の厳堂（金堂のやうなもの）を建立し、刑部臣は神門水海に近い平野の古志郷に新造院を建立したやうである。公式には、神門臣を崇神天皇の時、刑部臣を允恭天皇の時に成立する臣とみてのことであり、刑部臣も神門郡で力を付けてきたやうである。

美久我社　阿須理社　比布知社　又比布知社　多吉社　夜牟夜社　矢野社　波加佐社　奈賣佐社　知乃社　浅山社　久奈為社　佐志牟社　多支枳社　阿利社　阿如社　國村社　那賣佐社　阿利社　大山社　保乃加社　多吉社　夜牟夜社　同夜牟夜社　比奈社　〔以上二十五所。幷在神祇官〕。
盬夜社　火守社　同盬夜社　久奈子社　同久奈子社　加夜社　小田社　波加佐社　同波加佐社　多支社　多支々社　波須波社　〔以上十二所。幷不在神祇官〕。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 風土記名 | 現在名 | 由緒 | 御祭神 |
| 美久我社 | 弥久賀神社 | 天平５年 | 天之御中主大神 (配祀)宇迦能御魂神 |
| 阿須理社 | 阿須利神社 | 天平５年 | 豊玉比古神 豊玉比女神 玉依比女神 大己貴神 誉田別命 気長足姫命 足仲彦命 加久突知神 和多津見神 事代主命 大年神 |
| 比布知社 | 比布智神社 | 天平５年 | 伊弉册尊 伊弉諾尊 (配祀)大日霊貴神　神魂子角魂 |
| 多吉社 | 多伎神社 | 天平５年 | 阿陀加夜努志多伎吉毘売命 (配祀)大己貴神 |
| 夜牟夜社 | 塩冶神社 | 天平５年 | 塩冶比古命 (配祀)塩冶比売命 塩冶比古眞弓命 燒大刀天穗彦命 (合祀)誉田別命 塩冶判官高貞 |
| 矢野社 | 八野神社 | 天平５年 | 八野若姫命 (配祀)大年神 |
| 波加佐社 | 佐伯神社 | 天平５年 | 天照大御神 須佐之男命 (配祀)天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理毘売命 多岐津比売命 市寸島比売命 |
| 奈賣佐社 | 那売佐神社 | 天平５年 | 葦原醜男命 (配祀)須勢理姫命 大物主神 (合祀)伊邪那岐命 |
| 知乃社 | 智伊神社 | 天平５年 | 高皇産靈神 (配祀)埴安姫神 |
| 浅山社 | 朝山神社 | 天平５年 | 真玉着玉邑姫命 神産巣日神 大己貴命 |
| 久奈為社 | 久奈子神社 | 天平５年 | 伊邪那美命 速玉男命 事解男命 (配祀)建御名方命 (合祀)武甕槌命 御食津神 大歳神 誉田別命 |
| 佐志牟社 | 佐志武神社 | 天平５年 | 建御雷神 経津主神 |
| 多支枳社 | 多伎芸神社 | 天平５年\* | 多伎伎比売命 伊邪那伎命 大迦牟豆美命　\*慶雲２年勧請 |
| 阿利社 | 阿利神社 | 天平５年 | 阿遅須枳高日子根命 (配祀)加利比売命 (合祀)猿田比古命 宇受売命 |
| 阿如社 | 阿祢神社 | 天平５年 | 天照皇大神 (合祀)品陀和気命 素盞之嗚命 |
| 國村社 | 国村神社 | 天平５年 | 八束水臣津努命 (配祀)須佐之男命 大年之大神 |
| 大山社 | 大山神社 | 天平５年 | 大山津見命 |
| 保乃加社 | 富能加神社 | 天平５年 | 本牟智和気命 肥長比売命 (配祀)伊弉諾尊 伊弉冉尊 |
| 比奈社 | 比那神社 | 天平５年 | 武夷鳥命 木花之佐久夜比売命 |
| 天平５年（733年）は、風土記奥付け（編纂完成年）の天平五年二月三十日による。それ以前から存在していたが、多支枳社の慶雲２年（705年）勧進以外は、不明である。御祭神はそれ以降に付加されたもの、変更されたものがあるとともに、風土記編纂時までにも、同様の変化が起こっていたことも考慮する必要があり、個別の検討を要する。 |

田俣山。郡家正南一十九里。〔有柂・枌〕。長柄山。郡家東南一十九里。〔有柂・枌〕。吉栗山。郡家西南二十八里。〔有柂・枌、所謂所造天下大神宮材造山也〕。□□□□□。郡家東南五里五十六歩。〔大神之御屋〕。　稲積山。郡家東南五里七十六歩。〔大神之稲積〕。陰山。郡家東南五里八十六歩。〔大神之御陰〕。稲山。郡家正東五里一百十六歩。〔東在樹林。三方並礒也、大神御稲〕。桙山。郡家東南五里二百五十六歩。〔南西並在樹林、東北並礒也、大神御桙〕。冠山。郡家東南五里二百五十六歩。〔大神之御冠〕。
田俣（たまた）山。郡家の正南一十九里。〔柂（ひのき）・枌（すぎ）有り〕。長柄（ながら）山。郡家の東南一十九里。〔柂・枌有り〕。吉栗（よしくり）山。郡家の西南二十八里。〔柂・枌有り、所謂天の下所造らしし大神の宮材（みやき）造る山也〕。□□□□□。郡家の東南五里五十六歩。〔大神の御屋（みや）なり〕。　稲積（いなつみ）山。郡家の東南五里七十六歩。〔大神の稲積（いなつみ）なり〕。陰（かげ）山。郡家の東南五里八十六歩。〔大神の御陰（みかげ）なり〕。稲（いな）山。郡家の正東五里一百十六歩。〔東に樹林（はやし）在り。三つの方（かた）は並びに礒（いそ）也、大神の御稲（みいね）なり〕。桙（ほこ）山。郡家の東南五里二百五十六歩。〔南と西は並びに樹林在り。東と北は並びに礒なり、大神の御桙なり〕。冠（かがふり）山。郡家の東南五里二百五十六歩。〔大神の御冠なり〕。
■□□□□□は、古写本、多くは「宇比多伎山　郡」を補うが、本来の記述かは疑問と注される。すでに見たごとく、神魂命の子、真玉着玉之邑日女命が坐される地であったが、所造天下大神が娶り朝毎に通はれたとされていた。この空欄が大神の御屋（住まれる所）とあり、朝山社のある宇比多伎山とされたのであらう。神門の山々が大神の御屋、宮材を造る山（吉栗山；檜や杉有りときされるが、栗材が用ゐられたのだらう）、稲積（収穫した稲を保管する；稲積山）、御陰（髪に刺して飾りとするもの；陰山）、御稲（稲山）、御桙（桙山）、御冠（冠山）であると記しており、これほどまとまって一地域に記されるとなれば、この一帯は所造天下大神の拠点とみられやう。所造天下大神が真玉着玉之邑日女命を娶られる前は、神魂命の意向の働く真玉着玉之邑日女命の神域であったとすべきであり、それを所造天下大神が継いだとも考へられやう。神門とは、出雲大社に対する神門といふより、この一帯の神域に対する神門と考へるべきであらう。また、八束水臣津野命が国引きを終へ築かれた杵築宮と国譲り後に造営される杵築大社とは峻別さるべきである。

凡、諸山野所在草木、白歛（ガガイモ）・桔梗（キキョウ）・藍漆（タデアイ）・龍膽（リンドウ）・商陸（ヤマゴボウ）・續断（ナベナ）・独活（ウド）・白芷（ハナウド）・秦椒（フユザンショ）・百部根（ビャクブ）・百合（ササユリ）・巻柏（イワヒバ）・石斛（）セッコク・升麻（サラシナショウマ）・当帰（トウキ）・石葦（ヒトツバ）・麦門冬（ジャノヒゲ）・杜仲（マサキ）・細辛（ウスバサイシン）・伏苓（ブクリュウ）・葛根（クズ）・薇蕨（ワラビ）・藤（フジ）・李（スモモ）・蜀椒（サンショウ）・檜（ヒノキ）・杉（スギ）・榧（カヤ）・赤桐（）アブラギリ・白桐（キリ）・椿（ツバキ）・槻（ツキ）・柘（ヤマグワ）・楡（ニレ）・蘗（キハダ）・楮（カジノキ／コウゾ）。禽獣則有、鵰（ワシ）・鷹（タカ）・晨風（ハヤブサ）・鳩（ハト）・山雞（ヤマドリ）・鶉（ウズラ）・熊（クマ）・狼（オオカミ）・猪（イノシシ）・鹿（シカ）・兎（ウサギ）・狐（キツネ）・獼猴（サル）・飛鼯（ムササビ）也。

神門川。源出飯石郡琴引山、北流、即経来嶋・波多・須佐三郷、出神門郡餘戸里門立村。即経神戸・朝山・古志等郷、西流、入水海也。即有年魚・鮭・麻須・伊具比。
多岐小川。源出郡家西南卅三里多岐山。流入大海。〔有年魚〕。
宇加池。周三里六十歩。来食池。周一里一百卌歩。〔有菜〕。笠柄池。周一里六十歩。〔有菜〕。㓨屋池。周一里。
■門立村　門立村の門立は立久恵峡（たちくえきょう、[HP](https://www.izumo-kankou.gr.jp/679)）の「絶壁が、門が立ったようにそびえているために名づけられたもの（いにしえの島根、[HP](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-26.pdf)）」とされている。■宇加池　『日本海西地域の古代像；森浩一』によれば、谷状地形の「谷口を塞ぐようにして幅二五㍍、長さ一四〇㍍にわたる土塁状の土手、つまり池の堤があり、この堤から現在の池を含めたものが「宇迦池」とすると、周囲一・七㌔㍍の広大な池」であり、「古志の国人らが到来して堤をつくった」とする堤としておられる。■通例では水利・土木の技術は秦が滅ぼされた時、半島経由で日本列島に逃れた秦氏により持ち込まれたとされている。しかし、それのみではあるまい。書経の禹貢に、洪水が天に溢れ出し、山や丘を覆い隠す勢いであった「洪水滔天、浩浩懐山嚢陵」ものを、禹が土を敷いて人々が住み耕作できるように山を崩し、木々を伐採し、水路開き、高山と大川を定め、「禹敷土随山刊木、奠高山大川」洪水を治めたとある。禹は会稽に祭祀されており、黄河より長江（揚子江）を念頭においたものであり、水利技術に長けた民の伝承であり、この地は後に「越（えつ）」となる。越が滅ぼされた時、本土に遺った族を「内越」といい、外に逃れた族を「外越」という（[広島大学大学院文学研究科論集　第66巻](https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/2/24897/20141016150254911731/66_103_lee.pdf)）。越（えつ）と越（こし：高志）とは赤玉の採掘・研磨で交易関係にあることをすでにみた。越（えつ）の土木・水利技術が、越（こし）から出雲の古志に用いられたといふルートもあるやうだ。崇神朝頃から狭山で池を造る伝承が記されるが、この技術が、舎人郷条でみた陶邑に於ける須恵器製造の高温管理技術同様、出雲からもたらされた可能性もあらう。

神門水海。郡家正西四里五十歩。周卅五里七十四歩。裏則有鯔魚・鎮仁・須受枳・鮒・玄蠣也。即水海與大海之間在山。長廿二里二百卅四歩、廣三里。此者意美豆努命之國引坐時之綱矣。今俗人號云薗松山。地之形體、壌・石並無也。白沙耳積上。即松林茂繁。四風吹時、沙飛流、掩埋松林。今、年埋半遺。恐遂被埋已與。起松山南端美久我林、尽石見與出雲二国堺中嶋埼之間、或平濱、或陵礒。
神門（かむど）の水海（みづうみ）。郡家の正西四里五十歩。周（めぐ）り三十五里（さと）七十四歩（あし）。裏（うら）には則ち、鯔魚（なよし）・鎮仁（ちに）・須受枳（すずき）・鮒（ふな）・玄蠣（かき）有り。即ち水海と大海（おほうみ）との間に山在（あ）り。長さ二十里二百三十四歩、広さ三里。此（こ）は意美豆努命（おみづぬのみこと）の国引き坐しし時の綱（つな）矣（なり）。今、俗人号（なづ）けて薗（その）の松山と云ふ。地（ところ）の形体（かたち）、壌（つち）・石（いし）並びに無し。白沙（しろすなご）のみ積上（つも）る。即ち松林茂繁（しげ）れり。四（よも）の風吹く時は、沙（すなご）飛び流れて、松林を掩（おほ）ひ埋（うづ）む。今、年に埋みて半ば遺（のこ）る。恐るらくは遂に埋（うも）れ已（は）てむか。松山の南端なる美久我（みくが）の林起（よ）り、石見（いはみ）と出雲と二つの国の堺なる中島（なかしま）の埼に尽（いた）る間は、或は平（たひら）なる浜、或は陵（さが）しき礒（いそ）なり。
■八穂尓支豆支の御埼を引く時、持ち引く綱は、「薗の長浜」とあった。神門では八束水臣津野命（やつかみずおみつののみこと）とは云はず、意美豆努命（おみづぬのみこと）と云ふ。出雲郡伊努郷でも、同様に意美豆努命としており、先には両者を同一としてよいか、考へてみた。ここでは、同一とみる他あるまい。「薗の長浜」の通称は「薗の松山」であった。神門の長浜は白砂に松の緑の清浄な神々しい浜であると云ひたいのであらう。「つの」は「つな：綱」の古称、東出雲では、綱を引いた主を、「おゑ」と詔りたまひ「意宇」の由来となった八束水臣津野命と称した。豆は「す、ず、つ、づ」に用ゐられ、「つぬ：角」であるなら、「さがしきいそ；険しい磯」の「おみ；神、神に仕えるもの」、あるいは、「おみ」の「ぬ；沼」、神門水海の湿地の神とも解釈でき、西出雲では、意美豆努命と別称で記したのかもしれない。「記」では大国主神の父を天之冬衣（あめのふゆきぬ）神、その父を淤美豆奴（おみづぬ）神と記し、須佐之男命の六世孫としている（[大国主神誕生](file:///E%3A%5C%E5%B2%A9%E5%80%89%E7%B4%99%E8%8A%9D%E5%B1%85%5Ckoten%5C%E5%A4%A7%E5%9B%BD%E4%B8%BB%E8%AA%95%E7%94%9F.pdf)）。「紀」の一書（1）、一書（2）でも大己貴（おほあなむち）神を素戔嗚尊の六世孫としているが、本文では、大己貴神の父を素戔嗚尊としている。

凡北海所在雑物、如楯縫郡説。但無紫菜。

通道　通出雲郡堺出雲河邊七里廿五歩。
通飯石郡堺堀坂山一十九里。
通同郡堺與曾紀村廿五里一百七十四歩。
通石見國安農郡堺多岐々山、卅三里。[路、常有剗]。
通同安農郡川相郷卅六里。径常剗不有。但當有政時権置耳。
前件伍郡、並大海之南也。

郡司　主帳　　无位　　　　　　　　刑部臣
大領　　外従七位上勲十二等　神門臣
擬少領　外大初位下勲十二等　刑部臣
主政　　外従八位下勳十二等　吉備部臣

■剗　関所と注される。削って平らにする、草を刈り取り除くことが原義、関所では通行税を徴収する意味もあるが、剗となれば害を為す人間を除外する意味が強い、国を超える人流を警戒をする時代となっていた。■吉備部臣　吉備部は吉備氏の私有部曲、吉備部臣はその管理者であり、出雲臣の族か（姓氏家系大辞典）とある。神武東征に際しては吉備でその勢力を養っており、政権発足以降も西国、出雲等山陰への要路であり、皇族を送り込んで統治をしている。「記」によれば、考霊天皇と意富夜麻登玖邇阿禮比賣（おほやまとくこあれひめ）命の子、大吉備津日子命を吉備の上つ道臣の祖とし、若日子建吉備日子命を吉備の下つ道臣の祖としている。「紀」によれば、崇神天皇の時に、吉備津彦を（平定のために）西道に遣す、また、神宝問題で派遣されて出雲振根を誅すとしており、吉備氏が重きをなしたのであらう。

**飯石郡**
合郷漆　里一十九。
熊谷郷　今依前用。三屋郷　本字　三刀矢。飯石郷　本字　伊鼻志。多禰郷　本字　種。須佐郷　今依前用。以上伍、郷別里参。波多郷　今依前用。来嶋郷　本字　支自真。以上貳、郷別里貳。
所以号飯石者、飯石郷中、伊毘志都幣命坐。故云飯石之
飯石（いひし）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、飯石の郷（さと）の中に、伊毘志都幣命（いひしつべのみこと）坐（いま）す。故（かれ）、飯石と云ふ。

■伊毘志都幣命については、飯石郷条でみる。

**熊谷郷**。郡家東北廿六里。古老傳云、久志伊奈大美等與麻奴良比賣命、任身及将産時、求處生之。爾時、到来此處、詔、甚久々麻々志枳谷在、故云熊谷也。
熊谷（くまたに）の郷（さと）。郡家（こほりのみやけ）の東北二十六里（さと）。古老（ふるおきな）の伝へて云（い）はく、久志伊奈太美等與麻奴良比売命（くしいなたみとよまぬらひめのみこと）、任身（はら）みて産（う）まむとする時に及（いた）り、生む処（ところ）を求めき。尓（そ）の時、此処（ここ）に到来（きた）りて、詔（の）りたまひしく、「甚（いた）く久々麻々志枳（くまくましき）谷在（な）り」、故、熊谷と云ふ。
■久志伊奈大美等與麻奴良比売命の「大」を「太」とし、久志伊奈太美等與麻奴良比売命とするものもあり、「くしいなだみとあたはすまぬらひめのみこと」と訓じることもある。食物文化考（古事記神話と稲作文化；池添博彦[HP](https://www.jstage.jst.go.jp/article/oojc/25/0/25_KJ00000733488/_pdf)）に、「クシナダは奇し稲田の約で、霊妙な稲田の意、ミトアタハスは "御門（陰）をお与えになる"、マヌラヒメは“真寝る姫”である。稲穂（櫛名田比売）が、荒ぶる神である雷電（須佐之男命）との交りによって、実ることを表象している。
雷は、神鳴（カミナリ）の義であり、厳（イカ）ツ霊（チ）とも称される。雷光の別名は稲夫（イナツマ）稲交接（イナツルビ）で、古くから稲は稲光（イナビカリ）によって結実すると考えられていたので、この名がある。稲妻を表わす語に、稲の夫の意の "稲の殿”があり， 諺にも“稲の出穂に稲妻が強く光ると豊作"、“雷と稲光は稲をよく育てる”、“稲光は豊作の兆"、“春の甲子に雷が鳴れば五穀豊穣”がある。神の文字は、形代を置く 机（示）と、稲光の象形（申）を組み合せたもので、本来は雷神を表わしたものである」とある。「記紀」の記述から、久志伊奈大美等與麻奴良比売命を櫛名田比売として、須佐能袁命との子を妊んでいるとされるが、風土記は、久々麻々志枳谷で産もうとされたと述べるにとどまっている。「くま」とは曲がっていることで、山や川の入りこみ見えにくいところ、「くまくまし」はその甚だしいこと。■「記」では、櫛名田比売の父は大山津見神の子、足名椎。須佐之男命と櫛名田比売の子が八島士奴美神。八島士奴美神が大山津見神の子木花知流比売を娶り、その三代後が淤美豆奴神（八束水臣津野神）、その孫が大国主神とする。この系図が重要な意味を持ち、須佐之男命は天神であり国神の大山津見神の子孫と結婚し、その子孫が天下を平定し、国譲りを行なひ、天忍穂耳命（あめのおしほみみのみこと）の子、日子番能邇邇藝命（ひこほのににぎのみこと）を天降りせしめて、豊葦原水穂国（とよあしはらのみづほのくに）を知（し）らし（天下を統治させ）、大国主神等が天孫の統治を護持する、とする筋書きが描かれた。須佐之男命は「肥（斐伊河）の河上の鳥髪」に降り、櫛名田比売に「八雲立つ出雲八重垣」を作ったことを出雲の由来とし、その地を「心すがすがし」で須賀（すが；大原郡）とし、初めて宮を造ったとする。この系図により風土記を読めば、頭が混乱する。■風土記は、東出雲では、八束水臣津野命を「国引き」の大功労者とし、出雲の由来をこの命の「八雲立つ出雲」とする、西出雲では、所造天下大神を天の下を造る所の神と称へ、天下を平定した大穴持命を所造天下大神と同一視する。八束水臣津野命（淤美豆奴神）と所造天下大神（大国主神）とには、「記」にある父子関係は無く、同時代に存在するものとみていやう。また、須佐能袁命は「安来」に来て心が「安平」とするのみである。古代では祖先が天から降りてきたとするのは一般的で、「記紀」では出雲の高天に準じて高天原としたとすら思へてくる。以下須佐郷条に、須佐の地に自分の御魂を鎮め置くとある。須佐（すさ）郷は西北の山中で辺鄙の地であり、ここで生涯を終へられた。須佐能袁命は、元来は、海の彼方の天から来られた神であり、高天原の天神ではあるまい。須佐能袁命が久志伊奈大美等與麻奴良比売命の夫であるなら、高天原の天神であらねばならないのが「記紀」であり、それ以外の出雲の神が夫なら削除されねばならないものであり、風土記は、あえて、言及を避けたのであらうか？■高皇産霊尊が大己貴神のために天日隅宮を造り、天穗日命に祭祀をせしめたとする記述は「紀」の一書にあるのみで、「記」や「紀の本文」には記載が無い。この一書の出典は記されていないが、出雲国造家のものであるかもしれない。出雲国造家は、国造を授かる正統性を示すに、祖先の初めを天穗日命とする伝承を崇神朝期あるいは景行朝期に編纂したのではないかとも思へ、風土記そのものがねじ曲がっているやうに思へ、途方に暮れる。

**三屋郷**。郡家東北廿四里。所造天下大神の御門、即在此處。故云三刀矢。〔神亀三年、改字三屋。〕即在有正倉。
三屋（みとや）の郷。郡家の東北二十四里。天の下所造らしし大神の御門（みと）、即ち此処に在り。故、三刀矢（みとや）と云ふ。〔神亀三年、字を三屋に改む。〕即ち正倉（みやけ）有り。
■「みと」は御門、「みとや」は御門屋。御門なら門であるが、屋が付くと、実は、お住まいにもなっておられましたと含みがでる。三屋神社（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430701-01.html)）由緒には、「出雲国内に於て大神の神地と神戸が風土記撰上当時に置かれた場所は此の地のみで他に一ヶ所も無いのみならず神の御門と神戸とを社号とした神社が全国に他に一社もないことは特筆に値することである」とあり、門と神地・神戸有りとする伝承となっている。更に、「当社の背後の現在峯寺山と呼んで居る山が、風土記の伊我山であって伊我といふのは厳しいといふ意味を有し大神の御魂が御降りになるいかしき山として伊我山と号けられ、神門臣伊加會然の名前も伊我山の會根に因んだものである。彼等が大神の御祭りを行ふ時に契斎をした場所を伊我屋と呼び其処には風土記所載の井草社が在る。またこの伊我屋の在る場所を与會紀村と呼んで居たことも風土記に記されているが、この村の名は神門臣等が祓ひを行なう際に身を濯ぐ村という意味で号けられたものである。この伊我山は峯寺が創建されるまでは高丸と呼ばれていたがそれは大神の御魂を御迎えする御室山といふ意味であって今も毎月２４日には付近の住民が参拝し近年までは厳寒の候でも裸参りが行なわれていた程の神名火山である（前掲HP）」ともする。三屋郷に御門と屋、神地と神戸が有るなら所造天下大神の本拠地であり、神門臣の祖先が潔斎して祭祀をしていたとなるなら、距離は離れるが、神門郡側にも門を儲けることにならうか。ここは、大国主神を祭祀するものではあるまい。三刀矢は大国主神との関連で付加されたのであらうか。

**飯石郷**。郡家正東一十二里。伊毘志都幣命、天降坐處。故云伊鼻志。〔神亀三年、改字飯石。〕
飯石（いひし）の郷。郡家の正東一十二里。伊毘志都幣命（いひしつべのみこと）の、天降り坐（ま）しし処なり。故、伊鼻志（いひし）と云ふ。〔神亀三年、字を飯石に改む。〕
■伊毘志都幣命を祭神とする飯石神社（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430703-01.html)）の由緒に、「伊毘志都幣命の天降りましたと伝える磐石が御神体となっているので、本殿はなく、幣殿、通殿、拝殿を配している。即ち磐境、磐座という自然信仰の形態をそのままの姿で現在に伝えている。又、この地を命の降臨の聖地として、古来注連縄を用いないのも特殊の習慣である」とある。万葉仮名では毘や鼻は「び」であるが、「いひし」「いびし」いずれにせよ、磐坐からすれば、「いいし」が訛ったものとならう。「い」は胆（膽）で「生き」に関係が深い（字訓）とされ「いぶき息吹」の「い」と解せる。「いし」は「いは」とは異なり「さざれいし」のごとく岩石のもととなるもの、「いさご（細砂）」よりはずっと大きいものとならう。「つべ」は宇夜都弁命の「つべ」と同じく女神とされる。「いし」の女神といふはあまり馴染みがない。また、幣は万葉仮名では「へ（甲類）」であり、弁「べ（甲類）」とは異なる。■また「明治４４年８月の遷宮工事の際、御霊代の本殿磐石のかたわら境内の字迫から、古墳時代の祭祀用遺品とみられる高坏、壷などの須恵器類が出土した（前掲HP）」ともあり、「べ」は「へ（瓮）」とも考へたが、瓮を造るものは「いし」ではなく「はに」であり、瓮には繋がらない。甲類の「へ（辺）」は方向や場所について用ゐ、「へ（幣）」は時間についても用ゐる（字訓）とある。古くから、この海岸から辺地の花崗岩が流出して、出雲平野に堆積したことを「いいし」の働きとみるなら、伊毘志都幣命が天から降ろされた「いし」の伊吹の神、大地の女神といふのは一般的であり、「いし」の女神もありうるのかもしれない。祭祀の形式からしても、かなり古い時代を反映していると思はれる。海人族にとっては海の中に島、川に洲をなす元となる泥や土や砂や石の神の起原を辿ることは重要であったのではないからうか。
また、「命は亦の御名を天夷鳥命と申し、天照大御神の第二の御子、天穂日命の御子であり出雲国造家の御祖神にあたり、例祭は千家出雲国造御参向の上執り行われる。又大国主命の国土奉還に祭しては熊野諸手船にて美保之関へ事代主命を尋ね、その大業を成就された。美保神社で行われる諸手船神事は、この故事によるものである」とあるのは、「記紀」に取り込まれたのであらう。

**多禰郷**。属郡家。所造天下大神、大穴持命與須久奈比古命、巡行天下時、稲種堕此處。故云種。〔神亀三年、改字多禰〕。
多祢（たね）の郷。郡家に属く。天の下所造らしし大神、大穴持命と須久奈比古命（すくなひこのみこと）と、天の下を巡行（めぐる）る時に、稲種（いなだね）此処に堕（お）つ。故、種（たね）と云ふ。〔神亀三年、字を多祢に改む〕。
■須久奈比古命は、「記」では、神産巣日神の子、少名毘古那神、「足は行かねども、盡に天の下を知れる神」として葦原色許男命と兄弟となり、国を作り堅めるために降ろされた神とする。古語拾遺では、大己貴神と少彦名神とが稲作を広め、虫害を避ける禁厭法を定めたことを先にみた。■風土記は、単に、共に天下を巡行する時に稲種を堕したと述べるにすぎない。出雲郡美談郷条に、「所造天下大神の御子、和加布都努志命、天地の初めて判れし後、天の御領田の長」とあった。この稲種は、天の御領田の稲、水稲とならうか。「記」にあっては、稲種は大気津比売（おほげつひめ；食物を鼻口また尻より取り出し勧め、速須佐之男命に殺された比売）の両目から生まれ、それを神産巣日の御祖命の種とした。須佐之男命はそれ以前に田の畔を壊すと稲田の存在を前提とした話もあり、妙ではあるが。ただ、稲は我が国の気候風土で育成可能となるごとく品種改良を経ており、稲種は単一ではない。また、水稲と陸稲がある。山中であり、焼村山があり、ここでは陸稲かもしれない。「記紀」にあっては、高天原の稲を豊葦原水穂国に降ろしたものを正統の稲種とする。風土記からすれば、稲作の起源は、天孫降臨以前にあることになる。

**須佐郷**。郡家正西一十九里。神須佐能袁命、詔、此國者雖小國、國處在。故、我御名者、非着木石。詔而、即己命之御魂、鎮置給之。然即大須佐田・小須佐田定給。故云須佐。即有正倉。
須佐（すさ）の郷。郡家の正西一十九里。神須佐能袁命、詔（の）りたまひしく、「此の国は、小（ちさ）き国なれ雖（ども）、国処（くにどころ）在り。故、我が御名は、木石には着（つ）けじ」と詔りたまひて、即ち己が命の御魂（みたま）、鎮（しづ）め置き給ひき。然して即ち大須佐田（おほすさだ）・小須佐田（をすさだ）を定め給ふ。故、須佐と云ふ。即ち正倉（みやけ）有り。
■「く」は所、「に」は土、「くに」は一定の地域を、そこに営まれる生活と自然の山河を含めていふ、「ところ」はある特定の区画された場所をいふ、「とこ」は高く土を盛り上げてならした場所で、もと神聖の居るところ（字訓）。■木石とは神の降りる木や磐のことか？名を田につけた。木や石を見て我を知るものではない、田を見て、田を耕して、それが大きくとも、小さくとも我を知れといふことか？■須佐神社（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430704-01.html)）の由緒に、「時代時代で国守の崇敬は得ていたとしても神社の社格のことも須佐国造家のことも他国の神社やそれに比して決して十分な待遇がなされていなかった事は色々な事象に照らしても明らか」とあり、神須佐能袁命の御魂の鎮め置かれた地として正統な崇敬を得ていないとする認識がある。「須佐の郷は唯茂れる山であり、僅かに川添いに猫額の耕地をもった寒村（前掲HP）」ともあり、神須佐能袁命は何故この辺地に田名を定め御魂を鎮められたのか？「記紀」においては、須佐之男命、素戔嗚命は黄泉、根の国に赴いたとなっており、この結末は意外である。安来に降り、須佐にお隠れになった神で、黄泉への言及はない。むしろ、「記」において、伊邪那岐大神が最後に淡海の多賀に坐し、「紀」において伊奘諾尊が幽宮を淡路の洲(くに)に構へて、寂然と隱れられたことに似ている。外来の神であったといふことか？

**波多郷**。郡家西南一十九里。波多都美命天降坐處在。故云波多。
波多（はた）の郷。郡家の西南一十九里。波多都美命（はたつみのみこと）の、天降り坐（ま）しし処（ところ）在り。故（かれ）、波多と云ふ。
■波多都美命を祭神とするのは、波多神社である。由緒に、「出雲國風土記に『波多都美命の天降り座しし処なり…』との記述があり、他の古典には全く記されていない神である。天孫系でも出雲の須佐之男・大國主系でもなく、もっと古くからの神である。「波多（はた）」は地名、「都美（つみ）」は綿津美、山都美の語と同義で領有を意味する。（神國日本“神社探訪”[HP](http://19710803.blog79.fc2.com/blog-entry-374.html)）」とある。また、「『元本社は、志許斐山と薦立山の間宮ケ峠の地に有り、承慶２年（1653年）洪水にて社地が崩損し、今の地に移転、剣神社と合社する（前掲HP）」ともある。神名が地名になったといふより地名が神名となったする説が通っている。しかし、それが不明となっているのみであり、命名された由来のない地名はない。■この地は須佐郷の奥、波多小川の上流の山中となる。志許斐（しこひ）山は波多小川の源に当る山であり、かなり山奥となる。「はた」には端があるが、端の地、僻地の神では崇敬を集めるにはむつかしい。旗があるが、機が可能になってからのこと。機織りとなると麻のみでなく、桑を植ゑ蚕を育てる必要がある。以下この郡の植生や生物をみても、その気配がない。秦氏の「はた」とする説もある。秦氏は土木技術や織機技術を導入するのであるが、出雲大河の下流のごとき地、製品を交易する交通の要路に近い地ならともかく、かやうな地ではその力を発揮し得ず、入植しづらい。「波多小川に鉄（まかね）有り」と記される。土木作業には鉄製の道具が必要となるが、製鉄や道具製作は秦氏の本領ではない。剱神社と合祀され、鉄とあるため、剱神とみるむきもあるが、後世のことであらう。山奥とはいへ、鉄を採取するためにこの地域に集団が入り込めば、付随して開拓も進んだとは思はれる。この奥の琴引山で所造天下大神が琴を弾いたといふ伝承が残されており（「記」に葦原色許男が須佐能男命の天の詔琴を取り逃げるとある）、思ひの外拓けていたのかもしれない。残る「はた」は、畑である。先に、多祢（種）郷があった。稲は水田種子（たなつもの）とされ、粟、稗、麦、豆を陸田種子（はたつもの）といふ。「はた」は「火田（ほた）」の意で「焼畑をいう語であろう（字訓）ともあり、山間の地の畑作に合致しやう。多祢郷の焼村（たきむら）山、焼き畑でもしたものか。■「社伝（波多神社）に、『志許斐とは大己貴国巡りし給うときこの峯にて天(あめ)の広矛を振り志許(しこ)を踏み給い、志許斐山と号す』とある。ここで志許、すなわち四股は、古代から大地を踏んで地の邪気を祓う神事として知られている（神戸川流域における大己貴伝承[HP](http://kenkokusi.web.fc2.com/oona/1.5.html%22%20%5Cl%20%22zu)「日本建国史の復元」）」とある。ただ、相撲は野見宿禰以前には存在しないし、相撲と云へども蹴り合ひ、腰を砕くといふものであった。相撲の禁じ手や作法が定められたのが神亀三年とされ、天皇御覧の相撲を相撲節会（すまひのせちえ）となるのは平安時代のことである。かやうな時代になって付加された挿話であらう。所造天下大神の時代に、「しこ」で四股の用法はあるまい、また、「しこひ」の「ひ；日・火・霊・簸」を含めると意味がつながらない。「しこ」は、葦原色許男の色許に用ゐられ、醜（しこ；「醜の御楯」と勇武をへりくだる言い回し）の意味（字訓）では通用している。

**来嶋郷**。郡家正南卌一里。伎自麻都美命坐。故云支自真。〔神亀三年、改字来嶋〕.即有正倉。
来島（きじま）の郷。郡家の正南四十一里。伎自麻都美命（きじまつみのみこと）、坐（いま）す。故、支自真（きじま）と云ふ。〔神亀三年、字を来嶋に改む〕。即ち正倉有り。

■伎自麻都美命を祭神とする来島神社（八百万の神[HP](https://yaokami.jp/1320973/)）は波多郷の更に奥、琴引山の西の麓の盆地にある。「きじま」は「き」と「しま」が訛ったものと思はれる。「しま（島）」は海水、あるいは淡水に囲まれた地をイメージするが、沖縄では、村里・故郷・領地を意味する語ともされる。谷川の多い我が国では、水が巡り孤立したやうな地を「しま」ともした。大伴旅人が亡き妻への挽歌として、「妹として ふたり作りし 吾が山斎（しま）は 木高く茂く なりにけるかも」と歌っている。この山斎は中国六朝の庭園・林泉の類、築山や泉水のある庭園であり、所造天下大神が琴引山の窟で琴を弾き、この「しま」に遊んだとしゃれ込んだ感がある。蘇我馬子の造営した「島の宮」も中国のこの風を取り込んだものとされる。■「き」は木、城、棺がある。城を「しろ」とするのは後世のことで、敵の侵入を防ぐ木柵などを「き」とした。来島郷は、西に岩見国、東、南に備後国と接している。通道として、備後の恵宗郡との堺（荒鹿坂）に通じ、関所を常備していると記されており、「き」の役割が求められる地であった。

須佐社　河邊社　御門屋社　多倍社　飯石社〔以上五処。並在神祇官〕。
狭長社　飯石社　田中社　多加毛利社　毛利社　兎比社　日倉社　井草社　深野社　託和社　上社　葦鹿社　粟谷社　穴見社　神代社　志志乃村社　〔以上十六所。並不在神祇官〕。

焼村（たきむら）山。郡家正東一里。穴厚山。郡家正南一里。笑村山。郡家正西一里。広瀬山。郡家正北一里。
■須佐社　「須佐大宮司家が国土開拓に功うありし国つ神の末裔であるというので国造に命ぜられたのは、24代益成宮司の時で成務天皇30年（160年）今より1800年前のことである。それより出雲太郎、出雲次郎を名乗っていたが、永享年中（1434年）出雲国司にはばかり出の字を除き、代々交代に雲太郎、雲次郎として今日まで連綿78代、2640余年を経ている。今の宮司建紀氏は雲太郎である。須佐の姓は明治の始めにつけたもので、それまでは須佐国造某と名乗るを常としていた。尚国造の制は大化の改新の時廃されたが、出雲、紀伊、阿蘇及び尾張の国造だけは残されてその名を存している（[須佐社](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430704-01.html)；延喜式神名帳調査）。」とある。「記紀」に云ふ素戔嗚尊は、素鵞社（そがのやしろ）、出雲大社の背後にあり大国主神の祖として祭祀されている。「すさ」は「記紀」の素戔嗚尊の「すさぶ」性格に由来するとする説、この地の地名に由来するとする説があるとされる。「す」は「洲・砂」、「さ」は「矢」であるが、地名では、「挟まれている土地の状態」に用ゐられ、「洲が挟まれているところ」でありその地に合致する。しかし、安來に来訪された時点で「狭い洲の男」では意味をなさない。「すさ」には朱砂（辰砂）があり、水銀、防腐、顔料に用ゐられる。始皇帝の時代に水銀不足のため、日本列島に採掘者が訪れたとされ、我が国の丹生の地がそれにあたる。朱砂採掘の者であったのかもしれない。■河邊社　久志伊奈太美等母麻奴良比売命（久志伊奈大美等與麻奴良比売命）を御祭神とし、清之湯山主三名狭漏彦八島篠命（すがのゆやまぬしみなさるひこやしまのみこと、八島士奴美神、やしましぬみのかみ）を産んだ地としている。清之湯山は大原郡海潮郷の「須我小川湯淵村、川中温泉」の地。三名とは名の多いことか？漢字の字義を用ゐており、後の世の命名であらう。「さる」は猨田彦（さるたびこ）神、猨女（さるめ）君、猿（さる）楽のごとく「戯（さ）る」意のある神か。「記」では但に八島士奴美神、「しぬみ」は「しらす：統治する」、「ぬし：主」、「み；霊」の短縮形で八島（地上）を統治する主の神霊とみなされている。風土記では熊谷郷で子を産んだとしており合致していない。■御門屋社　先にみた三屋神社のこと。■多倍社　社伝では、怪岩奇嶂を「天井岩、千畳岩、腰のし岩、地獄岩等ありて往古鬼共の住める巣窟であった。この鬼の大将を多倍神社の祭神須佐之男命が退治したまい、その首を埋めその蓋になさったという岩がこの首岩である（多倍社、[延喜式神名帳調査](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430702-01.html)）」としている。また、「八岐大蛇を斬り玉うた剣の御神霊を祭る」とあるのは、「記紀」に基づき付加されたものかと思はれる。波多小川や飯石小川では鉄を産出しており。鉱物資源を探査する山師が鬼と称されたやうでもあり、須佐能袁命がその親分であったかもしれない。製鉄や鍛冶技術をもたらした韓鍛治（からかぬち）ともみられてきたやうである。■飯石社　先にみた。

琴引山。郡家正南卅五里二百歩。高三百丈。周十一里。古老傳云、此山峯有窟。裏所造天下大神之御琴。長七尺。廣三尺。厚一尺五寸。又在石神。高二丈。周四丈。故云琴引山。〔有塩味葛〕。
琴引（ことひき）山。郡家（こほりのみやけ）の正南三十五里（さと）二百歩（あし）。高さ三百丈（つゑ）。周（めぐ）り十一里。古老（ふるおきな）の伝へて云（い）はく、此の山の峯（みね）に窟（いはや）有り。裏に天の下所造らしし大神の御琴（みこと）あり。長さ七尺（さか）。広さ三尺。厚さ一尺五寸（き）。又、石神（いしかみ）在り。高さ二丈。周り四丈。故（かれ）、琴引山と云ふ。〔塩味葛（えびかづら）有り〕。
■「記」には、須佐能男命の有する「天の詔琴」があり、また、仲哀天皇が神託を疑ひ、弾きつつ崩御する大御琴がある。琴と託宣がセットとなっている。古代中国における古琴とは、「史書の記載によると、『天は円く地は四角い』という考えに呼応し、琴の体は『上が円く下が四角い』。１３の「徽」は、１２の月に閏月を加えた数を表している。古琴はもともと五行を象徴する五弦であったが、のちに周文王が一弦を加え、周武王がさらに一弦を加え、今の七弦となった。天地を模した古琴は、一年の節気に応じ、帝王の徳望を得る楽器なのである。すべてが、中国の『天人合一』という哲学思想を体現している。（チャイナネット；古琴　文人の指が奏でる千年のメロディー[HP](http://japanese.china.org.cn/culture/2008-05/04/content_15056324.htm)）」とある。琴は伏羲や神農といふ神話の時代に考案されたとし、孔子は詩三百（詩経）を琴で奏し、琴は君子の教養とされてきた。この琴は石の琴と注されている。所造天下大神は石琴を奏しておられたのか？奏せば、中の石神がお告げになられるとでもするのか？■石神　石は「いし」とも「いは」とも訓じられ、小さいのが石で大きいのが岩とは限らない。出雲の石神は78有るとされるが、大小さまざまである。石神、石占、石橋、石文のやうな場合は「いし」、石垣沼（いはかきぬま）、石土毗古（いはつちびこ）神、石巣比売（いはすひめ）神の場合は「いは」となっている。磐座（いはくら）、磐境（いはさか）、峯の岩（いは）、天磐船（あまのいはふね）は「いは」、千人所引（ちびき）の磐石（いは）となれば、どっちがどっちか分からない。磐座は神がそこに坐す「いは」で「いは」そのものは由緒深いが物、「いし」も物としてのみ用ゐられるが、石神の「いし」はそこに神が宿っている、あるいは、そこに何らかがこめられているとみるものかもしれない。石棺や石組の墓の石には素材としてのみならず、石神による守護を祈願していやう。石を切り出し、運搬し、石を立てる（組立てる）となると石神の加護、安全の祈願といふことも視野に入る。石に神や仏を感じ、神や仏の姿を取り出すごとく彫刻するといふは後のことになる。

石穴山　郡家正南五十八里。高五十丈。幡咋山　郡家正南五十二里。〔有紫草〕。野見・木見・石次・三野、並郡家南西四十里。〔有紫草〕。佐比賣山　郡家正西五一里一百四十歩。〔石見與出、雲二國堺〕。堀坂山　郡家正西四十一里。〔有杉・松〕。城垣野　郡家正西一十二里。〔有紫草〕。伊我山　郡家正北一十九里二百歩。奈倍山　郡家東北廿里二百歩。
凡諸山野所在草木、萆薢（ヒメドコロ）・升麻（サラシナショウマ）・当帰（トウキ）・独活（ウド）・大薊（トゲナシアザミ）・黄精（ナルコユリ）・前胡（ノダケ）・薯蕷（ヤマイモ）・白朮（オケラ）・女委（ボタンズル）・細辛（ウスバサイシン）・白頭公（オキナグサ）・白艿（シラン）・赤箭（オニノヤガラ）・桔梗（キキョウ）・葛根（クズ）・秦皮（トネリコ）・杜仲（マサキ）・石斛（セッコク）・藤（フジ）・李（スモモ）・椙（スギ）・赤桐（アブラギリ）・椎（シイ）・楠（クスノキ）・楊梅（ヤマモモ）・槻（ツキ）・柘（ヤマグワ）・楡（ニレ）・松（マツ）・榧（カヤ）・蘗（キハダ）・楮（カジノキ）。
禽獣、則有鷹（タカ）・隼（ハヤブサ）・山雞（ヤマドリ）・鳩（ハト）・雉（キジ）。熊（クマ）・狼（オオカミ）・猪（イノシシ）・鹿（シカ）・兎（ウサギ）・獼猴（サル）・飛鼯（ムササビ）。

**三屋川**。源出郡家正東十五里多加山。北流入斐伊河。〔有年魚〕。
**須佐河**。源出於郡家正南六十八里琴引山。北流経来嶋・波多・須佐等三郷。入神門郡門立村。此所謂神門川上也。〔有年魚〕。
須佐河。源（みなもと）は郡家の正南六十八里なる琴引（ことひき）山より出で、北へ流れて来島（きじま）・波多（はた）・須佐（すさ）等（ども）の三つの郷を経（とほ）りて。神門（かむど）の郡門立（とたち）の村に入る。此（こ）は所謂神門河の上（かみ）なり也。〔年魚有り〕。
**磐鉏川**。源於郡家西南七十里箭山。北流入須佐河。〔有年魚〕。
**波多小川**。源於郡家西南廿四里志許斐山。北流入須佐河。〔有鉄〕。
波多（はた）の小川（をがは）。源は郡家の西南二十四里なる志許斐（しこひ）山より出で、北に流れて須佐河に入る。〔鉄（まかね）有り〕。
**飯石小川**。源於郡家正東一十二里佐久禮山。北流入三屋川。〔有鉄〕。
■紫草　紫草の根は染物（高貴の紫）の原料、外傷や湿疹等の漢方薬、朝廷への貢物でもあった。「紫草の根の部分に含まれるシコニンという色素は、金属イオンとの結合により鮮やかな紫色を呈し、水に不溶で繊維に固着しやすくなる性質が染色に利用されていました。また、この色素にはさらに興味深い作用があり、外傷、腫瘍、火傷、湿疹等に効能のある漢方薬として処方されてきました。薬効については、染色ほどには関心が注がれてこなかったものの、古来より紫で染色された布は肺病を遠ざけると信じられ、今でも高貴な家系の方々の間に、紫染めの衣料を身につける習慣が残っているとも言われます。また、最近になって色素シコニンに本当に細菌感染を抑制する作用があることが確認され、免疫を高める効果(例：抗HIV活性など)についての研究も注目されています。シコニン(Shikonin)：色素シコニンの名は、紫根(しこん)の音をとったもので、わが国初の女性理学博士である黒田チカ先生(お茶の水大教授)が大正７年に成分構造の解明に成功し、命名されたものです。世界に誇る江戸時代の外科医「華岡清洲」が処方した紫雲膏が有名[[紫草(むらさき)とは？](https://murasaki-manyo.amebaownd.com/pages/4722384/page_202103062151)]」■磐鉏川　伊毘志都幣命が岩石の鉏で石次の野を造ったとする伝承がある。磐鉏、石琴、そう云へば、天磐船もあり、令和の時代の人間には理解し難い観想がある。

通道
通大原郡堺斐伊河邊二十九里一百八十歩。通仁多郡堺温泉川邊二十二里。通神門郡堺與會紀村卅八里六十歩。通同郡堀坂山卅一里。
通備後國恵宗郡堺荒鹿坂卅九里二百歩。〔徑、常有剗〕。
通三次郡堺三坂八十一里。〔徑、常有剗〕。波多徑・須佐徑・志都美徑、以上三徑、常无剗。但當有政時、権置耳。並通備後國也。
備後（きびのみちのしり）の国恵宗（ゑそ）の郡（こほり）の堺なる荒鹿（あらか）の坂に通ふ。三十九里二百歩。〔径（みち）、常に剗（せき）有り〕。
三次（みよし）の郡の堺なる三坂（みさか）に通ふ。八十一里。〔径、常に剗有り〕。波多径・須佐径・志都美径。以上（かみ）の三つの径、常は剗（せき）无（な）し。但、政（まつりごと）有る時に当りて、権（かり）に置くのみ。並びに備後の国に通ふ。

郡司　主帳　无位　　　　　　　日置首
大領　外正八位勲十二等　大弘造（大私連）
少領　外従八位下　　　　出雲臣

■大私造（おほきさきのみやつこ）　大后（おほきさき）により、皇后の封民を大私部と云ふ、「大私氏は大私部の伴造、或は皇后に仕へ奉りし人の後裔とす。大私造、恐らく大私部の總領的伴造たりし氏にして彦坐命系統の氏族（丹波氏）か。出雲風土記にある大弘連は大私連にあらずや（姓氏家系大辞典）。」とある。丹波には大己貴神が女（むすめ）、天道日女命（あめのみちひめのみこと）の伝承があり、丹波は天道日女命が豊受大神から農耕の種を得て開いた田庭（たには）からくるとされる。「蓋し丹後國は、本は、丹波國と合はせ一国とす。日本根子天津御代豊國成（姫）天皇（元明天皇）御宇（御代）詔して、丹波国五郡を割きて丹後国を置きたまふ。丹波と號づく所以は、往昔、豊宇気大神、當国の伊佐奈子嶽に天降り坐（ま）し\*（時）に、天道日女命（天道日女命、饒速日尊紀）等清（請）求（ま）ぐは丈（大）神の五穀及び桑蚕等の種なり。便に其の嶽に、眞名井を堀り、其の水を灌（そそ）ぎて、水田陸田を定め悉く植ふ。 則ち秋に\*（穎、稲穂）\*（𡊅、出ること）八握莫々然として其れ快（こころよき）なり。大神これを見そなはし、大きに歓喜（よろこ）びて、「阿郡（那）邇恵志（あなにゑし）而して田庭（たには）子（于、に）植ゑにし」と\*（詔）して、然して後に大神、一本に、高天原に登りたまふ。故、田庭と云ふ。（一本に）、丹波・旦波・但波以上其の文字皆て多尓波と訓ず（丹後風土記殘缼）。」とある。丹波には出雲大神宮があり、元出雲とする伝承もあり、「記」によれば、旦波比古多多須美智宇斯王の女、兄比売と弟比売が垂仁天皇の后となっている。

**仁多郡**
合郷肆　里十二。
三處郷。今依前用。布勢郷。今依前用。三澤郷。今依前用。横田郷。今依前用。
所以號仁多者、所造天下大神、大穴持命、詔、此國者、非大非小。川上者木穂㓨加布、川下者阿志婆布這度之。是者爾多志枳小國在、詔。故云仁多。

仁多（にた）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、天（あめ）の下（した）所造（つく）らしし大神（おほかみ）、大穴持命（おほあなもちのみこと）、詔（の）りたまひしく、「此の国は、大きくも非ず、小くも非ず。川上（かはかみ）は木の穂（ほ）刺しかふ。川下（かはしも）は阿志婆布（あしばふ）這（は）ひ度（わた）れり。是は尓多志枳（にたしき）小国（をくに）在（な）り」と詔りたまひき。故（かれ）、仁多と云ふ。
■木の穂とは稲穂の穂と同じく、木の枝に多くの小枝と葉のついているさま。「さす」とは、伸び茂る意味と遮る意味があり、川上の植生が豊かなこと。■阿志婆布は未詳、葦の根茎か「大系」、河芝生とする説「参研ほか」もあると注される。葦の根が茂っていると釈されている。また、「にたしき」は水の多いこと、水田に適した地であるとされている。「はふ」はものがからまりながら伸びてゆくさま（字訓）。「あしはふ、はひわたれり」と読めるかもしれない。仁多郡は豊富な森林に覆はれ、ミネラル成分を含む、花崗岩を浸透する豊富な雪解け水があり、水田は、標高300～500ｍにあり、稲の熟す時の昼と夜の寒暖の差がおおきく、美味な米となるやうである。水田にとって葦は除去せねばならないやっかいなものであるが、古代には、葦は屋根や壁や敷物などの材として利用価値の高いものであった。豊葦原水穂国であり、葦と水と稲穂、この三つが備はることが善しとされる。小さいとは云へ、この地はその三つを備へた「にたしき」「くに」であるとされた。「にぎはふ」は多く豊かなこと、あつくめぐむこと、「にた」を仁多と表記したことからすれば、「めぐみ多い」の義ではなからうか。

三處郷。即属郡家。大穴持命、詔、此地田好。故吾御地占。詔。故云三處。
三処（みところ）の郷。即ち郡家に属（つ）く。大穴持命（おほなもちのみこと）、詔（の）りたまひしく、「此の地（ところ）の田（た）好（よ）し。故、吾が御地（みところ）に占（し）めむ」と詔（の）りたまひき。故、三処と云ふ。
■三処郷は山間の盆地である。水田は湿地帯から始ったものとされ、かやうな山間で水田稲作が可能となったには品種の改良がかなり進んだものと思はれる。伝来した南方の稲種の北限を越へて越の地まで拡散する稲種を大穴持命は手に入れていたとならう。それは森林と養分を含む豊富な水の中で、たゆまぬ品種改良がなされたといふことか？大穴持命の生きた時代は稲作が始った時代ではなく、山間での水田耕作が可能となった時代とならう。

布勢郷。郡家正西一十里。古老傳云、大神命之宿坐處。故云布世。〔神亀三年、改字布勢〕。
布勢（ふせ）の郷。郡家の正西一十里。古老（ふるおきな）の伝へて云はく、大神命（おほかみのみこと）の宿（ふせ）り坐（ま）しし処なり。故、布世（ふせ）と云ふ。〔神亀三年、字を布勢に改む〕。
■大神命は所造天下大神、大穴持命、以下の大神大穴持命のことか、それとも別神か？■宿を「ふせ」と訓じている。お泊まりになったと釈されているが、宿は「やどる」で違和感がある。「ふせ」は「ふす；伏、府、臥」からなり、床に「ふす」など、あまり善いイメージがない。臥は天上から下界を望み監（み）ることが原義で、後に伏臥する意となった、また、礼記、礼器に、「三日宿す」とは三日物忌みに服することをいふ（字訓）とある。■布勢の地は仁多への玄関口に当り、松江に通じる要路に当り、人や物資が往来し、後世に、宿ばかりでなく、それらの人々に半官的な布施屋（奥出雲町の歴史と景観の現状[HP](http://coc.lib.shimane-u.ac.jp/files/attach/2/2068/%E5%A5%A5%E5%87%BA%E9%9B%B2%E7%94%BA%E6%99%AF%E8%A6%B3%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf)）が設けられたことから、宿泊や布施のイメージが定着したやうである。

三津郷。郡家西南廿五里。大神大穴持命御子、阿遅須伎高日子命、御須髪八握于生、昼夜哭坐之、辞不通。爾時、御祖命、御子乗船而、率巡八十嶋、宇良加志給鞆、猶不止哭之。大神夢願給、告御子之哭由、夢爾願坐。則夜夢見坐之御子辞通、則寤問給。爾時、御津、申。爾時、何處然云、問給。即御祖御前立去出坐而、石川度、坂上至留、申是處也。爾時、其津水活出而、御身沐浴坐。故、國造、神吉事奏、参向朝廷時、其水活出而、用初也。依此、今産婦、彼村稲不食。若有食者、所生子已云也。故云三津。即有正倉。
三津（みつ）の郷。郡家の西南二十五里。大神大穴持命の御子、阿遅須伎高日子命（あぢすきたかひこのみこと）、御須髪（みひげ）八握（やつか）に生（お）ふるまで、昼夜哭（な）き坐（ま）して、辞（こと）通（かよ）はざりき。尓（そ）の時、御祖（みおや）の命、御子を船に乗せて、八十島（やそしま）を率巡（ゐめぐ）りて、宇良加志（うらかし）給（たま）へども、猶（なほ）哭くこと止まずありき。大神、夢（いめ）に願（ね）ぎ給（たま）ひしく、「御子の哭く由（よし）を告（の）らせ」と夢に願（ね）ぎ坐（ま）ししかば、則夜（そのよ）の夢に御子辞（こと）通（かよ）ふと見坐（みま）しき。則ち寤（さ）めて問ひ給へば、尓（そ）の時、「御津（みつ）」と申（まを）したまひき。尓の時、「何処（いづく）を然（しか）云（い）ふ」と問ひ給へば、即ち御祖（みおや）の御前（みまへ）を立ち去り出（い）で坐して、石川（いしかは）を度（わた）り、坂の上に至り留（とどま）り、「是処（ここ）ぞ」と申したまひき。尓の時、其の津の水活（なが）れ出でて、御身（みみ）沐浴（ゆあ）み坐しき。故（かれ）、国造（くにのみやつこ）、神吉事（かむよごと）奏（まを）しに、朝廷（みかど）に参向（まゐむか）ふ時に、其の水活（なが）れ出でて、用（もち）ゐ初（そ）むる也（なり）。此（これ）に依りて、今も産（こう）む婦（をみな）、彼（そ）の村の稲を食はず。若し食ふ者有らば、所生（うま）るる子已（すで）に云（ものい）ふ也。故、三津（みつ）と云ふ。即ち正倉（みやけ）有り。
■阿遅須伎高日子命については、①意宇郡、賀茂神戸条に、葛城の賀茂の社に坐す。この神の神戸で、鴨と云ふ。②楯縫郡神名備山条に、后が天御梶日女命で、その子、多伎都比古命を産んだ。③神門郡塩冶郷に、その御子塩冶毗古能命が坐す。④同郡高岸郷に、昼夜哭くので高屋に養す。とあった。高岸郷条では所造天下大神の御子、とありここでは大神大穴持命の御子とある。微妙な相違が何を意識したものか？■乗船　三津は山中であり乗船は不可、これは髙岸郷でのことか？高屋で梯子を乗降したのは、海の彼方を見るためで、そこに居られると思はれる母恋しさからではないかと想像した。■「うら」は表面にあらわれないもの「心（うら）」と同じ（字訓）。■「かし」は「かす（物を貸し与へる）」又「かしる（所知る/呪しる）」。「うらかしる」を、心を楽しませると注しているが、心のありやうを知らうとされたのではないか。母恋いしさ故か？その原因を知らうとされた。■「ねぐ」は神をねぎら（労）ひ、その欲するところを「ねが（願）ひ」求めること、神につかへる人を「ねぎ（禰宜）」といふ（字訓）。大穴持命は一体如何なる神に祈願をされたのか？告（の）ることを求めておられるが、風土記は、それを告る神を記さない。出雲の天神であらうが、夢にとどめた。■「みつ」　哭く由に対する回答はなく、「みつ」といふ「ことば」を口にした。満、充、「みづ」なら水、瑞、「みつ」だけでは何のことか分からない。それを即座に、何処か？と場所を問ふている。何故場所と分かるのか？奇怪な場面である。「みつ」を御津とするが、御は尊称、津とは船着き場のことである。三津郷は山の中であり石川を渡るとあるが、船着き場を要する大河はない。しかも坂の上である。何故そこが津となるのか？その津の水が流れ出すとは、今までそこには水がなくて、急に水が湧いて流れ出したのか？それは泉であっても津ではあるまい。一体如何なる状況か理解に苦しむ。その水で身体を浄めると、障りが解消し、言葉が流れ出たといふことなのであらう。三津の地は三津社の地であるが、細川家本ほか「弎津」、「神名式」に「三沢神社（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430802-01.html)）」と注される。禊（みそぎ）を行ふ水ともなった。「出雲国造の神賀詞奏上に先だつて行なわれる潔齋の儀には、この沢の水を用いることとなつた。このような意義深い御沢のある地なので三沢という地名となつたと伝えている。この沢は、神社の西方、三沢城趾要害山の山頂近くにある「刀研池」がそれであると考えられる。当地方は古代から良質の鉄を産したので、鋤・鍬・鎌等の農具を始め各種の鉄器を鍛造することが行なわれ、この鍛造に必要な清水の湧くこの地に鋤の神を祭つたものと思はれる」としている。「刀研」は鉏との関連で後の付加であらう、沢となったといふことか？石川とは、どの川を指すのかが分からない。石の並びが川のごとき所なのか？■成人しても哭し続けた原因には言及されず、如何なる神の計らひで言葉を発したのかも不明であり、その場所を特定すると、水が流れ出し、その水で育てた稲が特別の霊力を有した。その后（天御梶日女命）との子が滝の性格を有し、雨乞いを善くする。これは水神の象である。しかも、山間部の水田であり、後には美しい棚田となる水田耕作を促した神のごとく映る。稲の「あぢ（味）」と「すき（鉏）」の機能を「たか（高）」めた「ひこ（彦）」神となるのであらうか。また、以下にあるごとく、この地の鉄（まかね）で鉄鉏などの農具等が造られ普及せしめられたのであらう。また、成熟期における鉄分の不足は収穫量を低下させるものがあり、鉄分を含む水は稲作には有利であったと思はれる。■「記紀」でのこの神の髭長く成人して哭く姿は、根の国の母恋いしさに泣く須佐之男命に見られる。不言は本牟智和気御子に見られ、出雲の神宝を召し上げたことに対する大国主神の怒りが原因とされ、それをなだめる方策がとられる。風土記では、何故かそういった因果関係の説明がない、意図して避けたのではないかといふ、もやもやしたものが残る。また、「記紀」では、この命は、天若日子と見違へる立派な男子とされ、電光の雷神のごとく山を切り落とす武勇すら付され、性格がまるで異なっている。葛城の賀茂において皇孫を守護することから、鴨、賀茂氏の祖ともみられる。

横田郷。郡家東南廿一里。古老傳云、郷中有田四段許。形聊長。遂依田而、故云横田。即有正倉。〔以上諸郷所出鉄、堅尤堪造雑具〕。
横田（よこた）の郷。郡家東南二十一里。古老（ふるおきな）の伝へて云はく、郷の中（うち）に田四段（きだ）許（ばかり）有り。形（かたち）聊（いささ）か長し。遂（つひ）に田に依（よ）りて、故（かれ）、横田と云ふ。即ち正倉（みやけ）有り。〔以上（かみ）の諸の郷より所出（いづ）る鉄（まかね）、堅くして尤（もと）も雑（くさぐさ）の具（もの）を造るに堪（た）ふ〕。
■「きだ」は幾つもの部分に分かれ刻まれていることであるが、九州の「おほきだ」が大分の前称であったごとく、段丘をさす。横に広がった段丘を田にした、つまりは、後の棚田のこととならう。湿地帯における排水路の整備とは異なり、木を切り倒し、株を除き、段を設け、表面を平らにし、水路を整備する。これには鉄製の斧や鉈（なた）、鋸（のこぎり）、鎌、鍬、鋤等の道具が必要となる。■古代中国においては、「春秋時代中期以降に製鉄が始まり、戦国時代に普及した。中国の製鉄は、春秋時代に始まったが注目されるのはそれが『鋳造』であったことである。西アジアで最初に現れた鉄器は鍛鉄（原鉄を叩いて形にする）であったが、中国の鉄器が鋳造であることは、それが西方から伝わったものではなく、中国独自に開発されたと考えられるからである。鋳造を可能にするには高い温度を出すための送風装置、つまり鞴（ふいご）が必要であり、中国では早くそれが発明された。また、鋳鉄は鋳型に入れてつくるため形は自由に作れるが、鍛鉄に比べてもろいため、中国の鉄は農耕具として利用され、武器は依然として青銅器が用いられた。『だから、鉄は悪金とよばれ、武器には青銅が使用され、それは美金とよばれていた。』＜貝塚茂樹・伊藤道治『古代中国』2000 講談社学術文庫 p.367＞（世界史の窓[HP](http://www.y-history.net/appendix/wh0101-024.html)）」とされる。江南経由あるいは半島経由でこれらの農具が弥生時代から輸入され、九州などの遺跡から発掘され、鉄の成分分析などが行はれるが、弥生時代そのもの開始年代設定が前倒しとなり、年代設定がむつかしくなっている。また、発掘が進むにつれて、鉄製農具普及と農業生産拡大を過大視する見解には疑問が呈され、「威信財」として鉄の流通を征する観点からの考察がテーマとなっている。（研究史からみた弥生時代の鉄器文化「国立歴史民俗博物館研究報告 第185集 2014年 2月、[HP](https://www.rekihaku.ac.jp/outline/publication/ronbun/ronbun8/pdf/185007.pdf)」）。ただ、政権にとって、建築や土木工事には切れ味の良い鉄製工具は不可欠であり、「威信財」とは別途の考察をいただきたい。■鉄を堅くして諸々を造るに耐へるとは、鍛造した鉄製工具を意味する。上記HPにおいても、「日本海沿岸の玉造りや高級木器の加工に使用された特殊小型鉄製工具」が用いられていたとしている。つまり、鍛鉄が用ゐられていたとならう。世界史的には前1700年頃からヒッタイトにより鍛鉄（鉄を熱し柔らかくして叩いて成型する）で製造されるのが主流であり、鋳造は鉄を高温炉でドロドロに溶かし成型に流し込む技術を必要とする高度なものとされる。これまでの発掘においては、この時代における、高温炉の存在や鍛造技術の存在については、まだ、実証はされてはいないやうだ。

三津社　伊我多気社　〔以上二所。並在神祇官〕。
玉作社　須我乃非社　湯野社　比太社　漆仁社　大原社　印支斯里社　石壷社　〔以上八所。並不在神祇官〕。
■伊我多気社　御主祭神は、素盞鳴尊の御子神五十猛命であり、「記紀」により影響を受けていやうが、そこに用ゐられた伝承がある。五十猛命は曽尸茂梨より樹木の種子をお特ち帰り「父神と共に簸乃川上にのぼられ、稲田の里にて稲田の地頭・脚摩乳、妻の摩乳より「オロチ」の被害を聞かれ、父神と共に烏髪山（舟通山)に登られ、オロチ族の鉄穴流し(鉄の原料である砂鉄を採るため山を崩して流す)のため四方の山々が禿山となっており、これでは雨期に洪水となり人々が難澁するので・命が、父神はオロチ族に斯様なことをしない様直接談判をして下さい(オロチ退治)。私は烏髪山から乾の方角に当る地にとどまり、住民と共に樹木の苗を育て荒れ山に植樹して治山治水を行いますと申された。その地が御当杜御鎭座地角村である。命は住民に「杉及び楠」は浮舟に、「桧木」は御殿を作れ、「マキ」の木は火をたいて物を焼くのに用いよと教えられた。その後、命は日本國中に植樹造林をおすすめになられた。このため朝廷から国土経営の神として遇せられ、全国の人々から林業の守護神として崇められている（伊賀多気神社、延喜式神名帳調査、[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430801-01.html)）。」とある。

**鳥上山**。郡家東南卅五里。〔伯耆與出雲之堺、有塩味葛〕。
鳥上（とりかみ）山。郡家（こほりのみやけ）の東南三十五里（さと）。〔伯耆（ははき）と出雲との堺（さかひ）、塩味葛（えびかづら）有り〕。
■鳥上山　「記」においては、「故（かれ）、避追(やら）はえて、出雲国の肥（ひ）の河上、名は鳥髮（とりかみ）といふ地（ところ）に降（くだ）りたまひき」とある。鳥上山は船通山とも云ふ。「紀」に、「饒速日命（にぎはやひのみこと）に至りて、天磐船（あまのいはふね）に乘りて、太虚（おほぞら）を翔行（めぐりゆく）く也。是の郷を睨（おせ）りて之に降り、故に因りて之を目づけて、『「虚空見日本国（そらみつやまとのくに）』と曰ふ」とある。須佐之男命も天磐船ごときから降りられたとされたのか？『出雲風土記抄（天和三「1683年」陽月日 杵築松林野衲法印宏雄）』には、「鈔に云ふ出雲川の河源の鳥上山は雲伯両国の堺、仁多郡横田郷竹埼（たけさき）村に在り。俗に呼びて、舩通山（1042ｍ、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E8%88%B9%E9%80%9A%E5%B1%B1&lat=35.1559090&lon=133.1786246&ei=utf-8&datum=wgs&lnm=%E8%88%B9%E9%80%9A%E5%B1%B1&v=2&sc=3&uid=015c75b425694504b9ab5ce733b3770901ae7dd7&fa=ids)）と曰ふ。所謂素戔嗚尊、其の子五十猛神を以（ひき）ゐて降（あまくだ）り新羅国に到り云云（しかじか）、遂に埴土（はにつち）を以て舟を作りこれに乗りて、東に渡リ出雲の国簸の川上に在る所の鳥上の峰（たけ）に到る云云。蓋し今の舩通山是なり」とある。簸川を遡り、船通山にゆき、また川を下るでは二度手間となる。日野川を遡り船通山に着き、簸川を下ったとならうか。すでにみたやうに、「(船を)陸路を通すときはおそらく、木馬道（きうまみち）を造り、枕木に油を塗り滑らせ、船を人力で 曳いたと考えられる（長野正孝「古代史の謎は『海路』で解ける」[HP](http://pdffile.cocolog-nifty.com/blog/files/31.pdf)）」であった。船越とか船丘などといふ地名は船を通した所、船通は伯耆と出雲の間、日野川と簸川との間で船を通す所といふことか。船通山の北方の万才峠、南西の竜駒当りなら可能かもしれない。■塩味葛とはヤマブドウと注される。この塩味葛で噛酒を造ったのであらうか？ **室原山**。郡家東南卅六里。〔備後與出雲二國之堺、有塩味葛。〕　**灰火山**。郡家東南卅里。　**遊託山**。郡家正南卅七里。〔有塩味葛〕。　**御坂山**。郡家西南五十三里。即此山有神御門。故云御坂。〔備後與出雲之堺、有塩味葛〕。　**志努坂野**。郡家西南卅一里。〔有紫草少々〕。
室原（むろはら）山。郡家東南卅六里。〔備後（きびのみちのしり）と出雲と二つの国の堺なり、塩味葛（えびかづら）有り。〕　灰火（はひひ）山。郡家東南三十里。　遊託（ゆた）山。郡家正南三十七里。〔塩味葛有り〕。　御坂（みさか）山。郡家西南五十三里。即ち此の山に神の御門（みと）有り。故（かれ）、御坂と云ふ。〔備後（きびのみちのしり）と出雲との堺なり、塩味葛有り〕。　志努坂野（しぬさかの）。郡家西南三十一里。〔紫草（むらさき）少々（すこ）しく有り〕。
■室原山は三国山（1004ｍ）、灰火山は仏山（1010ｍ、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E4%BB%8F%E5%B1%B1%20%E5%B3%B6%E6%A0%B9&lat=35.1061590&lon=133.0792526&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E4%BB%8F%E5%B1%B1&uid=cfdcf75627df45df0572e8efd87ca906f3ff7a60&fa=ids)）、遊託山は鳥帽子山（1225ｍ）、御坂山は猿政山（1268ｍ）、志努坂野は鯛ノ巣山（1026ｍ）付近の山間部、備後との境界付近の一連の山と山間の野である。御坂山に神の御門がある。どの神を想定しているのか？その神の「むろ」の「はら」があり、「はひ」は焼いた後に残るもの、火葬の風習や紫染めに用ゐることは後のこと、灰には復活の力があるとして灰墨を身に塗る呪的な方法 (字訓)があるとされる。あるいは焼き畑の灰、その「ひ」の力。「ゆた」はゆったりしていること。「さか」や「と」は神界との堺。「しぬ」「さか」となると、そこを越へると死堺となる、さやうな「の」とならうか。何か死者の魂、祖先の魂がその山々の彼方にゆったりと過ごすやうなイメージがうかんでくる。 **玉峯山**。郡家東南一十里。古老傳云、山嶺在玉上神。故云玉峯。
玉峯（たまみね）山。郡家の東南一十里。古老（ふるおきな）の伝へて云はく、山の嶺（みね）に玉上（たまのへ）の神在り。故、玉峯と云ふ。
■玉峯山は玉峰山（820ｍ[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E7%8E%89%E5%B3%B0%E5%B1%B1%E3%80%80%E4%BB%81%E5%A4%9A%E9%83%A1&lat=35.2156097&lon=133.1046789&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E7%8E%89%E5%B3%B0%E5%B1%B1&uid=e22d7a5815660dda155af2ccb2eb1940c088aa51&fa=ids)）、山麓に水晶山とよばれる小山があり、玉作り集団が居住したものかという（加藤義成）と注される。「へ」は瓮で器のこと、玉の器であるが、水晶ならば水精とされ、山嶺に居られるが、水神、雨を呼ぶ雲神といふ性格の神なのかもしれない。玉峯山は斐伊川水系の亀嵩川、飯梨川水系の西比田川の水源となり、奇岩を落ち、くぐる滝（法師崎のやまある記、[HP](http://houshizaki.sakura.ne.jp/tamaminesan-okuizumotyou.htm)）を見ることができる。奇岩が瓮にみえたのかもしれない。以下に、比太川が玉峯山から出て北に流れる野城河の上流、また、湯野の小川が玉峯山から出て西に流れ斐伊河の上流に入る（[出雲国風土記地図](http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-08.pdf)）と記されている。
**城紲野**。郡家正南一十里。〔有紫草少々〕。　**大内野**。郡家正南廿二里。〔有紫草少々〕。　**菅火野**。郡家正西四里。高一百廿五丈。周一十里。〔峯有神社〕。　**戀山**。郡家正南廿三里。古老傳云、和爾、戀阿伊村坐神、玉日女命而、上到。爾時、玉日女命、以石塞川、不得會所戀。故云戀山。
城紲野（きせの）。郡家の正南一十里（さと）。〔紫草少々有り〕。　大内野（おほうちの）。郡家の正南二十二里。〔紫草少々有り〕。　菅火野（すがひの）。郡家の正西四里。高さ一百二十五丈（つゑ）。周（めぐ）り一十里。〔峯（みね）に神の社（やしろ）有り〕。　恋（したひ）山。郡家の正南二十三里。古老（ふるおきな）の伝へて云（い）はく、和尓（わに）、阿伊（あい）の村に坐（いま）す神、玉日女命（たまひめのみこと）を恋（した）ひて上（のぼ）り到（いた）りき。尓（そ）の時、玉日女命、石（いし）以（も）ちて川を塞（ふさ）ぎしかば、得会（えあ）はずして恋（した）へり。故（かれ）、恋山と云ふ。
■城紲野は未詳と注され、大内野、菅火野の位置関係は（[出雲国風土記地図](http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-08.pdf)）上では確認できるが、郡家の位置が山間部にあり非常に確認しづらい。菅火野が城山（[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E5%9F%8E%E5%B1%B1%20%E4%BB%81%E5%A4%9A%E9%83%A1&lat=35.2181972&lon=133.0232152&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E5%9F%8E%E5%B1%B1&uid=b88722f1815098c70689b0360868ab5557448f29&fa=ids)、古くは須我非山、峯の社、須我乃非社）の北山麓方向の盆地にあたり、その正東四里（約2km強；1里300歩、1歩1.78ｍ）が郡家となる。「き」は牙「せ」は瀬、牙のような岩のある瀬とならうか。川沿いに南下する野が城紲野となり、郡家正南十里(約5.4km)となれば、その川が湯野の小川の流れ込み、湯野の小川が斐伊河に流れ込むあたりまでをカバーすることになる。大内野は正南二十二里とある。郡家東南二十二里が横田郷であり、大内野は横田郷を含んでいやう。■雲陽誌（刊年：文政9 [1826] 松江藩３代綱近のとき、儒臣黒沢長顕と斎藤豊仙に地誌編纂が命じられたが、綱近が没し中断。その後、５代宣維が長顕の弟長尚に命じて完成した。出雲地方史研究基本の書として高く評価される。島根大学附属図書館[HP](https://da.lib.shimane-u.ac.jp/content/ja/753)）、仁多郡古城条（20頁）に、「菅火山といふ上三所より郡村への通路左の山上なり俚俗日光山といふ風土記に載る須我乃非社斯山上にあり今は祠なし城主年代いまた詳ならす」とある。「すがひ」は須我非、菅火であり、「すが」は、「すがし」でさわやかで汚れのないさま、心にとどまるもののない意（字訓）、「ひ」は日、霊、日光山と称されたことからすれば、すがし日を祭祀したことにならうか。「おほうちの」はその神の内の野となる。日神祭祀は古くから何処ででも行はれていたが、天照大神以降は、旧来の日神祭祀の維持は極めて困難となった。■玉峯山には玉上神、恋山には玉日女命が坐す。恋山は阿伊川（大馬木川）の急流、花崗岩のV字峡の地（奥出雲観光ガイド、[HP](https://okuizumo.org/jp/story/nature/)）。「たまひめ」であり、玉の女神である。「玉作りのメッカ・出雲国（いにしえの島根）、[HP](http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/1kan.data/1-14.pdf)」によれば、出雲では多くの玉が製作されたが、出土するのは未完成のものや原石ばかりで、製品は交易されていたといふ。和尓（わに）は海から来るものである。海から直接玉の原石を求め来るものはシャットアウトした。

凡諸山野所在草木、白頭公（オキナグサ）・藍漆（タデアイ）・藁本（カサモチ）・玄参（ゴマノハグサ）・百合（ササユリ）・王不留行（ヒメケフシグロ）・薺尼（ソバナ）・百部根（ビャクブ）・瞿麦（カワラナデシコ）・升麻（サラシナショウマ）・抜葜（サルトリイバラ）・黄精（ナルコユリ）・地楡（ワレモコウ）・附子（トリカブト）・狼牙（コマツナギ）・離留（シュロソウ）・石斛（セッコク）・貫衆（ヤブソテツ）・續断（ナベナ）・女委（ボタンズル）・藤（フジ）・李（スモモ）・檜（ヒノキ）・椙（スギ）・樫（カシ）・松（マツ）・栢（カヤ）・栗（クリ）・柘（ヤマグワ）・槻（ツキ）・蘗（キハダ）・楮（カジノキ）。　禽獣、則有鷹（タカ）・晨風（ハヤブサ）・鳩（ハト）・山雞（ヤマドリ）・雉（キジ）・熊（クマ）・狼（オオカミ）・猪（イノシシ）・鹿（シカ）・狐（キツネ）・菟（ウサギ）・獼猴（サル）・飛鼯（ムササビ）。

**横田川**。源出郡家東南卅五里鳥上山。北流。所謂斐伊河上。〔有年魚少々〕。　**室原川**。源出郡家東南卅六里室原山。北流。此則所謂斐伊大河上。〔有年魚・麻須・魴鱧等之類〕。　**灰火小川**。源出灰火山。入斐伊河上。〔有年魚〕。　**阿伊川**。源出郡家正南卅七里遊託山。北流入斐伊河上。〔有年魚・麻須〕。　**阿位川**。源出郡家西南五十里御坂山。入斐伊河上。〔有年魚・麻須〕。　**比太川**。源出郡家東南一十里玉峯山。北流。意宇郡野城河上、是也。〔有年魚〕。　**湯野小川**。源出玉峰山。西流入斐伊河上。
■横田川と室原川　横田川の水源を鳥上山（船通山）、室原川の水源を室原山とし、鳥上山を郡家の東南３５里、室原山を同東南３６里とし、鳥上山より更に東南1里（300歩）に室原山があるとするのは、この両山の位置関係を著しく損ねているが、実際の地理を知らない者には区別がつかない。室原山から流れ出た室室川が1里先で鳥上山から流れ出た横田川に合流し、それが斐伊河の川上といふ解釈にならうが、鳥上山は郡家の東方に近く、室原山は南方に近く、両者は南北で10km以上離れている。古写本では双方がしかるべき位置にあったものが、入れ替へられていた。
「『出雲国風土記』の河川記事について（島根大学、田籠 博、[HP）](https://ci.nii.ac.jp/naid/110009873207)」によれば、黒沢石斎の『懐橘談』（島根大学附属図書館蔵）の記事では、仁多郡横田の条に、「横田川の源（ミナモト）ハ室原山より出て北に流。年魚、麻須あり。此川に烏帽子岩と云怪石あり。（下60裏～61表）」とあり、横田川の源を室原山とする入れ替へが行はれてきたやうである。『出雲国風土記抄』の、「鈔云、横田川ハ横田郷八川村（[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?lat=35.15133309&lon=133.08581466&ac=32343&az=23&z=16&id=&fa=pa&ei=utf8&p=%E5%B3%B6%E6%A0%B9%E7%9C%8C%E4%BB%81%E5%A4%9A%E9%83%A1%E5%A5%A5%E5%87%BA%E9%9B%B2%E7%94%BA%E5%85%AB%E5%B7%9D)）ノ九折下ヨリ来テ、北ニ流テ、横田市次ニ於テ室原川ニ合流スル。（四23表）」、「『九折下』とは三国山北側の切り立った山腹で、旧道は確かにつづら折れであり、鉄道のスイッチ・バックや国道のループ橋が設けられている。 一方、室原川については、 『鈔云、室原川ハ横田郷竹崎村（[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E7%AB%B9%E5%B4%8E%20%E4%BB%81%E5%A4%9A%E9%83%A1&lat=35.18026388&lon=133.17600889&ei=utf-8&sc=3&datum=wgs&gov=32343017000&ac=32343&az=17.1850.159&layer=pa&v=3&gc=80)）ヨリ来テ、横田ノ市ノ側ニ於八川ト合シテ、 北ニ流ル。水源鳥上山ハ上ニ見ヘタリ。（四22裏）』と述べ、これが斐伊川の源流部にあたる」とあり、何故か入れ替へが起こっており、それについて以下のごとく論じておられる。「石斎だけでなく、風土記を手に国内 を踏破した岸崎時照までもが、伝来の本文のままで疑問としていないのである。千家俊信（千家国造家出身、本居宣長に師事、1805年編纂『訂正出雲国風土記』）はなぜ二つの川を入れ換えたのか。筆者は出雲国の地誌として著名な黒沢長尚の『雲陽誌』（1717）の影響ではないか推測する。同書では、「室原川」がなぜか仁多郡八川条に置かれ、『抄』の記事を摘記している。室原川　竹崎村より流来て、横田町にて八川と落合て一流となる。此川上鳥上山なり。風土記に載たり。（355p） 竹崎条に「鳥上山・鳥上瀧」があるのだから、当然そこにあるべきだが、八川条の「室原山」の名に引かれて誤ったのであろう。「横田川」は横田条に、横田川　八川村坂根より流来て、北に落、横田町にて室原川に合す。所謂斐伊川の上なり。年魚（あゆ）麻須（まし）ありと風土記に見へたり。烏帽子岩 怪石なり。横田川にあり。（331p）と、『懐橘談』の影響かと思われる記事がある。 『訂正』の入れ換えは、『雲陽誌』の不適切な記事に想を得て、辻褄を合わせ たもので、書名に相応しくない恣意的な改変であった（前掲HP）」。とある。風土記編者の意図については、「記紀の出雲神話に現れる神話的表現を、地理的記述の正確さを損なわない形で取り込むことを河川記事で試みた。仁多郡では対等に扱われる二つの川から、神話に登場する『鳥上山』を源流とする一方だけを、あたかも唯一の水源かと誤認させる『源自……出』の表現によって示した。また、下流の河川が合流すべき川の名を消し、代わって神話に用いられる「斐伊川上』に入るという記述が採用されたのである。それに伴って、仁多郡①室原川と②横田川が合流する事実も消された。『斐伊川』が『鳥上山』に発する印象を妨げるからである。また、詳しかったはずの大原郡①斐伊川の記事も、出雲郡①出雲大川に移された。斐伊郷の存在は『斐伊川上』の神話性を薄める恐れがあるからである。その結果、大原郡における斐伊川の存在は著しく軽いものになってしまった。 これらは、ひとえに『鳥上山』と『斐伊川上』を際立たせようとした編集操作の結果である（前掲HP）」とみておられる。ここにも、「記紀」との整合性を図る苦渋がみられやう。

通道。
通飯石郡堺漆仁川邊廿八里。即川邊有薬湯。一浴則身體穆平。再濯浴則萬病消除。男女老少、昼夜不息、駱驛往来、无不得験。故俗人號云薬湯也。〔即有正倉〕。
通道（かよひぢ）。
飯石（いひし）の郡（こほり）の堺なる漆仁（しつに）の川の辺（ほとり）に通（かよ）ふ、二十八里（さと）。即ち川の辺に薬湯（くすりゆ）有り。一たび浴（ゆあみ）すれば則ち身体（み）穆平（やはら）ぎ、再び濯（すす）けば則ち万（よろづ）の病（やまひ）消除（い）ゆ。男（をとこ）も女（をみな）も老いたるも少（わか）きも、昼夜息（や）まず、駱駅（つらな）り往来（かよ）ひて、験（しるし）を得ずといふこと无（な）し。故、俗人（くにひと）号（なづ）けて薬湯と云ふ。〔即ち正倉（みやけ）有り〕。
■意宇郡忌部神戸条に、「即ち川の辺（へ）に出湯（いでゆ）あり。出湯の在る所、海陸（うみくが）を兼（か）ぬ。仍（よ）りて、男も女も老いたるも少（わか）きも、或（ある）は道路（みち）に駱駅（つらな）り、或は海中（うみなか）を州（す）に沿ひて、日に集（つど）ひ市（いち）を成し、繽紛（さかり）に燕楽（うたげ）す。一たび濯（すす）けば則ち形容（かたち）端正（うるは）しく、再び沐（ゆあみ）すれば則ち万（よろず）の病（やまひ）悉（ことごと）く除（い）ゆ。古（いにしへ）より今に至るまで、験（しるし）を得ずといふこと無し。故、俗人（くにびと）神の湯と曰ふ。」とあった。温泉が病の治癒に不可欠とみなされたのであらう。薬効も神のもたらす力とされたやうだ。そこに正倉が有るといふ。仁多郡の正倉は各郷には無く、ここのみといふはどうしたことなのか？

通大原郡堺辛谷村、一十六里二百卅六歩。
通伯耆國日野郡堺阿志毘縁山、卅五里一百五十歩。〔常有剗〕。
通備後國恵宗郡堺遊託山、卅七里。〔常有剗〕。
通同恵宗郡堺比市山、五十三里。〔常无剗。但當、有政時権置耳〕。
郡司　主帳　外大初位下　品治部
　　　大領　外従八位下　蝮部臣
　　　少領　外従八位下　出雲臣

■品治部（ほむちべ）　垂仁天皇と佐穂姫の子、誉津別王（ほむつわけのみこ）の御子代部であるが、出雲とは特別の因縁があった。佐穂姫は丹波の彦坐王の女（むすめ）、兄に佐穂彦がおられた。彦坐王は開化天皇と和珥臣遠祖の姥津命の妹の姥津媛（ははつひめのみこと）との間に生まれた皇子。佐穂姫は兄の佐穂彦を慕っておられたが垂仁天皇が皇后に迎へられ、悩みに悩み天皇のもとを去り、兄に従い叛乱となり、共に亡くなり、誉津別王は物が云へぬ子となり、「紀」では「三十（みそとせ）、八掬（やつか）髯鬚（ひげ）むすまでに、猶泣（いさ）つること兒（わかご）のごとし」としている（「記」とは伝承が異なる。書紀巻六「[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm)」）。その御子が鵠（くぐひ）が鳴くのをみて、「何か」と「言（あぎと）ふこと得たり」とあり、この鵠を追いかけ出雲（但馬説もあり）で捕獲して戻った天湯河板挙（あめのゆかはたな）に「姓（かばね）を賜ひて、鳥取造（ととりのみやつこ）と曰ふ。因りて亦、鳥取部（ととりべ）、鳥養部（とりかひべ）、誉津部（ほむつべ）を定む」とある。この誉津部が品治部であり、天湯河板挙の子孫といふことになる。
「記」では、御子が物云はぬは、出雲の大神の御心であり、出雲の宮を天皇同等に修理し、御子を参拝させよといふ夢を天皇がみる。その真偽を誓（うけひ）で確認し、天皇は誓をした曙立王と菟上王を副へて御子を出雲に詣でせしめた。大神を拜み、帰る途中に斐伊川の川中に、丸太を組み巣状の橋をつくり、仮宮として、出雲の国造の祖となる岐比佐都美に祭祀をさせようとすると、本牟智和氣の御子が「この青葉の山は葦原色許男大神（大国主神）の祭祀の大廷か？」と申された。大国主神参拝の効果が実証され、御伴をしていた二王は、これを喜こび、御子を長穗宮に天皇の御子として坐さしめ、早馬をしたてて状況を知らせた。御子が自らの言葉で帰朝報告するのを目の当たりにすると、天皇は歓喜し、菟上王を派遣し、神の宮を造営せしめられた、といふ展開になっているも、「紀」ではこの部分を斬り捨て、言葉を発したことのみ記すことに改変している。
「記」は「我が宮を天皇の御舎（みあらか）の如（ごと）修理（をさめつく）りたまはば」と記しており、出雲の宮は規模も大きくなかったが、修理することも出来かねる状況にあったとみられやう。「何れの神の心ぞと求めしに、その祟りは出雲の大神の御心なりき」とあり、大国主神の怒りが本牟智和氣の御子の一件の背後に働いていると「記」はみており、ここでも出雲の側との関係修復が図られ、岐比佐都美を出雲国造の祖としたといふ展開である。しかし、「紀」では、崇神天皇の時、神宝奉納を拒否したした出雲振根が殺され、奉納した飯入根を出雲臣、その子を神門臣の祖としており、大国主神の怒りをなだめるどころか、煽る所業のまま放置しており、違和感があった。「記」では、鵠を捕獲したのは、山邊の大鶙（おほたか）としており、誉津部との関連は辿れない。姓氏録では、天湯河桁命が角凝魂命の三世孫とあり、その注記から天湯河板挙と同一視できるが、彼は山城、河内、和泉方面の鳥取氏の祖であり、出雲とは縁が薄い。「鳥取連、角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也、垂仁天皇皇子誉津別命。年向三十不言語。于時見飛鵠。問曰。此何物。爰天皇悦之。遣天湯河桁尋求。詣出雲国宇夜江。捕貢之。天皇大嘉。即賜姓鳥取連（新撰姓氏録、神別、右京）」とある。「記」の記述からすれば、政権と出雲大神との関係修復が叶ひ、本牟智和氣の御子の御子代部が出雲にも置かれたとみることができやう。

**大原郡**
合郷捌　里廿四。
神原郷。今依前用。　屋代郷。本字矢代。　屋裏郷。本字矢内。　佐世郷。今依前用。　阿用郷。本字阿欲。　海潮郷。本字得盬。　來次郷。今依前用。　斐伊郷、本字樋。　以上捌　郷別里参
所以號大原者、郡家東北一十里一百十六歩田、一十町許、平原。號曰大原。往古之時、此處有郡家。今猶追旧號大原。〔今有郡家處、號云斐伊村〕。
大原（おほはら）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、郡家（こほりのみやけ）の東北一十里（さと）一百十六歩（あし）なる田、一十町（まち）許（ばかり）、平原（はら）なり。号（なづ）けて大原と曰（い）ふ。往古之時（いにしへ）、此処（ここ）に郡家有りき。今も猶（なほ）旧（もと）を追ひて大原と号く。〔今郡家有る処は、号（な）を斐伊（ひ）の村と云ふ〕。

■古写本「郡家の正西」とあるが「考証」により「東北」とすると注される。出雲国風土記地図（[HP](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-08.pdf)）の郡家からすれば、正西は飯石郡となるため成立せず、大原の位置を「東北」とするのはもっともである。しかし、大原郡の郡司がさやうな間違いを犯すはずはない。郡家の東北一十里一百十六歩は屋裏郷の旧郡家の位置に当たる。その正西ならば神原郷方面の平原が大原となる。しかし、旧郡家から正北九里では次の神原郷の位置が成立しない。大原が屋裏郷を指すのか神原郷を指すのか？■大原郡はその位置が注目されていた。「意宇郡玉作の地から、南に進んで大原郡に入り、大原郡家を経て東南に進んで、仁多郡に入る道である。仁多郡家からは東に進み伯書国に出る道と、南に進み備後国に出る道の二つに分かれる。この道が通る意宇郡・大原郡・仁多郡の中で注目したいのは大原郡である。この地は、出雲国のちょうど中央とも言うべき場所に位置しており、ここには大和との関係がうかがえるような古墳も見える。また、最も興味深いのは、『出雲 国風土記』においてこの地を流れる川が「斐伊川」と呼ばれていることである。この川は後で述べるように上流と下流 では呼び方が異なっており、ヤマタノヲロチ神話において中流域の名称である「斐伊川」が採用されていることは、大変重要なことであると思われるのである（出雲国大原郡と大和「学習院大学、村山直子」[HP](https://glim-re.repo.nii.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_detail&page_id=13&block_id=21&item_id=2450&item_no=1)）」とある。また、「大原郡の周辺地域は、時として出雲東西の勢力が拮抗する場ともなった。また、大和の側から見ればこの地域には、 出雲東西の有力な首長の本拠地や玉作へ赴くための主要な道が通っていた。つまり、この地域は出雲全域を掌握するためにも肝要な場所だったのであり、そのために、古くから大和とのつながりを持っていたのだと思われる。これらの事情から、出雲においては地域ごとに呼び名が異なっていたこの川の総称は、大和の側の人々にとってみれ ば、古くからなじみの深かった大原郡での呼び名、「斐伊川」だったのである。一方で、先にも見たように、『出雲国風土記』では、この川の上流にあたる横田川・室原川、また下流にあたる出雲大川について、それぞれ「謂はゆる斐伊の河の上なり。」、「此は則ち謂はゆる斐伊の大河の上なり。」、また「此は則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。」という説明がつけられている。こうした説明がわざわざ加えられているということは、すなわち、出雲の側からしてみれば、「斐伊川」という名前は地元では決してこの川全体の総称として用いられていたわけではなかったことが、さりげなく主張されているようにも思えるのである（前掲HP）」とされている。

**神原郷**。郡家正北九里。古老傳云、所造天下大神之御財積置給處。則可謂神財郷、而今人猶誤、云神原郷耳。
神原（かむはら）の郷（さと）。郡家の正北九里。古老の伝へて云はく、天の下所造らしし大神の御財（みたから）を積み置き給ひし処なり。則ち神財（かむたから）の郷と謂ふ可きを、今の人猶誤りて、神原の郷と云ふのみ。
■財（たから）は神宝のことであり、昭和47（1972年）年神原神社（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430903-01.html)）古墳から、卑弥呼が魏から得たとされる「景初3年銘の三角縁神獣鏡」が出土し、大国主神の御財と騒がれたことがあった（三角縁神獣鏡１面と武器や農耕具などの多量の鉄製品「素環頭太刀１本、剣1本、鏃３６本、鍬先１点、鎌１点、鏨１点、斧２点、ヤリガンナ１点、錐２点、縫針２点が、棺外からは鉄剣１本」が出土している。また、石室天井石の上面からは祭祀用と考えられる壷やそれを載せる器台の破片が多数出土している、同HP）。また、出雲の神宝事件の御財ともされ、御財が蔵されていたのであらう。平成8年（1996年）に発見された賀茂岩倉遺跡の大量の銅鐸を積み置かれた御財とみるむきもあったが、屋代郷に属しており該当しなかった。御財を積み置くとは財を積んで保管したとならうが、それが神財郷でなく神原郷となったこととどうつながるのか？「神原神社古墳（全国遺跡報告総覧）[HP](http://sitereports.nabunken.go.jp/ja/2419)」に、「『所造天下大神』、『御財』を消去して考えるならば、神原郷域に『何かを積み上げた』ように見える地上物があった可能性が大と思われる。それを『所造天下大神』の『御財』と見なして伝承が誕生したのであろう。それが神原神社古墳である可能性も高いのではなかろうか」とある。■神原郷は赤川の流域の盆地であり、「取り巻く山地や丘陵は、大部分が花聞閃緑岩の風化地層で、真砂地帯（前掲HP）」といふ。また、「『出雲国風土記』には、今日の赤川の支流にあたる可川名は記載されているが、本流に比定される河川名は挙げられていない。案ずるに、平時谷々から流れ出る支流は低地に集まって西に流れていたが、明確な堤防がなく流路も固定しておらず、出水のたびごとに流路を変えるなどかなリルーズに流れていたものと考えられる（前掲HP）」といふ指摘は、古代の河川を考へるにおいてよく考慮さるべきことであらう。■また、神原のみならず大原郡への文化の伝播に関して、矢口社（八口神社；延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430904-01.html)）を重く見ておられる。「『出雲国風土記』の社名記載順は社格順と言われている。大原郡に鎮座の神社は計29社を数えるが、その第一番が「矢口社」となっている。大原郡域は本来、斐伊川文化圏であり、その文化の波は神門地域から流入してきたのであろう。「矢口社」は大原地域におけるその受け入れ口であり、そこから 赤川沿い、奥田川沿い、斐伊川沿いに開発が進んでいったと 思われる（前掲HP）」とある。ところが後の延喜式神名帳になると、この順序が変化している。「雲南三郡の場合は揃つて起点神社が変わっていることに気が付く。大原郡は「矢口社」から「宇能遅神社」、飯石郡は「須佐社」から「御門屋社」、仁多郡は「三澤社」から「伊我多気社」の変更である。これは主に国庁・意宇郡家から神祗官社を回る際の交通上の便に関わつての変更と思われる。大原郡の場合も明らかに「矢口社」よりも「宇能遅神社」が国庁・意宇郡家に近いことがわかる。それは別の観点から見れば、大原郡社会全体が律令地方行政の整備の過程において、神門郡よりも意宇郡に顔を向けたことを物語つているのである（前掲HP）」とある。この地では、出雲、飯石、仁多、意宇の各郡への要路に位置しており、旧来からの神門地域、意宇地域の勢力あるいは、新たにヤマト政権の進出により、重心が西部と東部の間で揺れ動いた。どうやら所造天下大神の時には、矢口社の地より、神原社の地に重点が移っており、屋裏（矢内）の旧郡家の地に移っていた時期があり、風土記編纂時には斐伊郷の郡家が重点となっていたやうである。

**屋代郷**。郡家正北一十里一百十六歩。所造天下大神之垜立射處。故云矢代。〔神亀三年、改字屋代〕。即有正倉。
屋代（やしろ）の郷。郡家の正北一十里一百十六歩。天の下所造らしし大神の垜（あむつち）立て、射たまひし処なり。故、矢代（やしろ）と云ふ。〔神亀三年、字を屋代と改む〕。即ち正倉有り。
■垜は、的をかけるために弓場に設けた盛り土、シロはそれに充当させるための土地をいう、と注される。■盛り土の上の的を射る行為は、おそらくは、射礼を真似たものであらう。神財を守護すべき領域として浄める儀式をされたのではあるまいか。正倉を置いたのは、それを支えるための田と人々を置いたといふことか？

**屋裏郷**。郡家東北一十里一百十六歩。古老傳云、所造天下大神、令殖笶給處。故云矢内。〔神亀三年、改字屋裏〕。
屋裏（やうち）の郷。郡家の東北一十里一百十六歩。古老の伝へて云（い）はく、天の下所造らしし大神、笶（や）を殖（た）て令（し）め給（たま）ひし処なり。故（かれ）、矢内（やうち）と云ふ。〔神亀三年、字を屋裏と改む〕。
■笶は矢と同じであるが竹の矢であらう。殖は立つことでもあるが、植えて育て増やすことでもある。矢代から矢を放ち、それが落ちて刺さった地を、矢の内として開拓せしめたといふことではないか？「うら」は「おもて」の反、「おもて」は面（顔）で「うら」は心で「うち」と通ず。

**佐世郷**。郡家正東九里二百歩。古老傳云、須佐能袁命、佐世乃木葉頭㓨而、踊躍為時、所㓨佐世木葉、墜地。故云佐世。
佐世（させ）の郷。郡家の正東九里二百歩。古老（ふるおきな）の伝へて云はく、須佐能袁命（すさのをのみこと）、佐世の木の葉を頭刺（かざ）して、踊躍（をど）らしし時に、所刺（さ）せる佐世の木の葉、地（つち）に墜（お）ちき。故、佐世と云ふ。
■佐世神社（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430911-01.html)）の由緒に、「須佐能袁命八岐大蛇ヲ退治シテ後、欣喜ノ余リ稲田姫ト神舞ヲナサレタ時、頭ニ刺シテイタ佐世ノ木ノ葉ガ落チタ。命ハ地ニサセト申サレ刺シタ木ガ今ノ佐世ノ社ナリ」とある。これは、神社に伝はる椎の巨木の由来を編纂したものであらう。「させ」の木とは、須佐能袁命が「刺せ」る木、元来は挿木のことであらう。植樹をすすめた須佐能袁命の姿を想起せしめ、踊りながら刺す神事のごときものか？大蛇退治は風土記にはなく、歓喜して稲田姫と神舞といふは、「記紀」に基づいて後世に付加されたものと思はれる。

**阿用郷**。郡家東南一十三里八十歩。古老傳云、昔、或人、此處山田佃而守之。爾時、目一鬼来而、食佃人之男。爾時、男之父母、竹原中隠而居之時、竹葉動之。爾時、所食男云動々。故云阿欲。〔神亀三年、改字阿用〕、
阿用（あよ）の郷。郡家の東南一十三里（さと）八十歩（あし）。古老の伝へて云はく、昔、或る人、此処（ここ）に山田佃（つく）りて守（も）りき。尓（そ）の時、目（め）一つの鬼来て、佃人（たひと）の男（をのこ）を食ひき。尓の時、男の父母（かぞいろ）、竹原（たかはら）の中に隠（かく）りて居（を）る時に、竹の葉動（あよ）きき。尓の時、食はゆる男、「動々（あよあよ）」と云ひき。故、阿欲（あよ）と云ふ。〔神亀三年、字を阿用に改む〕、
■鬼は和名抄に、「人神を鬼と曰ふ。於爾（おに）。或説に云ふ。於爾とは隠の音の訛れるなり。鬼物は隠れて形を顕はすことを欲せず。故に以て称するなり（字訓）」とある、これは中国伝来のもの、目一つの鬼はこれとは異なる。恐ろしき異能があり人々を苦しめる存在。■佃を「つく」る、「た」としている。山田とあり、山間地を開拓して田とした「つくだ（新たに開墾した地）」のこととみられる。佃には耕す他に狩りする義もあり、周囲に竹原があり、狩猟などもしていたのであらうか。佃する側が佃されてしまった。■「あよく」は揺れる動くことであるが、「あよ」は「あやふし」と同じく「あゆ」を語根とする系列の語、また、動は元来耕作することをいう字（字訓）とある。竹の葉が「あよ」いだことがこの郷の名の由来となっている。竹の葉の「あよ」くことと食われる男の子が「あよ」と云ふことに何の関連があるのか？■「紀」においては、一つ目は天目一箇（あめのまひとつ）神、「作金者（かなだくみ、鍛冶）」の信仰する神であり、ここでは、採鉱・冶金に携わる山人と注される。片目で高温の炎を見続けることで目一箇神とされる。阿用地区ではモリブデンを産出し、モリブデンを刀に加えることで堅く、切れ味が鋭くなるとされる。ただその融点が極めて高温（2620℃）であり、どこまで利用できたかは素人には不明であるが、「記紀」の大蛇から取り出した「天叢雲剣（あめのむらくものつるぎ）」を想起させるものがあらう。それにしても、採鉱・冶金の山人が山田の人を食ふことがあったといふことか？食はれたことより、竹の葉が「あよ」ぐこと方が印象深く郷名となったやうで、何がいいたいのか・・・

**海潮郷**。郡家正東一十六里卅三歩。古老傳云、宇能治比古命、恨御祖須義禰命而、北方出雲海潮押上、漂御祖之神、此海潮至。故云得盬。〔神亀三年、改字海潮〕。即東北須我小川之湯渕村、川中温泉。〔不用號〕。同川上毛間村、川中温泉出。〔不用號〕。
海潮（うしほ）の郷。郡家の正東一十六里三十三歩。古老の伝へて云はく、宇能治比古命（うのちひこのみこと）、御祖（みおや）須義祢命（すがねのみこと）を恨みて、北の方（かた）、出雲（いづも）の海潮（うしほ）を押し上げて、御祖の神を漂（ただよ）はすに、此の海潮至りき。故（かれ）、得塩（うしほ）と云ふ。〔神亀三年、字を海潮と改む〕。即ち東北の須我（すが）の小川の湯渕（ゆふち）の村の、川中（かはなか）に温泉（ゆ）あり。〔号（な）を用ゐず〕。同じき川の上（かみ）の毛間（けま）の村の、川中に温泉（ゆ）出（い）づ。〔号を用ゐず〕。
■宇能治比古命を祭祀するのは、宇乃遅社、汙乃遅社（宇能遅神社、延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430901-01.html)）となる。「うのち」を「うのぢ、海の道」と解釈するようであり、また、大原郡の社が矢口社から宇乃遅社に重点を移したことは先にみた。「二つの宇乃遅社は『延喜式』では「宇能遅神社」、「同社坐須美(義)輛神社」となっている。すなわち『出雲国風上記』の時には三社あったのが、『延喜式』 段階では後出の宇乃遅社が相殿になったのであろう。宇乃遅社の祭神は、社名から見て本来は三社ともに海潮郷伝承に登場する「宇能治比古命」であったと思われる。この神は楯縫郡沼田郷条にも姿を見せており、斐伊川を通路とする 「海の道(うのぢ)」の神と考えられる。その「宇能治比古命」の足取りは海潮・沼田伝承からすれば明らかに神原郷を西から東へと向かっていることがわかる。近世の地誌である『雲陽誌』を見ると加茂の立原にも「宇治明神(宇治は宇能冶の訛り)」が見え、「宇能治比古命」伝承の広がりがうかがえる。この神原地域を被う所造天下大神、「宇能治比古命」の二神の神話には時代的な差異があつたと思われる。古層は地名を神名に負う「宇能治比古命」であろう。この神話は明らかに 斐伊川に係わっており、先に指摘した神門郡(楯縫→神門郡)から大原郡への斐伊川文化圏の流入に重なるものであろう。一 方、神原郷はまさに交通の拠点であり、出雲国造が杵築大社(出雲大社)から都に上り、神賀詞を奏上するルートに乗っていることに注目しなければならない。また、神原を含む屋代・来次・斐伊(城名樋山)郷の地域は、律令国家の地方行政支配の上で国庁から大原・ 飯石・仁多郡への重要な交通路でもあり、宗教・ 政治の二つの道からも目が離せなかったのであろう。旧来の「宇能治比古命」神話の世界に被さるように、大国主神神話が宗教・政治の交差するところで語られたのである（神原神社古墳；全国遺跡報告総覧[HP](http://sitereports.nabunken.go.jp/ja/2419)）」とある。■「う」は鵜、水中に潜って魚をとる水鳥である。「ち」は霊、「をろち」の「ち」のごとくその力を持つものの名の下につけて用ゐる（字訓）。「記」に、「水戸（みなと）の神の孫（ひこ）、櫛八玉（くしやたま）の神を膳夫（かしはで）となりて、天（あめ）の御饗（みあへ）を獻りし時に、祷（ほ）き白して、櫛八玉の神、鵜に化（な）りて、海の底に入り、底の赤土（はに）を咋（く）ひ出（い）でて、天の八十（やそ）平瓮（びらか）を作りて、海布（め）の柄（から)を鎌（か）りて、燧臼（ひきりうす）に作り、海蓴（こも）の柄（から）を以て燧杵（ひきりきね）に作りて、火を鑚（き）り出でて云ひしく、『この我が燧（き）れる火は、高天の原には、神産巣日御祖命（かみむすひのみおやのみこと）のとだる天（あめ）の新巣（にひす）の凝烟（すす）の、八拳（やつか）垂れまで燒（た）き擧げ、地（つち）の下は、底（そこ）つ石根（いはね）に燒（た）き凝（こ）らして、栲繩（たくなわ）の千尋繩（ちひろなは）打ち延（は）へ、釣（つり）りせし海人（あま）の、口大（くちおほ）の尾翼鱸（をはたすずき）、さわさわに、控（ひ）き依（よ）せ騰（あ）げて、打竹（さきだけ）のとををとををに、天（あめ）の真魚咋（まなぐい）、獻る』。」とあるごとく、鵜や鵜飼いの歴史は古く、鵜は水、水戸の神や海からの神饌を供する役割と関連付けられるやうだ。赤川は高低差が比較的少なく、花崗岩の砂が流入し氾濫し易い川であった。また、「うしほ」が「塩を得る」からきていることからも、海潮が逆流してくることは、この時のみではなかったのであらう。宇能治比古命は得盬社、海潮神社（延喜式神名帳調査、[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430913-01.html)）の祭神でもあり、「北の方海潮を押し上げて御祖須我弥命を漂はす、此の海潮此の地に至る故に此の地を得塩という」とある■須義祢が「すぎね」でなく「すがね」と訓じられている（須美祢「すみね」とするものもある）。義は万葉仮名では「ぎ」「げ」に用ゐられる。「すが」と「すげ」は通じ菅、湿地や渓流沿いに群生する菅を意味する。鵜と菅の対比を想像できやう。須義祢命は宇能治比古命の祖であり、恨まれ漂はせられている。海潮の逆流により流域の菅や草木が根こそぎ流されたのであらうか？大雨による土砂崩れを伴っておれば、流木の災厄も想像できる。菅は、笠、蓑、注連縄に用ゐる有用の植物であり、根が張ることで砂地の流出を食い止める働きをしていたのかもしれない。本来両神は、古来より、赤川の氾濫を治めるうえで祭祀されてきた神々ではなかったらうか。神門側からの文化の流入とは大穴持命の進出であり、矢口、矢代、矢内と称されるやうになり、次いで、記紀の神話の影響により、「須我（すが）」の地としてみられることになる。

**来次郷**。郡家正南八里。所造天下大神命、詔、八十神者、不置青垣山裏。詔而、追廃時、此處迨次坐。故云来次。
来次（きすき）の郷。郡家の正南八里。所造天下大神命、詔（の）りたまひしく、「八十神（やそかみ）は、青垣山（あをかきやま）の裏（うち）に置（お）かじ」と詔りたまひて、追ひ廃（はら）ふ時に、此処（ここ）に迨次（きす）き坐（ま）しき。故、来次（きすき）と云ふ。
■古写本では、「迨以生」とあるを「神道」により「迨次坐」とす、キスクは追いつく、と注される。迨は「およぶ」こと。「迨（およ）び以て生（い）く」、追い付き生かす。「造次」はとっさのとき、「迨次」は丁度追いついたとき。迨の音はタイなので「きすき」の音とは関係が無い。「き」は来ること。「すき」の動詞が「すく」、鋤で耕し整地するように平定した。■「記」では八十神を追ひ避き、追い伏せ、追い撥ひ、始めて国を造るとしている。それは宇迦（出雲郡宇賀郷）でのこと、宇迦の山の麓に宮を造営せよといふことであった。杵築の地で建国をしたといふ物語である。その延長上で考へるなら、杵築の地から逃げ出した八十神に来次郷で追い付き成敗したことになる。さうであらうか？■青山垣は意宇郡母理郷に、「八雲立つ出雲の国は、我（あ）が静（しづ）まり坐す国と、青垣山（あをかきやま）廻（めぐ）らし賜ひて、玉珍（たま）置き賜ひて守（も）りたまふ」とあったごとく、周囲が山に囲まれ、玉珍を蔵する地を想定している。杵築の地はこの想定から外れる。裏は「うち」で内のこと。その想定に合致するのは神原（神財）郷を含む大原郡となる。その内から追放するとして来次郷において成敗したとならうか。 **斐伊郷**。属郡家。樋速日子命、坐此處。故云樋。〔神亀三年、改字斐伊〕。
斐伊（ひ）の郷。郡家に属（つ）く。樋速日子命（ひはやひこのみこと）、此処（ここ）に坐（いま）す。故（かれ）、樋（ひ）と云ふ。〔神亀三年、字を斐伊と改む〕。

■注に、樋速日子命は「記紀」でイザナキ神が剣で火神を斬ったときに生じた樋速日神（熯速日神）を思わせる。とすれば刀剣と関わりが深く、中国山地一帯の産鉄・製鉄文化の反映かもしれない、とある。「記」によれば、樋速日神は、刀の本に付いた血が岩の群れに飛び散って成った三神、甕速日神（みかはやひのかみ）、樋速日神（ひはやひのかみ）、建御雷之男神（たけみかづちのをｎおかみ）の一神である。その注には、（樋速日神と建御雷之男神は）火の根源である太陽をたたえた神名（岩波文庫）とある。いずれも火あるいは日（太陽）を想定している。「記紀」では斐伊川を「肥の河（記）」「簸の川（紀）」と記しており、元来は樋川であったものを神亀三年に斐伊に改め、斐伊（ひい）を「ひ」と訓じさせたとならう。樋は中国ではほとんど使用されない文字で、我が国でのみ、水を通す道具として用ゐられる。「ひ（乙類）」には簸（穀類などをふるいにかける道具）の義もあり、「ひ」の動詞「ひる」は米などをふるいわけること（字訓）とある。この地は仁多、飯石、（神門）、出雲、意宇へ振り分ける要であり、仁多、飯石、意宇西部の山からの川の流れが集まり出雲大川となす地でもある。「ひ」に樋を用ゐて、「はや」といふことであれば、速やかに水を通すイメージが湧く。この地を考えれば給水より排水とならうか。樋速日子命は、古くより、治水に関する日子命として坐しておられたのではないか？斐伊神社（延喜式神名帳調査、[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430907-01.html)）は、御祭神を須佐之男尊　稲田毘倍命　伊都之尾羽張命とし、祭神を樋速夜比古命とする樋通速夜比古神社を合祀しているが、「記紀」によるものであり、社伝に「孝昭天皇3年に御分霊を武蔵国元官幣大社氷川神社に奉遷したと古史伝に記載されている」ともあり、風土記の樋社であり、樋速日子命を祭祀するのが本來の姿である。■樋を斐伊といふ格別の名抄に変更した。斐は「うつくしい、あきらかなこと」、説文には、「分別して文（あや）あるなり」とある。斐然とは才徳のすぐれていること。伊は、尹（神意を媒介する者）とｲ（それを輔佐する者）とからなり、天命を得た者を輔佐し、それを実現させる者（湯王を輔佐した伊尹のごとき）、つまり、皇孫を守護する才徳すぐれて美しい者、大国主神とでもならうか。樋（併せて通す）川を斐伊（すぐれてたすく）川としたやうに思はれる。

新造院一所。在斐伊郷中。郡家正南一里。建立厳堂也。〔有僧五軀〕。大領勝部臣虫麿之所造也。
新造院一所。在屋裏郷中。郡家西北一十一里一百廿歩。建立□層塔也。〔有僧一軀〕。前少領額田臣押嶋之所造也。〔今少領伊去美之従父兄也〕。
新造院一所。在斐伊郷中。郡家東北一里。建立厳堂。〔有尼二軀〕。斐伊郷人樋印支知麿之所造也。

■解説に、新造院三所は意宇郡に次ぐものであるが、複数の僧を擁するのは勝部臣虫麿（すぐりべのおみむしまろ）の院のみ。尼僧を有するのも樋印支知麿（ひのいなきちまろ）の院のみで、二人の尼僧を擁しており、これらの院が郡家の中心1km内にあることが、後の国分寺と国分尼寺に先がけとなっており、大原郡の財力と先進文化への深い関心がしのばれる、とある。古くはこの地の中心は赤川流域であったが、出雲東西南北の交通の要路として斐伊に移行し、ヤマト政権はこの地を重視し、須佐能男命伝説の舞台とした。

矢口社　宇乃遅社　支須支社　布須社　御代社　汙乃遅社　神原社　樋社　樋社　佐世社　西裡陀社　得盬社　加多社　〔以上一十三所。在神祇官〕。
赤秦社　等々呂吉社　矢代社　比和社　日原社　幡屋社　春殖社　船林社　宮津日社　阿用社　置谷社　伊佐山社　須我社　川原社　除川社　屋代社　〔以上一十六所。不在神祇官〕。
■矢口社　矢口(やくち)社は八口社とされ、「大蛇が八塩折の酒に酔い草枕山を枕に伏せっているところを、須佐之男命が矢をもって射られたので矢代郷、式内社矢口社という（八口神社、延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430904-01.html)）」とあり、この地で頭を切り落とし、御代社で尾を切り裂くと剣がでたとしている。風土記では所造天下大神が矢を射たことが矢口、矢代の由来であり、「記紀」により改変せられたのであらう。■支須支社　支須支（きすき）は來次であり、所造天下大神が八十神を追い討ち果たした地であるが、鎌倉時代に出雲八所八幡宮の一つが当地に勧請され衰微し、明治に八幡宮に合祀されている。■布須社　布須（ふす）神社は加茂町延野の社では、布須池があり、須佐之男命が大蛇を切った剣を洗ったことに由来するとしている。また、木次町宇谷の社では、須佐之男命が「八塩折の酒」を造らせたことに由来するとしており、「記紀」に準じるものである。しかし、「ふす」は所造天下大神の宿（ふせ）が本來の意味ではなかったか。■御代社　御代（みしろ）神社、主祭神は素盞嗚命と稻田姫命、配祀神が大山咋神であり、斐伊川を見下ろす丘にあり、八岐大蛇の尾を斬ったところ剣が出てきた地としており、まさに「記紀」の伝承による社である（御代神社、延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430905-01.html)）。加茂町三代の地であり、「みしろ」が地名ともなっている。「み」は尊称、「しろ」とは他のものに代ってその機能を果すもの（字訓）、その由来が不明であるが、天叢雲剣（草薙の剣）を念頭に置いたものと思はれる。■西裡陀社　「せりだ」世利太神社（延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430912-01.html)）、祭神は金山比古命 (配祀)伊邪那美命 速玉男命 事解男命とあり、「この土地はタタラに関係していた。水路のことを『イデ』ともいうが、屋号に『井出口（イデクチ）」とか「金穴掘（カナナボリ）』が今でも存在している。砂鉄を採集した「鉄穴流しの井手」と伝える小川がその流れていて、神社も元はその上方にあつたといわれ、四坪ばかりの平地が残されている」とある。金山比古命は、「記」に、伊邪那美命が火神の火之迦具土神を生み、「みほと炙（や）かえて病み伏せり。たぐりに生（な）れる神の名は金山毘古神、次に金山毘売神」とあり、「たぐり」は嘔吐物と注されている。古事記学センター、金山毘古神（[HP](http://kojiki.kokugakuin.ac.jp/shinmei/kanayamabikonokami/)）では、「(1)この神々の誕生を火山の噴火の表象と捉え、嘔吐が溶岩の流出を表して、その中に鉱石が存在することを金山の二神が表しているとする説。(2)鎮火祭に由来する神話と捉え、火を鎮める刀剣関連の神々が次に生まれてくるのに先立って、刀剣の材料としての鉄を表しているとする説。(3)金属の中でも生活に重要な鍬を司る神であるとする説。(4)誕生した神々がみな火の効用を表すと捉え、この神は冶金のための火の効用を表しているとする説。(5)この神々を、伊耶那美神の復活を祈る神招ぎの香具山祭祀における一連の呪具の神格化とし、天の石屋の段で呪具の材料の拠り所となる「天の金山」と対応した神名とみる説、などがある」としておられる。「記」に、「天の金山の鉄を取りて、鍛人の天津麻羅を求めて、伊斯許理度売命に科せ、鏡を作らしめ」とあることから鉱山の神、製鉄に関連する集団の祭祀する神とみられている。「せりだ」の由来は分らないが鉱物を採掘し火でドロドロにして金属を取り出すことに関する神であるやうだ。■加多（かた）社　（「加多は神様の開墾された田即ち神田が変化したのだといわれています。」、「加多神社の参道に接する字輪内では、昭和27年、大東高等学校グラウンド造成工事の際、多量の土師器や碧玉、瑪瑙の勾玉及び破片、砥石等が発見されて、攻玉に関係があつたことが知られ、古墳時代中期の遺跡と考えらている。」加多神社「延喜式神名帳調査；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430910-01.html)」）、とあり、稲の収入により、財を貯へていたとみえる。御祭神は少彦名命であり、大己貴命、神阿多津姫命が配祀されている。少彦名命は多禰郷ですでにみた。「所造天下大神、大穴持命と須久奈比古命」とあるが、「記紀」では、大国主命と少彦名命、神産巣日神（神皇産霊神）の子として定着している。風土記も古語拾遺も、それに合せてはいるものの、本來は所造天下大神と須久奈比古命のコンビであり、出雲の神、神魂命の子である。「すくな」は、古語拾遺の記述からすれば、「すく」と「な」からなり、「すく」は「すくふ（人の困難を助け救う）」、「すくすく（直で、のち健康の意の“すくやか”なこと）」の「すく」と病や虫害などを「な（禁）」じる「な」から命名されたとでも考へたくなる。神阿多津（かみあたつ）姫命の「あた」は吾田であり、神の我が田の姫、所造天下大神の御子は「和加布都努志命、天地の初めて判れし後、天の御領田の長」とあり、稲の種（多禰、たね）の地に相応しい取り合せにもみえる。

**菟原野**。郡家正東。即属郡家。
**城名樋山**。郡家正北一里一百歩。所造天下大神、大穴持命、為伐八十神、造城。故云城名樋也。
菟原野（うはらの）。郡家の正東。即ち郡家（こほりのみやけ）に属（つ）く。
城名樋（きなひ）山。郡家の正北一里（さと）一百歩（あし）。天の下所造らしし大神、大穴持命、八十神（やそかみ）を伐（う）たむと為（し）て城を造りき。故、城名樋（きなひ）と云ふ。
■城名樋山（[地図](http://maps.gsi.go.jp/?ll=35.31066,132.900667&z=15&base=std&vs=c1j0l0u0#15/35.310660/132.900667/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0l0u0t0z0r0f0)）は妙見山の南西の丘陵、「城名樋山城の真下にあたる位置は、斐伊川と三刀屋側の合流点となっています。また、大原郡の中心で市も開かれていた木次を真下に監視できます。城名樋山城が水陸の要衝を押さえる目的で築かれたことは間違いないでしょう（城址探訪　城名樋山城）」とある。来次（きすき）郷条との関連からすれば、「き」は城（防衛の為の柵）と関連していることになり、この地で八十神の退路を断ったとならうか。

**高麻山**。郡家正北一十里二百歩。高一百丈。周五里。北方有樫・椿等類。東南西三方並野。古老傳云、神須佐能袁命御子、青幡佐草壮命、是山上麻蒔給。故云高麻山。即此山峯坐、其御魂也。
高麻（たかあさ）山。郡家の正北一十里（さと）二百歩（あし）。高さ一百丈（つゑ）。周（めぐ）り五里（さと）。北の方（かた）に樫・椿等（ども）の類（たぐひ）有り。東と南と西の三つの方は、並びに野なり。古老（ふるおきな）の伝へて云はく、神須佐能袁命（かむすさのをのみこと）の御子（みこ）、青幡佐草壮命（あをはたさくさひこのみこと）、是の山の上に麻（あさ）蒔（ま）き給ひき。故、高麻山と云ふ。即ち此の山の峯（みね）に坐（いま）すは、其の御魂（みたま）也。
■青幡佐草壮命は意宇郡大草郷条に、青幡佐久佐丁壮命として大草郷に坐すとあった。本拠地は大草郷であるがこの山に麻を蒔き、その峯に御魂が坐すといふ。高麻山（[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E9%AB%98%E9%BA%BB%E5%B1%B1&lat=35.3463489&lon=132.9251930&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E9%AB%98%E9%BA%BB%E5%B1%B1&uid=c9e57d20ccc92915c8b9ae76836f096ba5642afa&fa=ids)）は屋裏郷の赤川を見下ろす位置にある。そこには風土記に記される社はすでに無くなっていた。青幡佐草壮命を祭神とするのは、意宇郡の八重垣神社であり、「八重垣神社とは、もともと大原郡海潮郷の一小社であつたらしく戦国末期この社の地に遷座した。江戸期には八重垣神社が隆盛となり佐久佐神社は衰え小社となって『八重垣神社のわきにあり』という状態であった（延喜式神名帳調査[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430109-01.html)）」とある。青幡佐草壮命は大草郷、海潮郷、屋裏郷に渡り影響力のあった命であったが、その痕跡が失はれ、かろうじて風土記に残ったといふことか。麻を植ゑたといふことは幣（ぬさ）や、麻織物（祝「はふり」の衣）の製作に係はる役割があったのかもしれない。ヤマト政権の下では、素蓋鳴尊と稲田姫の物語により、佐久佐の意味を塗り替へたやうである。「本殿の後方に奥の院、佐久佐女の森がある。そこは稲田姫命が八岐大蛇の難を御避けなさった場所の中心地で、その森の大杉(今は其の跡が保存してある)を中心に周囲に八重垣を造って御避難されたといわれます（由緒書）」、「『八雲立つ出雲八重垣妻込めに、八重垣造る、その八重垣を』という妻をめとった喜びの歌をうたわれて御夫婦の宮居とされ、縁結びの道をおひらきになったのであります。即ち天つ神(素蓋鳴尊)、地つ神(稲田姫命)の二方が脚摩乳、手摩乳の承諾を得られた、正式結婚の初めの大神で出雲の縁結びの大神として、本家、本元の大祖神様であります（同由緒書）」とある。このことで社格が上昇した。「御神階も四回昇叙の社は出雲では出雲大社、熊野大社、当社の三社で他に類例のない格別の社で白河天皇、承暦四年六月社司に中祓の儀を命ぜられる等、朝廷の御崇敬社で爾来出雲国司代々神領を寄進され、神主、佐草家以下三十三人の下社家、神宮寺、宮大工、宮そま、宮百姓等数十人奉仕し社頭の宏大、結構、近郷に比類なしと当時の古書『懐橘談』にも記されています（同由緒書以上前掲HP）」とある。

**須我山**。郡家東北一十九里一百八十歩。〔有檜・枌〕。
須我（すが）山。郡家の東北一十九里一百八十歩。〔檜・枌（すぎ）有り〕。
■海潮郷の須義祢（すがね）命を祭祀するのが、須我社であったらう。義を「が」と訓じさせているのは、元来が須我祢であったものを須義祢とせしめたものかもしれない。その須我社は、「記」により須佐之男命と稲田比売命の宮に塗り替へられた。「速須佐之男命、宮造作（つく）るべき地（ところ）を出雲国に求（ま）ぎたまひき。ここに須賀（すが）の地に到りまして詔りたまひしく、『吾（あれ）、此地（ここ）に来て、我（あ）が御心、須賀須賀斯（すがすがし）』とのりたまひて、其地（そこ）に宮を作りて坐（ま）しき。故、其地（そこ）をば今に須賀と云ふ（岩波文庫）」と記し、更に、須佐之男命が八重垣の歌を作（よ）んだとし、「八雲立つ出雲」の由来を八束水臣津野命ではなく、須佐之男命とした。出雲は天孫、須佐之男命を祖とする国であり、八束水臣津野命を淤美豆奴神（おみづぬのかみ）とし、大国主神ともども須佐之男命の子孫に組み込み、天孫の子孫の国であるとした。

**船岡山**。郡家東北一里一百歩。阿波枳閇委奈佐比古命、曳来居船。即此山、是矣。故云船岡也。
船岡（ふなおか）山。郡家の東北一里一百歩。阿波枳閇委奈佐比古命（あはきへわなさひこのみこと）、曳（ひ）き来居（きす）ゑし船、即ち此の山、是矣（これなり）。故、船岡と云ふ。
■阿波枳閇委奈佐比古命は、「あはきへ；阿波来経」「わなさ；和奈佐」で、徳島県海部郡海陽町の古名にある委那佐（地名：那佐湾：海陽町大里海岸）より来た阿波の神人で、「奈佐というのは、其の浦の波の音は止む時がないので奈佐という」とあり「海部あまは波を奈佐という」ともある。丹後国風土記の「和奈佐翁」も同じルーツとみられており、「奈佐湾周辺の神人（阿波の海人族）が伝えた伊勢神宮の外宮に祀られる阿波の大宜都比賣（おおげつひめ）は、豊受大神（とようけのおおかみ）や稲荷大神等と神名を変えて全国各地で現在も祀られているのであります（[和奈佐は倭奈佐](http://awa-otoko.hatenablog.com/entry/2015/02/08/233404)「大里八幡神社、和奈佐意富曾神社」）」といふ。引きずって来て据えた船が山とあり、船を赤川の上流へと引き上げた。船通山もあった。■阿波枳閇委奈佐比古命を祭祀するのは船林神社であり、「命は往古この山を中心に粟を主とした農耕の道をお開きになったので後命の遺徳偲び奉り租神として奉斎したのであるが、中世の頃一次衰微して社殿も消滅し山野となったことがあった（神社とお寺の参拝日記[HP](https://blogs.yahoo.co.jp/fudasyosanpai/36970529.html)）」とある。■粟は「我が国では、イネの伝来以前は主食とされていた。主要食糧として三穀（アワ、ヒエ、キビ）中、最も重視されていたようである。高温多照で乾燥する気候を好み、比較的土壌を選ぶことが少ない（あわ栽培資料、[HP](https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/9/5/1/9/5/0/_/awa_saibai.pdf)）」とある。潅漑を敷設できない地では欠かせない穀類であり、焼き畑などで栽培が可能であった。「記」は粟の起源について、「殺されし神（大気津比売神“おほげつひめのかみ”）の身に生（な）れる物は、頭（かしら）に蠶（かひこ）生（な）り、二つの目に稲種（いなだね）生り、二つの耳に粟（あは）生り、鼻に小豆（あづき）生り、陰（ほと）に麥（むぎ）生り、尻に大豆（まめ）生りき」とする。大気津比売神は、養蚕・五穀の起源となり、調理の女神、農業の女神であり、阿波（粟）国の女神、阿波忌部氏の祖神、天日鷲命（あめのひわしのみこと）と兄妹神である。古語拾遺によれば、阿波忌部氏は、上総、下総の安房国にも進出した。「天日鷲命が孫（うまご）、木綿（ゆふ）及（また）麻并織布【古語に、阿良多倍（あらたへ）といふ】を造る。仍りて、天富命（あめのとみのみこと）をして日鷲命が孫を率（ゐ）て、肥饒（よ）き地（ところ）を求（ま）ぎて阿波国（あはのくに）に遣はして、穀（かぢ）・麻（あさ）の種を殖（う）ゑしむ。其の裔（すゑ）、今彼（そ）の国に在り。大嘗（おほみにへ）の年に當りて、木綿（ゆふ）・麻布（あらたへ）及（また）種種（くさぐさ）の物を貢（たてまつ）る。所以（このゆゑ）に、郡（こほり）の名を麻殖（をゑ）と爲（す）る縁（ことのもと）なり。天富命、更に沃（よ）き壤（ところ）を求（ま）ぎて、阿波の齋部を分ち、東（あづま）の土（くに）に率往（ゐゆ）きて、麻・穀を播殖（う）う。好（よ）き麻生（お）ふる所なり。故、総国（ふさのくに）と謂ふ（岩波文庫）」とある。しかしながら、阿波枳閇委奈佐比古命の粟の種の出所を阿波、そしてその出自を阿波の神人とすることはむつかしい。三穀（アワ、ヒエ、キビ）はすでに縄文時代から栽培されていたとされ、すべての起源を阿波忌部氏の祖に帰すには無理がある。その意味では、阿波枳閇委奈佐比古命の伝承は古いものであらう。しかし、大気津比売神や天日鷲命伝承により、青幡佐草壮命の麻同様、崇敬者を維持することができなくなっていったのであらう。 **御室山**。郡家東北一十九里一百八十歩。神須佐乃乎命、御室令造給、所宿。故云御室。
御室（みむろ）山。郡家の東北一十九里（さと）一百八十歩（あし）。神須佐乃乎命（かむすさのをのみこと）、御室造ら令（し）め給ひて、宿りし所。故（かれ）、御室と云ふ。
■「み」は美称、「むろ」は土を掘り下げて柱を立て、屋根を置く形式の室、また、山腹などの岩窟をいうのはその転義（字訓）。和名抄には、「室（无路）以て寒暑を避く」とある。神須佐乃乎命の本拠地は須佐郷と思はれ、室山は「宿りし所」とあり、標高470ｍとすれば、避暑地であったのかもしれない。

凡藷山野所在草木、苦参（クララ）・桔梗（キキョウ）・菩加（ヤマウコギ）・白芷（ハナウド）・前胡（ノダケ）・独活（ウド）・萆薢（ヒメドコロ）・葛根（クズ）・細辛（ウスバサイシン）・茵芋（ツルシキミ）・白前（フナバラソウ）・決目（エビスグリ）・白歛（ガガイモ）・女委（ボタンズル）・薯蕷（ヤマイモ）・麦門冬（ジャノヒゲ）・藤（フジ）・李（スモモ）・檜（ヒノキ）・杉（スギ）・栢（カヤ）・樫（カシ）・櫟（ナラ）・椿（ツバキ）・楮（カジノキ）・楊梅（ヤマモモ）・梅（ウメ）・槻（ツキ）・蘗（キハダ）。　禽獣則有鷹（タカ）・晨風（ハヤブサ）・鳩（ハト）・山雞（ヤマドリ）・雉（キジ）・熊（クマ）・狼（オオカミ）・猪（イノシシ）・鹿（シカ）・莵（ウサギ）・獼猴（サル）・飛鼯（ムササビ）。

**斐伊川**。郡家正西五十七歩。西流、入出雲郡多義村。〔有年魚・麻須〕。**海潮川**。源出意宇與大原二郡堺笶村山。北流。〔有年魚少々〕。**須我小川**。源出須我山。西流。〔有年魚少々〕。**佐世小川**。源出阿用山。北流。〔无魚〕。**幡屋小川**。源出郡家東北幡箭山。南流。〔无魚〕。右四水合西流、入出雲大河。**屋代小川**。源出郡家正北除田野。西流、入斐伊大川。〔无魚〕。
斐伊（ひ）の川。郡家（こほりのみやけ）の正西五十七歩（あし）。西へ流れて、出雲（いづも）の郡（こほり）の多義（たけ）の村に入（い）る。〔年魚（あゆ）・麻須（ます）有り〕。海潮（うしほ）川。源（みなもと）は意宇（おう）と大原（おほはら）と二つの郡の堺（さかひ）なる笶村（やむら）山より出（い）で、北へ流る。〔年魚少々（すこ）しく有り〕。須我（すが）の小川。源は須我山より出で、西へ流る。〔年魚少々しく有り〕。佐世（させ）の小川。源は阿用（あよ）山より出で、北へ流る、〔魚（うを）无（な）し〕。幡屋（はたや）の小川。源は郡家の東北幡箭（はたや）山より出で、南へ流る。〔魚无し〕。右の四つの水合ひて西へ流れ、出雲の大川（おほかは）に入る。屋代（やしろ）の小川。源は郡家の正北除田野（よきたの）より出で、西へ流れて、斐伊（ひ）の大河（おほかは）に入る。〔魚无し〕。
■斐伊川と出雲大川と斐伊大河の問題である。出雲郡に、「出雲の大川（おほかは）。源（みなもと）は伯耆（ははき）と出雲と二つの国の堺（さかひ）なる鳥上（とりかみ）山より流れ、仁多（にた）の郡（こほり）横田の村に出（い）で、即ち横田・三処（みところ）・三津（みつ）・布勢（ふせ）等（ども）の四つの郷（さと）を経（とほ）り、大原の郡の堺なる引沼（ひきぬ）の村に出で、即ち来次（きすき）・斐伊（ひ）・屋代（やしろ）・神原（かむはら）等の四つの郷を経り、出雲の郡の堺なる多義（たけ）の村に出で、河内（かふち）・出雲の二つの郷を経り、北へ流れ更に折（を）れて西へ流れ、即ち伊努（いぬ）・杵築（きづき）の二つの郷を経りて、神門（かむど）の水海（みづうみ）に入る。此（こ）は則ち所謂斐伊（ひ）の河（かは）の下（しも）也」とあった。本来、鳥上山を水源とする川は「出雲大川」であった。しかし、すでにみたごとく、「記紀」が「肥の河上の鳥髪」「簸の川の上」としたことで、元来は「樋川」であったものを神亀三年に「斐伊川」といふ格別の名抄に改め、出雲大川を斐伊大河と置き換へることを試みたのであらう。出雲大川の説明の最後に、「所謂斐伊河」と「所謂」を付し、出雲大川を斐伊大河とし、「肥の河上の鳥髪」「簸の川の上」を成立せしめた。さもなくば、須佐之男命と稲田比売命の出会い、大蛇の血が流れに変った肥河の信頼性を損ねかねないものとなる。「記紀」の記述との整合性を保つための、出雲国造家の苦肉の表現とみえる。しかし、無理があった。仁多郡の横田川や室原川を「所謂」斐伊の河、「所謂」斐伊の大河の上流と付さねばならなかった。また、斐伊川が出雲大川と同義とするならば、「郡家」正西五十七歩の地であれば、「西」ではなく、「北」流でなくば合致しない（赤川河口であれば西流する）。しかし、何故か「西」を残した。大原郡の河川では赤川、久野川について言及がない。赤川については氾濫が多く、流路が定まらず、特定の名抄を与へづらいといふ言い訳ができるかもしれない。ところが、久野川となると斐伊川の支流扱いで特定の名抄すら見い出せない。ところで、郡家で西流するといえば久野川であり、この川が「樋川」であるなら、西流して、（出雲大川に流れ込んで）多義村に入ることに矛盾しない。旧郡家で西流するなら赤川である。樋川や赤川を出雲大川と同列に扱ふことが不可であり、斐伊川といふ格別の名にして、乗り切ろうとしたのであらう。記紀神話が浸透するにしたがひ、斐伊川が出雲大川にとってかわった。

通道。
通意宇郡堺木垣坂廿三里八十五歩。
通仁多郡堺辛谷村廿三里一百八十二歩。
通仁多郡堺斐伊河邊五十七歩。
通出雲郡多義村一十一里二百二十歩。
前件参郡、並山野之中也。
意宇（おう）の郡（こほり）の堺（さかひ）なる木垣（きがき）の坂に通（かよ）ふ。二十三里（さと）八十五歩（あし）。
仁多（にた）の郡の堺なる辛谷（からたに）の村に通ふ。二十三里一百八十二歩。
飯石（いひし）の郡の堺なる斐伊（ひ）の河の辺（ほとり）に通ふ。五十七歩。
出雲（いづも）の郡の多義（たけ）の村に通ふ。一十一里二百二十歩。
前（さき）の件（くだり）の三つの郡は、並びに山野（やまの）の中（うち）也

■大原郡は、古くは、赤川河口、矢口から開け、神財から来る神原が中心であった。それが神原神社の地、宇乃遅社の地と変遷し、更に、斐伊の郡家の地に移った。斐伊川（出雲大川）の河畔で水運の便があり、かつ、意宇、仁多、飯石、出雲への通道の要の地であることによった。ヤマト政権は、この地に目を付け、天孫、須佐之男命が始めて結婚し、宮を造営し、そこを八雲の出雲と命名したとした。八束水臣津野命も大穴持命もその子孫に組み込み、須佐之男命を祖神とし、その子天穂日命を出雲国造の祖とした。

|  |
| --- |
| 古事記がその舞台としたのは大原郡の地。その由緒、場所についての伝承は以下のHPのとおりである。大蛇退治の地　八口神社（[延喜式神名帳調査](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430904-01.html)）　斐伊波夜比古神社旧地（[延喜式神名帳調査](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430908-02.html)）シイの枝を刺して舞った地　佐世神社（[延喜式神名帳調査](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430911-01.html)）最初の宮の地　須我神社（[公式HP](http://suga-jinja.or.jp/)） |

ところで「記」は、その場をこう記している。「故（かれ）、避追(やら）はえて、出雲国の肥（ひ）の河上、名は鳥髮（とりかみ）といふ地（ところ）に降（くだ）りたまひき。この時箸（はし）その河より流れ下（くだ）りき。ここに須佐之男命、人その河上にありと以爲（おも）ほして、尋ね覔（もと）めて上（のぼ）り往きたまへば、老夫（おきな）と老女（おみな）と二人ありて童女（をとめ）を中に置きて泣けり。（岩波文庫）」。
舞台を肥の河上、「鳥髪」の地に降りた更にその河上としている。「鳥髪」を「鳥上」とすると、風土記の「鳥上山」の麓当りに降り、更に河を遡るとなり、そこは仁多郡横田郷の山中となる。しかし、舞台の伝承は風土記の大原郡の地となっており、河を遡って大原郡に至る河下の地に降りるか、あるいは大原郡内に降りその郡内の川を遡るのでなくば成立しない。「紀」においては、「素戔嗚尊　天より出雲国の簸の川上に降到ります。時に川上に蹄哭く声有るを聞く」にとどめ、この矛盾を回避している。

郡司　主帳　无位　　　　　　　　　勝部臣
大領　正六位上　　勲十二等　勝部臣
少領　外従八位上　　　　　　額田部臣
主政　无位　　　　　　　　　日置臣

■勝部臣（すぐりべのおみ）　姓氏家系大辞典（巻3）によれば、「もと帰化族を以て組織されし品部、勝氏配下の民」、「秦族の勝部、雄略紀に、（秦酒公・百八十種の勝部を率ゐて、庸調絹縑を献ずる『雄略紀十五年条、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki31.htm#%E5%8D%81%E4%BA%94%E5%B9%B4)』）ことを載せたり」、勝氏は「村主に通じ用ひ」、「勝部臣は、勝部の伴造家にして出雲臣と同族か」、とある。秦氏は、養蚕と紡織、土木技術集団として、諸郡に分散させられ、各地で都合よく用ゐられていたとする。秦造酒（はたみやつこさけ）は、これを憂ひ、東漢氏や西漢氏が文書や外交関係で重用されていることに対して、朝廷に驚くべき量の絹縑を積み、存在感を示し、秦の民の再結集を果たした。そのことにより「禹豆麻佐（うつまさ；満杯に積む）」の姓を得て、秦酒公となり、太秦（京都市右京区太秦）に拠点を築いた。勝部臣はその伝統を引き継ぐものであったと思はれる。勝部君は「出雲国の大族」とあり大領の勝部臣虫麿が僧の常駐する新造院を建立していた。■額田部臣（ぬかたべのおみ）　姓氏家系大辞典（巻5）によれば、額田臣は、「和邇春日氏の族なる物部氏より分る。姓氏録・市川臣の四世孫に額田臣を載せたり。・・・大和國式下郡額田邑より起これり」とある。また、額田部臣は、「職業部にして田部の一種と考へらる」、出雲に関しては、「出雲臣出雲国造の庶流にて、當國額田部の伴造たりし氏なるべし」とある。少領額田臣押嶋が新造院を建立しており、田を管理し力を蓄へていたとみえる。額田部の由来については、姓氏録、神別、左京、額田部湯坐連では注に「允恭天皇（19代）の御世。薩摩国に遣らる。平隼人。復之を奏して日く。御馬一匹を献る。額に町形廻毛有り。天皇之を嘉びたまふ。姓額田部を賜ふなり」とあり、馬の額の廻毛によるとしているが額田部湯坐連に関するものであらう。馬を扱っていた氏族とされるやうだ。姓氏録、神別、左京、額田部に「同命の孫、意富伊我都命（5代孝昭天皇）の後なり」とあり、額田は允恭天皇以前から名乗っており、由来は別とならう。「ぬか」は「ひたひ」の古語であり、「ぬかづく」ことでもあり、田部の一種としても、天皇家とは特別な関係があったのかもしれない。仁徳天皇（16代）の御世に、倭の屯田及び屯倉の屯田司であったのが出雲臣の祖淤宇宿禰（おうのすくね）といふ。応神天皇の御子の額田大中彦皇子が、この屯田は弟の大山守皇子の地にあるので、自分が治めると言ひ出し、大山守皇子は沈黙します。困った淤宇宿禰は太子、菟道稚郎子に相談をかけると、太子は大鷦鷯尊（後の仁徳天皇）に相談してほしいと関与を避けます。大鷦鷯尊は、このことを倭直（やまとのあたひ）の祖の麻呂に問ふと、韓国（からくに）に派遣されている弟の吾子籠（あごこ）が経緯を知っているとあり、早速、淡路の海人八十を漕ぎ手とせしめ、淤宇を韓国に派遣し吾子籠を連れ戻せしめます。吾子籠は倭の屯田及び屯倉は帝位にある者が治めるもので、帝皇の子と雖も治めることはできないと答へ、大鷦鷯尊は吾子籠に額田大中彦皇子に説明せしめ、「其の惡きを知しめせれども、赦して罪せず」とある（仁徳紀、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki25.htm)）。

自国東堺、去西廿里一百八十歩、至野城橋。長卅丈七尺、廣二丈六尺。〔飯梨河〕。又、西廿一里、至国庁意宇郡家。北十字街。即分為二道。〔一正西道。一枉北道〕。枉北道、去北四里二百六十六歩、至郡北堺朝酌渡。〔渡八十歩、渡船一〕。又北一十里一百卌歩、至嶋根郡家。自郡家去北一十七里一百八十歩、至隠岐渡千酌駅家濱。〔渡船〕。又、自郡家西一十五里八十歩、至郡西堺佐太橋。長三丈。廣一丈。〔佐太川〕。又西八里三百歩、至秋鹿郡家。又、自郡家西一十五里一百歩、至郡西堺。又、西八里二百六十四歩、至楯縫郡家。又、自郡家西七里一百六十歩、至郡西堺。
又、西一十里二百廿歩、出雲郡家東辺、即入正西道也。惣枉北道程、九十九里一百十歩之中、隠岐道、一十七里一百八十歩。
国（くに）の東（ひむがし）の堺（さかひ）より、西へ去ること二十里（さと）一百八十歩（あし）、野城（のき）の橋に至る。長さ三十丈（つゑ）七尺（さか）、広さ二丈六尺。〔飯梨（いひなし）河〕。又、西へ二十一里、国庁（くにのまつりごとどの）、意宇（おう）の郡家（こほりのみやけ）の北の十字（じふじ）の街（ちまた）に至り、即（すなは）ち分れて二つの道と為（な）る。〔一つは正西（まにし）の道。一つは北に枉（まが）れる道なり〕。
北に枉（まが）れる道。北へ去ること四里二百六十六歩、郡の北の堺なる朝酌（あさくみ）の渡（わたり）に至る。〔渡（わたり）八十歩、渡船（わたりぶね）一つあり〕。又、北へ一十里一百四十歩、島根の郡家に至る。郡家より北へ去ること一十七里一百八十歩、隠岐（おき）の渡なる千酌（ちくみ）の駅家（うまや）の浜に至る。〔渡船あり〕。
又、郡家より西へ一十五里八十歩、郡の西の堺なる佐太（さだ）の橋に至る。長さ三丈。広さ一丈。〔佐太川〕。又、西へ八里三百歩、秋鹿（あいか）の郡家に至る。又、郡家より西へ一十五里一百歩、郡の西の堺に至る。又、西へ八里二百六十四歩、楯縫（たてぬひ）の郡家に至る。又、郡家より西へ七里一百六十歩、郡の西の堺に至る。又、西へ一十里二百二十歩、出雲（いづも）の郡家の東の辺（ほとり）、即ち正西（まにし）の道に入る。
惣（す）べて北へ枉れる道の程（みちのり）、九十九里一百十歩の中（うち）、隠岐の道、一十七里一百八十歩。
■位置関係は（[出雲国風土記地図](http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-08.pdf)）上にみえる。一里300歩（534.54m、1歩1.78m）、これは唐尺（大宝律令の度量衡は唐制の模倣）。1歩1.78ｍの歩幅（跬）は89cmである。平均歩幅と身長の関係は、オムロンヘルスケア（株）社（[HP](https://www.faq.healthcare.omron.co.jp/faq/show/4195?site_domain=jp)）によれば「身長ｘ0.45」であり、唐尺の身長は197.8cm、万歩計の山佐時計計器（株）社（[HP](http://www.yamasa-tokei.co.jp/info/qanda.html)）によれば、歩幅の目安は「身長-100」であり唐尺の身長は189cmとなる。諸葛亮（孔明）及び趙雲が八尺、劉備七尺五寸と記されており、魏尺は一尺が24.12cmですから八尺は192.96cm、七尺五寸は180.9cmとなります。関羽や張飛は記されておりませんが、平話では九尺を越えるとされますから、2ｍを越えます。「今から五千年前の中国の龍山文化の遺跡から発掘された人骨を2017年に調査したところ、発見された集団の多くが身長約180センチ以上で、最も背が高かった男性は約190センチ（中国五千年の文明と歴史　中国とは何か、[HP](https://www.isc.meiji.ac.jp/~katotoru/asahi-culture20200109.html)）」とあり、誇張された身長とは云へないのでしょう。
寸法は、古代にあっては成人男性の身体を基準にしており、両手を合せて広げた（指10本分）長さを「1尺」とし、指1本分を「1寸」とし、周代の物差し（大尺）では、1尺が22.5cm、1寸が2.25cmに当たるやうです。女性の場合には「咫」とし、「中婦人の手長は八寸、之を咫と謂ふ。周の尺なり」とあり、八寸は2.25ｘ8＝18cmです。これは小尺であり、この1寸は1.8cmとなります。
古代中国では尺について、一月（30日）を上旬（10日）中旬（10日）下旬（10日）の十日（旬）単位でみることから1尺を10寸、一年十二月であることから1尺を12寸とする夏（BC1900～BC1600）・殷（BC1600～BC1046）王朝の尺度があり、殷を倒した周は「周は地に據りて生ず。地は陰なり。以て婦人にして法を爲す。婦人、大いに奄八寸を率く。故に八寸を以て尺と爲す。奄字を按ずに未詳」とあり、天ではなく地による、地は陰であるから婦人を基準にする、と1尺を八寸としたといふ。10寸、12寸は、夏殷、極めて長い期間使われており、残り続けるものであり、三種の尺は租税に用いる尺、建築に関する尺、衣類に関する尺、と用途により使い分けられ、長短があり、また、天文観測による暦（律）が精緻になるにつれ、時代による人の体型の変化でも長短が生じ、1尺も18cm～32cmの差があるやうで、素人は、どこでどれを適用すべきか、途方に暮れます。
丈は、元来、成人男性の平均身長が基準でありますから、その当時の人の背丈と合致しなければ、困ります。しかし、単位として十進法が成立してしまえば、10尺です。大尺では225cm、小尺では180cmに相当します。これでは周人はきわめて長人であったことになりますが、疑問があります。古代中国では、「男子は二十にして冠し、丈夫に列する」とあり、これを一人前の男とみなしました。「丈」の「説文解字注」に、「周制八寸を尺となし、十尺を丈となす、人は長（たけ）八尺故に丈夫となす」とあります。周制八寸とは18cmであり、この10尺は180cmとなります。この尺「小尺、咫」で八尺とは144cmで丈夫の背丈は極めて低くなります。
ところで、周尺では、歩幅（跬）を3尺（67.5cm）、1歩を6尺（135cm）としており、歩幅との関連での身長は（67.5 cm÷0.45＝150cm）（67.5 cm +100＝167.5cm）、150～167.5cmとなります。唐代の平均身長では南方で低く、北方で高くなり161～167cm（中国の身長の変遷史１５　唐代の平均身長、[HP](https://ameblo.jp/rimdom/entry-12535616359.html)）とあります。先にみた唐尺による身長とは合致しなくなります。
古代人の平均身長とは発掘された骨の計測によるもので、実体に近いものと思はれます。比較のために、今の時代の平均身長をみますと、（図録 平均身長の国際比較 [HP](http://honkawa2.sakura.ne.jp/2188.html)）によれば、2006年中国男子166.2cm、女性155.4cm、2005年日本男子171.6cm、女性158.5cmとあります。2020年公表（Record China [HP](https://www.recordchina.co.jp/b163660-s0-c30-d0063.html)）では中国男子169.7cm、女性158cm、日本男子172cm、女性158(?)cmとあります。
日本の古墳時代の男性の平均身長（図録 日本人の平均身長　[HP](https://honkawa2.sakura.ne.jp/2182a.html)）は男性163cm、女性152cmとみられており、肉食をしてこなかった江戸時代、明治時代より7cm身長が高かったとあります。出雲人は勢力があり栄養状態も良かったとするなら、この平均より高く昭和初期位の身長（男165cm、女153cm）があったかもしれません。
風土記の歩数は、如何なる部署のいかなる身長の人が歩き計測したものか、単独なのか、複数の平均なのか、その歩数をそのまま用ゐたのか、大宝律令に基づき唐尺に換算して用ゐたものか？疑問ばかりです。そのまま用ゐておれば、1歩1.78cmにより算出された下記の萩原版表記より短いものとなるでしょう。
所謂郡家と駅家を結ぶ道である。海を渡るには渡場に渡船が用意される。川については橋、渡船がある。野城橋は、萩原版では、長91.2ｍ幅7.7ｍ、佐太橋は長8.9ｍ幅3.1ｍとある。野城橋のごとき長さと幅の架橋となれば、相当の土木技術を要したことであらう。

正西道。自十字街西一十二里、至野代橋。長六丈、廣一丈五尺。又、西七里、至玉作街。即分為二道。〔一正西道、一正南道〕。正南道。一十四里二百十歩、至郡南西堺。又、南廿三里八十五歩、至大原郡家。即分為二道。〔一南西道、一東南道〕。南西道。五十七歩、至斐伊河。〔渡廿五歩、渡船一〕。又南西廿九里一百八十歩、至飯石郡家。又、自郡家南八十里、至国南西堺。〔通備後国三次郡〕。惣去国程、一百六十六里二百五十七歩也。東南道。自郡家去廿三里一百八十二歩、至郡東南堺。又、東南一十六里二百卅六歩、至仁多郡比比理村、分為二道。一道、東八里一百廿一歩、至仁多郡家。一道、南卅八里一百廿一歩、至備後国堺至遊託山。正西道。自玉作街西九里、至来待橋。長八丈。廣一丈三尺。又、西廿三里卅四歩、至出雲郡家。又、自郡家西二里六十歩、至郡西堺出雲河。〔渡五十歩、渡船一〕。又、西七里廿五歩、至神門郡家。即有河。〔渡廿五歩、渡船一〕。自郡家西卅三里、至国西堺。〔通石見国安農郡〕。惣去国程、一百六里二百四十四歩。
正西（まにし）の道。十字（じふじ）の街（ちまた）より西へ一十二里（さと）、野代（のしろ）の橋に至る。長さ六丈（つゑ）、広さ一丈五尺（さか）。又、西へ七里、玉作（たまつくり）の街に至り、即ち分れて二つの道と為る。〔一つは正西の道、一つの正南（まみなみ）の道〕。
正南（まみなみ）の道。一十四里二百十歩、郡（こほり）の南西（みなみにし）の堺（さかひ）に至る。又、南へ二十三里八十五歩（あし）、大原の郡家（こほりのみやけ）に至り、即（すなは）ち分れて二つの道と為る。〔一つは南西の道、一つは東南（ひむがしみなみ）の道〕。
南西の道。五十七歩、斐伊（ひ）の河に至る。〔渡（わたり）二十五歩、渡船（わたりぶね）一つあり〕。又、南西へ二十九里一百八十歩、飯石（いひし）の郡家に至る。又、郡家より南へ八十里、国の南西の堺に至る。〔備後（きびのみちのしり）の国（くに）三次（みよし）の郡に通（かよ）ふ〕。
惣（す）べて国を去る程（みちのり）、一百六十六里二百五十七歩也。
東南（ひむがしみなみ）の道。郡家より去ること二十三里一百八十二歩、郡の東南の堺に至る。又、東南へ一十六里二百三十六歩、仁多（にた）の郡比比理（ひひり）の村に至り、分れて二つの道と為る。一つの道は、東へ八里一百二十一歩、仁多の郡家に至る。一つの道は、南へ三十八里一百二十一歩、備後（きびのみちのしり）の国の堺なる遊託（ゆた）山に至る。
正西の道。玉作の街より西へ九里、来待（きまち）の橋に*至る*。長さ八丈。広さ一丈三尺。又、西へ二十三里三十四歩、出雲（いづも）の郡家に至る。又、郡家より西へ二里六十歩、郡の西の堺なる出雲の河に至る。〔渡五十歩、渡船一つあり〕。又、西へ七里二十五歩、神門（かむど）の郡家に至る。即ち河有り。〔渡廿五歩、渡船一つあり〕。郡家より西へ三十三里、国の西の堺に至る。〔石見（いはみ）の国安農（あの）の郡に通ふ〕。
惣べて国を去る程、一百六里二百四十四歩。
■野代橋は長17.8ｍ幅4.5ｍ、来待橋長23.8ｍ幅3.9ｍ。大原郡家南西101.5ｍに斐伊河が有り渡りが44.5ｍ、出雲河の渡りが89ｍ、神門川の渡りが44.5ｍとある。このクラスの川に架橋することは出来なかったやうである。

自東堺去西廿里一百八十歩、至野城駅。又、西廿一里、至黒田駅。即分為二道。〔一正西道、一渡隠岐国道〕。隠岐道、去北卅四里一百卌歩、至隠岐渡千酌駅。又、正西道、卅八里、至宍道駅。又西廿六里二百廿九歩、至狭結駅。
東（ひむがし）の堺（さかひ）より西へ去ること二十里（さと）一百八十歩（あし）、野城（のき）の駅（うまや）に至る。又、西へ二十一里、黒田（くろだ）の駅に至り、即ち分れて二つの道と為（な）る。〔一つは正西（まにし）の道、一つは隠岐（おき）の国に渡る道〕。
隠岐（おき）の道は、北へ去ること三十四里一百四十歩、隠岐の渡（わたり）なる千酌（ちくみ）の駅に至る。
又、正西（まにし）の道は、三十八里、宍道（ししぢ）の駅に至る。又、西へ二十六里二百二十九歩、狭結（さゆゑ）の駅に至る。又、西へ一十九里、多岐（たき）の駅に至る。又、西へ一十四里、国の西の堺に至る。
■官道や駅の記述については国府中心ではなく、ヤマト政権よりの通道として東の入口から記している。「駅家間の主要道との位置関係を示して、道路網記載のしめくくりとしている点に、中央政府との関係性へのゆきとどいた配慮が見受けられる」と注される。この姿勢が出雲国風土記の根底にあるといふことであらう。■出雲風土記は出雲の出雲たる所以を八束水臣津野命の「国引き」、その命の発した「八雲立つ出雲の国」とする。■「国引き」は日本列島の形成と無関係ではない。「かつては日本を形成する島々はアジア大陸の東端の縁にありました（地球紀行、[日本列島形成](http://www.geocities.jp/t_shimizu2003/earth_histry_4_1_m.html)）」とあり、東端が太平洋プレートやフィリピンプレートのづれ込みにより引き裂かれ、移動したとされ、この運動は絶えず進行中であり、「日本海側はユーラシアプレート（アムールプレート）が北アメリカプレート（オホーツクプレート）に潜り込んでおり、 陸側の地殻を次々と破壊、浸食し、削りかすを地球内部に運び込んでいます。1500年後には日本列島の姿は大きく変化することが予想され、大陸へ飲み込まれていることが予想されています（前掲HP）」ともある。白亜初頭（1億3000万年前）に始まり、2～1万年前にこの形となったとされる地殻運動であるが、その記憶を反映する可能性はあらう。「国引き」は出雲にのみ残されている伝承であるが、風土記はそもそも出雲の事象に限定されていることを考慮すれば、その枠をはずれた伝承から取り込んだものであったのかもしれない。■雲は云と雨からなる。云は「くも」の初文で、くもの回転する姿、中に竜が尾を捲いている形とみられ、雨を加へて雲の字となった。卜辞において自然神的な霊格をもつものとされており、「各（きた）れる云（雲）ありて、東よりす、面母（めんぼ）なり」のように方位やその雲気によって、それぞれ特定の名がつけられ・・・雲神が祭祀されていた（字統）。風土記の冒頭は、「国の大体（おほかた）は震（ひむがし）を首（はじめ）とし、坤（ひつじさる「西南」）を尾（をはり）とす」と易がごとき筆法である。出雲は「雲（神）、東より起り、南西に至る」とでも云はんばかりである。「くも」、わきたつ雲のくに。くもが山からわきあがるさまは、ものが盛んに生成する力を感じさせ、雨を呼び、ものを潤し育成することから、耕作をはじめた我が国の人々にも、その動向を察し、その恵みを求むことは欠くべからざるものがあったらう。また、山を駆け上り、駆け下る雲は、鳥と同じく、天地を往来する伝達者ともみえたらう。■八束水臣津野命の巨大な功績は冒頭の「国引き」以降は姿を消す。以降、所造天下大神と大穴持命が同一として、杵築の出雲が中心となり、古い神々に代はり、出雲を代表する神となる。所造天下とは、「記紀」におけるイザナギ、イザナミの為した仕事（くにの生成）に相当するものであり、大穴持命の仕事（平定天下）とは性質が異なる。両方を兼ね合はすことには無理がある。風土記には所造天下の物語は全くない。本来無かったのか、それとも封印されたものか？また平定天下の伝承も「記」に多用され、風土記では限定されたものになっている。■アイヌの神話、沖縄地方の神話（[かんたん神話学](http://suwa3.web.fc2.com/enkan/kantan/index.html)）には興味深い伝承がある。沖縄は頭と尻が浮き、双方に波が押し寄せるので土を撒いて森を作り、国釘を刺して島を縫い止め国が落ち着いたそうである。沖永良部島などの島も浮き上がるのを防ぐために石を置いたそうである。稲種は海の大王に授かり、太陽が「初穂は神々に供え、家の祖先神、かまどの火の神にあげ、残りは食べるように人間たちに教えなさい」としたといふ。石垣島の伝承では、日神がアマン神に命じ、アマン神が「天の七色の橋の上に立つと、大海に土石を投げ入れて天の槍矛でかき混ぜました。こうして出来たのが八重山の島々」といふ、神が天から人種を降ろすと、男女がでてき、神がそれぞれ池の反対方向に巡ることを命じ、「命じられたとおり巡って行った二人は、出会ったところで思わずぶつかって抱き合い、そのまま夫婦の契りを交わした」そうである。沖縄には、「ある時、油の雨が降り注ぎ、流星が落ちて火を吹き、地上は一面の火の海になりました。兄妹は命からがら逃げ延びて、山頂の浜ひさかき（ホーキナー）の大樹のうらに隠れました。続いて大津波が襲って、山野は一面の泥の海になり、山頂の浜ひさかき（ホーキナー）の大樹だけが残った」そうである。アイヌ神話の国土創生の伝承の一つに、「かつて、まだ国土というものがなかった頃、青海原の中に油のように浮いて漂うものがありました。その"気"は燃え立ち、清らかなものは立ち昇って天に、濁ったものは凝り固まって島（モシリ）になりました。これは今の後方羊蹄（シリペシ）の岳であるといいます。島は月日を重ねるごとに大きく堅くなり、その"気"が凝り固まって一柱の神になりましたが、天でも その清く明るい"気"が凝り固まって一柱の神になり、五色の雲に乗って降りてきました。 神々は、乗っていた雲のうち青いところを海の方に投げ入れて言いました。『水になれ！』。すると海になりました。 次に、黄色い雲を投げると土になり、島を覆い尽くしました。 次に、赤い雲を蒔いて言いました。『金銀珠玉器財となれ！』 最後に、白い雲を蒔いて『草木鳥獣魚虫となれ！』と言いました」とある。五色の雲の内残った黒雲だが、「黒い雲に乗って日神は雌岳マチネシリより、月神は雄岳ヒンネシリより昇天」したそうである。出雲は八雲でした。別の伝承では、「黒い雲を海に投げ入れて岩をつくり、黄色い雲を埋めて土をつくり、島々の全てを造り出しました。それで、今でも大きな岩からは雲が出てくるのです」といふ。別の伝承では、国造神（コタンカラカムイ）が大地を造ったのであるが、それは実は大きなアメマスの背中の上であり、「背中に重い荷物を載せられたアメマスが怒って暴れたので、地上は大地震になり」、「アメマスは休みなく大きな息をついています。海の水が引いたり満ちたりするのは、アメマスが海の水を飲んだり吐いたりするからです。アメマスが風邪をひこうものなら、大変です。大きなくしゃみをすると大津波になって、海辺の集落を残らずさらって」しまったそうである。七重八重の雲と鳥（セキレイ）の伝承がある。「昔、世界は一面の泥しかない沼地でした。陸地となるべきものは虚しくその中を漂い、空を飛ぶ鳥もいなければ海を泳ぐ魚もいない、莫寂とした死の世界でした。やがて空の彼方から風が吹き始め、七重八重の雲が現れ、天上の神々が現われました。最も高い天に住む真の造化神は、この世で最初の鳥としてセキレイを創造しました。このセキレイこそが地上の創始者です。 セキレイは真の造化神の命を受け、光の尾を引いて地上に舞い降りました。泥海に降り立ち、勇ましく羽ばたきながら水をはね散らし、足で泥を踏み固め、その長い尾を上下させて地ならしをしました。そのうち乾いた陸地が現れ、水は海となってさざなみを起こしました。 セキレイの働きにより、海に浮かぶ島が出来上がり、列島を形作りました。ゆえに、アイヌは世界をモシリと呼びます。モシリとは「浮かぶ土」という意味なのです。 なお、この世に最初に人間が生まれたとき、セキレイは尾を上下して、夫婦の交わる方法を教えたといいます。人間が地上に繁殖したのはセキレイのおかげなのです。アイヌはセキレイを恋望の鳥（オチウ・チリ）と呼んでいます」といふ。また、幣（みてぐら）の起源についての興味深い伝承もある。「神の国から一掴みだけ持ってきた稗も順調に殖ふえましたので、オキクルミは稗から酒を作ること、桶いっぱいの酒で神を祀ることを教え、柳の木で木幣イナウを作ることも教えました。『木幣を供えれば、神々は喜んでお前たちを守ってくれるのだ。何故って、かつて私より前に降りてきてこの世界を造った神が、地上でご飯を食べるときに使った箸を大地に突き刺して神の国に帰った。その箸が柳になったのだからね』。（以上の引用はすべて前掲HP）」。「記紀」の伝承が公式となる）以前に、このような国土や人間の創生伝承が出雲には無かったのであらうか？無いと考へる方が不自然ではないか。

意宇軍團。即属郡家。
熊谷軍團。飯石郡家東北廿九里一百八十歩。
神門軍團。郡家正東七里。

**馬見烽**。出雲郡家西北卅二里二百卌歩。**土椋烽**。神門郡家東南四里。**多夫志烽**。出雲郡家正北一十三里卌歩。**布自枳美烽**。嶋根郡家正南七里二百一十歩。**暑垣烽**。意宇郡家正東廿里八十歩。
**宅伎戍**。神門郡家西南卅一里。**瀬埼戍**。嶋根郡家東北一十九里一百八十歩。
意宇（おう）の軍団（ぐんだん）。即ち郡家（こほりのみやけ）に属（つ）く。
熊谷（くまだに）の軍団。飯石（いひし）の郡家の東北二十九里（さと）一百八十歩（あし）。
神門（かむど）の軍団。郡家の正東七里。

馬見（まみ）の烽（とぶひ）。出雲の郡家の西北三十二里二百四十歩。土椋（とくら）の烽。神門の郡家の東南四里。多夫志（たぶし）の烽。出雲の郡家の正北一十三里四十歩。布自枳美（ふじきみ）の烽。島根（しまね）の郡家の正南七里二百一十歩。暑垣（あつがき）の烽。意宇の郡家の正東二十里八十歩。
宅伎（たき）の戍（まもり）。神門の郡家の西南三十一里。瀬埼（せざき）の戍。島根の郡家東北一十九里一百八十歩。
■ここは編纂当時の息吹が感じられる。「律令制軍制は、軍防令・職員令兵部省関係諸条を中心に制度化された軍事行政・平時編成・共通訓練によって、平時から建設・維持されていた（[日本律令軍制の基本構造](https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/2/29910/2014101617313917767/SigakuKenkyu_175_17.pdf)　下向井龍　広島大学文学部）」。当時の平時の軍団は、各国においては、国司の管轄下にあり、戸籍が編成され、計帳により租庸調のベースが管理されていた。正丁（せいてい、21～60歳の健康な男）三人につき一人を兵士として徴発し、兵士の食糧と武器は自弁で、平時には交替で軍団に上番し、訓練や警備にあたることが原則であった。また、都での衛士、防人や鎮兵に出征する者もあった（[官制大観、軍防令](http://www.sol.dti.ne.jp/hiromi/kansei/yoro17a.html)）。一軍団は1000人～200人と差があるが、正丁人口の1/3が兵士といふ原則は加重であり、実際はこれより少なかったとみられている。「筑前国:4個軍団 兵士4000名（2000名） 筑後国:3個軍団 兵士3000名（1500名） 豊前国:2個軍団 兵士2000名（1000名） 豊後国:2個軍団 兵士1600名（1000名） 肥前国:3個軍団 兵士2500名（1500名） 肥後国:4個軍団 兵士4000名（2000名）弘仁4年(813年)8月9日付の減員前（カッコ内は減員後）軍団（古代日本）[ｳｲｷﾍﾟﾃﾞｨｱ](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BB%8D%E5%9B%A3_%28%E5%8F%A4%E4%BB%A3%E6%97%A5%E6%9C%AC%29)」とあり、出雲も三軍団の編成となっている。半島に近い国ではこの軍団数であるが、軍事的脅威の少ない地域の軍団数は1～2程度となっている。■烽は、40里（約21km）毎に設置が原則（官制大観、軍防令、[66条置烽条以下](http://www.sol.dti.ne.jp/hiromi/kansei/yoro17c.html)）とされる。馬見は坪背山（371ｍ、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E5%9D%AA%E8%83%8C%E5%B1%B1&lat=35.4135122&lon=132.6753131&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E5%9D%AA%E8%83%8C%E5%B1%B1&uid=a838e58cf20d0044fc59cd14172dcaa3bc89564f&fa=ids)）とみられ、隠岐、石見まで眺望がきくと注される。土椋は大袋山（360m、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E5%A4%A7%E8%A2%8B%E5%B1%B1&lat=35.3024969&lon=132.7802068&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E5%A4%A7%E8%A2%8B%E5%B1%B1&uid=6ba34500afb77f84e4f7f734a9703e1aadd5c0ce&fa=ids)）、多夫志は旅伏山（412m、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E6%97%85%E4%BC%8F%E5%B1%B1&lat=35.4214783&lon=132.7841677&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E6%97%85%E4%BC%8F%E5%B1%B1&uid=561fbf43d2050ab9ca68f483d6dff81257aa59bf&fa=ids)）、布自枳美は嵩山（331m、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E5%B5%A9%E5%B1%B1%E3%80%80%E6%9D%BE%E6%B1%9F&lat=35.4866016&lon=133.1076012&ei=utf-8&datum=wgs&lnm=%E5%B5%A9%E5%B1%B1&v=2&sc=3&uid=258eead8d87cec9d416960c7ce4c7eeb5b717253&fa=ids)）、暑垣は車山（208m、[地図](https://map.yahoo.co.jp/maps?p=%E8%BB%8A%E5%B1%B1%E3%80%80%E5%AE%89%E6%9D%A5%E5%B8%82&lat=35.4017574&lon=133.2019536&type=scroll&ei=utf-8&datum=wgs&v=2&sc=3&lnm=%E8%BB%8A%E5%B1%B1&uid=50a1994138272195f13976dbb23ab7e319208df8&fa=ids)、あるいは田頼山）、とされる。同68条（有賊入境条）に、「賊があって境に侵入したときに烽を放つ場合、賊衆の多少、烽の数の節級（１〜４炬）はいずれも別式に依ること（同軍防令）」とあり、いくつかの想定がなされていたやうである。■戍は境界・要害の地などに置かれた防備のための施設、と注される。宅伎は神門郡多伎郷、多伎小川の河口、岩見国との堺に当る。瀬埼は。隠岐への渡りの北西、築島の対岸。両方ともに海上の関の役割を果たしていたと注される。■「『出雲国計会帳』解部に出雲国から弁官に提出した『解文』四十一条のうち、天平五年十月二十一日に進上された『公文』二十六巻四紙の内容が『考文一巻、考状一巻、兵士簿目録一巻、兵士歴名簿四巻、点替簿四巻、儲士歴名簿一巻、烽守帳一巻、道守帳一巻、駅馬帳一巻、駅家舗設帳一巻、伝馬帳一巻、種馬帳一巻、繫飼馬帳一巻、伯姓牛馬帳一巻、兵馬帳一巻、官器仗帳一巻、伯姓器仗帳一巻、津守帳一巻、公私船（帳）、以下欠損』（日本律令軍制の基本構造）」とあり、「兵部省の軍事行政が国司の日常行政に全面的に依存する全国軍事力データの集中管理であり、具体的には諸国司から朝集使を通して進上された雑公文の審査・集積という文書行政として行われたこと、その目的が、対外戦争における動員に備えたもの（前掲HP）」であった、とされる。「軍団兵士制は律令国家によって上から画一的に設定され、在地首長制によって支えられて存続する制度であるが、いったん成立すると既存の社会関係に対して独自の反作用を及ぼしていく。まず律令国家は、籍帳作成を通して編戸制・班田制を社会に強制するが、その目的の一つは、兵士役負担を均等化し、兵士家族の再生産基盤を均等に保障しながら、人口比最大限の兵力量を確保・維持することであったと思われる。その意味で、律令国家は本来的に「軍国」体制なのであり、軍団兵士制の存続は、律令国家に編戸制・班田制を厳格に徹底しつづけることを政策として強制する（前掲HP）」とある。風土記の提出もその一貫であり、律令制における国司の重要な業務であった。ただ、出雲にあっては、地勢や通道・駅、産物の記述ならばともかくも、各地における数々の伝承を、記紀との関連を損なはないやうにとりまとめて記述せしむには、事情に通じていない中央派遣の国司には難があり、霊亀2年（716年）に「出雲国神賀詞」を奏上した果安の時に国司であり、「紀」の編纂にも参画していた忌部連首が大きな役割を果したと思はれる。国造家は各郡の郡司にその郡の記述を任せ、秋鹿（あいか）の郡（こほり）の人、神宅臣（みやけのおみ）金太理（かなたり）に推敲を重ねて全体の調整を図らしめ、国造（くにのみやつこ）であり、意宇郡（おうのこほり）の大領（たいりやう）を兼務する出雲臣広島（いづものおみひろしま）がその後ろ盾となり、完成にこぎつけたと推察できやう。古事記の編纂が和銅五年(712年)、日本書紀の編纂が養老四年(720年)であった。「風土記」撰進の官命は和銅六年（713年）、出雲臣広島の国造就任は養老五年（721年）、風土記完成が天平五年（733年）となっており、「記」との兼ね合はせが終わった頃に、「紀」が完成し、更に検討を加へざるを得なくなり、広島の国造就任が新たな契機となったが、その後も12年を要す困難な事業となった。

天平五年二月卅日勘造、秋鹿郡人　神宅臣金太理
国造帯意宇郡大領　外正六位上　勲十二等　出雲臣廣嶋

平成29年（2017年）8月12日　了、令和4年2月17日更新